

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A
	18
	2154

裏面白紙

22-10-6.1

Def. Doc. #2636

OPENING STATEMENT
ITAGAKI PHASE

訂正

板垣征四郎劈頭陳述

裁判長並ニ裁判官各位

被告板垣が本件起訴狀ニ於テ訴追セラレアル訴因ハ

(一) 他ノ全被告ト共ニ揭ゲラレタル共同謀議——滿洲事変、中國事変、張
鼓峯、ノモンハン事件、太平洋戦争全般ヲ含ム——ニ関スル訴因第一乃至第五

(二) 他ノ全被告ト共ニ否ケラレタル所謂侵略戦争、國際法違背戦争——中
華民國、米國、英國、濠洲聯邦、新西蘭、加奈陀、印度、比律賓國、和
蘭王國、佛國、泰國、ソ聯ニ對スル——ノ計畫準備ニ関スル訴因第六
乃至第十七

(三) 他ノ被告ト共ニ揭ゲラレタル

(a) 滿洲事変ノ開始、遂行ニ関スル訴因第十八、第二十七

(b) 中國事変ノ開始、遂行ニ関スル訴因第十九、第二十八

(c) 佛國ニ對スル戦争ノ開始、遂行ニ関スル訴因第二十三、第三十三

(d) 張鼓峯事件ノ開始、遂行ニ関スル訴因第二十五、第三十五

(e) ノモンハン事件ノ開始、遂行ニ関スル訴因第二十六、第三十六

(f) 米國、比律賓國、英國、和蘭王國、泰國ニ對スル戦争遂行ニ関スル

訴因第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十四

(g) 停戦條件ニ関スル訴因第四十四及南京——訴因第四十五、廣東——

訴因第四十六、漢口——訴因第四十七、ノモンハン——訴因第五十一

張鼓峯——訴因第五十二

(h) 通常ノ戦争犯罪ニ関スル訴因第五十四、第五十五

ノ四十二箇ニ及ンデヤルノデアリマス。

此處ニ於テ板垣被告ハ既ニ辯護側一般段階ニ於イテ示サレタル證據ト共ニ

以下ノ点ヲ立證致シマス

- 一、被告板垣ハ如何ナル侵略戦争ノ計畫又ハ準備ヲ意識シテ他ノ人ト共同謀議ヲ作ツタ事ナク又斯ル計畫ヲ遂行シテ國際法ヲ犯セルコトナシ
- 二、被告板垣ハ許因並ニ證據ニアル如キ事件ニツキ犯意ヲ持テ不正ニ参加シタコトナシ
- 三、被告板垣ハ米國、比律賓國、英國、和蘭王國ニ對スル戦争ヲ犯意ヲ持テ不正ニ遂行シタコトナシ
- 四、被告板垣ハ如何ナル地區ニ於イテモ俘虜虐待ノ原因ヲ作ツタリ勸告命令、許可等ヲ爲シ又ハ実行シタリ宥恕セルガ如キ事ハ絶対ニ無シ。事實ハ正ニ反對ニシテ彼ガ俘虜ニ對シ責任ヲ有セル期間又ハ場所ニ於テ全テノ俘虜ガ公正ニシテ良好ナル待遇ヲ受フル様ニ努力シ物資ノ許ス限リ給養ヲ與ヘ良キ住居ト被服ヲ與ヘタノデアル

五、被告ハ又戦争法規ヲ犯シ違反ノ原因ヲ作り又ハ勸告、命令又ハ宥恕セルコトナシ

奉天事件ハ計畫サレタルモノデナク支那軍ノ長期ニ亘ル多数ノ暴行ニ次イテ起ツタ偶発事件デアツテ関東軍及ビ日本人ハ合法的ニ駐屯及ビ居住シテ居タノデ支那軍ノ暴行限リナキ行為ニ對スル防衛ノ爲自衛行為ヲ取ツタノデアアルコトヲ立證致シマス

又滿洲ニ於テ豈政ヲ施行スルガ如キ計畫ハ全クナク又事實実施サレマセンデシタ。日本ニ関スル限リ滿洲ヲ支那ヨリ分離シ獨立國ヲ作ル如キ計畫ナク滿洲ガ支那カラ獨立シ滿洲國ガ發生シタノハ滿洲國人自身ニヨリ創意サレ達成サレタノデアアル事ヲ立證致シマス

溥儀氏推戴ハ在住民ノ希望ト彼ノ滿洲國皇帝ニ成ラントスル熱意トニヨルモノデアアルコトハ板垣自身ニヨリ判ツキリ證言スルデアリマセウ

滿洲國協和會ハ侵略戦争ヲ遂行セシガ爲ニ作ラレタ如キ會デハ全クナク夫レトハ反對ニ民族協和ノ王道樂土建設ノ爲メ民意暢達ノ會デアツタコトト板垣ハ之カ創立者デモ何ンデモナカッタコトハ證人ニヨリ判ツキ立證シマス。

蘆溝橋事件當時板垣ハ第五師団長デアツテ其ノ頃參謀本部ニ在ツタコトハ斷シテナイコト從ツテ訴因第十九ノ被疑事實ハ全ク其ノ根據ナキコトヲ板垣本人及證人ニヨリ立證スルデアリマセウ。

又所謂南京事件當時板垣ハ第五師団長トシテ北支河北省保定ニ駐屯シアリ全ク關係ナカッタコトニツイテモ右同一證人が證言スルデアリマセウ。

板垣が最近近衛内閣ニ於ケル陸相トシテ近衛首相ニ迎ヘラレタノハ近衛首相が當時板垣ハ日本軍ノ中國ヨリノ全面撤兵、日華和平解決ノ考ヘニ於テ自分ト意見ガ一致シテ居ルコトヲ知ツタカラデアリマス。

3

板垣ハ斯クテ速ニ全面撤兵シ日華和平解決ヲ圖ルベク第一次近衛内閣ノ陸相トシテ全努力ヲ之ニ傾注シタデアツタ。然シ乍ラ各般ノ事情、就中、中國ノ徹底的全面抗戰ノ決意及蔣介石氏ノ日本控制政策が果シナキ長期抗戰ヘノ泥沼ヘ日本ヲ進ヒ込ンダノニアルコトヲ立證スルデアリマセウ。

第一次近衛内閣崩壊後、板垣ハ平沼氏ノ懇請ニヨリ平沼内閣ノ陸相トシテ留任シマシタ。前述ノ如ク、日華和平ノ迅速ナル招来ハ殆ンド不可能ノ問題トナツテ来タトスレバ中國ノ抗日態勢ヲ切りクズス方向ニ向ツテ時局收拾ノ方途ヲ見出スヨリ外ナス。仍ツテ日本ハ國內態勢ノ整備ヲ圖リ長期戦ニ備ヘルト同時ニ凡百ノ機會ヲ捉ヘテ中國事変解決ニ資スル必要ガアツタノデアリマス。

防共協定ヲ強化スル爲に強ト交渉シタノハ侵略ヲ意圖シタノデハナク日独伊關係ヲ深メ之ヲ抽軸トシテ國際關係ニ日本ノ地位ノ向上ヲ圖リ中國政府

ヲシテ容共抗日ヲ断念セシメ授將諸國ヲ防共、共存共榮ニ轉回セシムル機
縁トナシ北方ソ連ノ武力及共產主義攻勢ニ對スル防衛強化ヲ圖リ中國大陸
ノ混乱ヲ收拾スル方途トセン爲デアツタ。而モ其ノ交渉中途ニ於テ独逸ノ
独ソ不可侵條約締結ニヨリ萬事終止トナツタコトハ證人及板垣自身ノ證言
ニヨリ更ニ一層明瞭ニスルデアラウ。

一九四〇年九月下旬北部佛印へ日本軍ノ一部が平和進駐シタ件ニ付テハ當
時板垣カ屬シテキタ又那派進軍トハ何等關係ナカツタ。

右進駐軍ノ派遣ハ東京大本營ニ依ツテナサレタモノデアアルコトヲ證人ニヨ
リ立證シマス。

關係証四ハ章十五、第二十三、第三十三デアリマス。

一九四一年七月ヨリ一九四五四年四月迄板垣ハ朝鮮軍司令官トシテ京城ニ在
リ從ツテ太平洋戦争ノ討區準備開始ニ付何等子與スル所ハアリマセンデシ

4

4-2

4-1

朝鮮軍ハ一九四五年二月一日迄平時編制部隊デアツテ太平洋戦争ニ關スル
作戰任務ヲモ有シナカツタコトヲ明カニ致シマス。

一九四五年四月ヨリ終戰迄第七方面軍司令官トシテ板垣ハ「シンガポール」
ニ在ツタゲ連合軍ノ攻撃ニヨリ各地トノ連絡ハ完全ニ遮断サレ之ト交戦ス
ルニ至ラスシテ終戰トナツタノデアリマス。

停戦收容所ハ南方派遣軍司令官ノ隷下ニアリ其ノ管理ハ東京ノ中央當局発
令ノ規定ニ基キ行ハヒテ居リマシタ。

以上ノ両司令官時代ヨリ進駐板垣ハ停戦ノ取扱ニ付テハ最も留意シ之ヲ公正
ニ取扱ヒ、可能ナル限り施設給養等ヲ良好ニシ其ノ管理ニ遺憾ナキヲセシ
メタノデアリマス。

聯合國側が南方地區ニ於テ糧秣運搬船ヲ撃沈シタリ輸送通信等ヲ遮断シタ
コトハ糧秣危機ヲ生ジマシタガ彼ハ出系ル丈ノ事ヲシマシタ 俘虜ハ日本
軍ト殆ド大差ナイ給養ヲ受ケテ居タコトヲ立證致シマス

舊稿

對支政治問題一覽表
排日貨問題及反日教育

- 第一回 主ナル排日貨運動
一九〇八年辰丸抑留事件ニ就テ我國カラ抗議ヲ提出シタコトニ於リ、三月ヨリ十一月ニ及ンダ。
- 第二回 安東奉天間ノ鐵道ノ改設ニツキ八月ヨリ十月マデ滿洲方面ニ於テ排日貨運動ガ旺ンニ行ヘレタ。
- 第三回 日支交渉事件
一九一五年五月日支交渉條約調印ニ際シ先ヅ排日十月マデ全支ニ擴大シタ。
- 一九一九年巴里講和會議ニオケル山東問題不利ノ報
恥記念日ヲ中心ニ支那全土ヲ舉ゲテ一大排日ヲ開
二月マデ讀イタ。
- 一九二〇年旅大回收問題ニ付四月ヨリ八月マデ
中部支那ヲ中心トシテ起リ遂ニ對日經濟斷交ヲ宣言スルニ至ツタ。
- 第六回 五、三〇事件
一九二五年五月三十日ノ所謂五、三〇事件ニ端
ヲ發シ全國的ノ大同盟罷業、外貨排斥ガ各地ニ行ヘレタ。
- 第七回 山東問題
一九二七年田中内閣ハ南京濟南ノ慘害ニ鑑ミ我居留
民保護ノタメ山東ニ出兵シタノニ對シ支那ハ各地デ日貨排斥ヲ行ツタ。
- 第八回 濟南事件
一九二八年居留民保護出兵ニヨリ濟南事件ノ勃發ト
ナリ反日會ノ如キ組織的排日機關ガ生レ惡辣ニ排日貨ヲ行フコトニナ

一九一九年
五月
日支交渉事件

對支政治問題一覽表
排日貨問題及反日教育

- 第一回 主ナル排日貨運動
一九〇八年辰丸抑留事件ニ就テ我國カラ抗議ヲ提出シタコトニ始リ、三月ヨリ十一月ニ及ンダ。
- 第二回 安東奉天間ノ鐵道ノ改設ニツキ八月ヨリ十月マテ滿洲方面ニ於テ排貨運動ガ旺シニ行ヘレタ。
- 第三回 日支交渉事件 一九一五年五月日支交渉條約調印ニ際シ先ヅ排日貨運動ガ波口ニ起リ十月マデニ全支ニ擴大シタ。
- 第四回 山東問題 一九一九年巴里講和會議ニオケル山東問題不利ノ報ヲ齎シ五月七日ノ國恥記念日ヲ中心ニ支那全土ヲ舉ゲテ一大排日ヲ開始シ、コレ運動ハ十二月マデ續イタ。
- 第五回 旅大同收問題 一九二〇年旅大同收問題ニ付四月ヨリ八月マデ中部支那ヲ中心トシテ起リ遂ニ對日經濟斷交ヲ宣言スルニ至ツタ。
- 第六回 五、三〇事件 一九二五年五月三十日ノ所謂五、三〇事件ニ端ヲ發シ全國的ノ大同盟罷業、外貨排斥ガ各地ニ行ハレタ。
- 第七回 山東問題 一九二七年田中內閣ハ南京濟南ノ慘害ニ鑑ミ我居留民保護ノタメ山東ニ出兵シタノニ對シ支那ハ各地デ日貨排斥ヲ行ツタ。
- 第八回 濟南事件 一九二八年居留民保護出兵ニヨリ濟南事件ノ勃發トナリ反日會ノ如キ組織的排日機關ガ生レ惡辣ニ排日貨ヲ行フコトニナ

(二)

對日經濟封鎖

第九回 萬寶山事件 一九三一年北滿萬寶山ニ於ケル朝鮮人ノ水田ニ對スル河水利用問題ノ紛擾ニ端ヲ發シ朝鮮在任支那人ニ對スル朝鮮人ノ報復的暴動ヲ發生シ、上海始メ各地ニ排日援僑會ガ組織セラレテ七月中旬ヨリ排日運動ガ起ツタ。

第十回 滿洲事變 日支間條約ニ基キ滿洲ニ駐屯セル日本軍ハ一九三一年九月十八日奉天附近ノ南滿洲鐵道ノ若干個所ガ支那軍ノ無暴ナル破壞ヲウケタルニ抗シ全支ニワタル反日運動ニ對シテ自衛的行動ヲ起シタ。同運動ハ國民黨ニヨリ故意ニナサレタルモノデアツテ、ホイコツトデハナイガ恐ラクハ、武器ニヨラザル對日戰爭ト謂ハレルモノデア

以上第一回ヨリ第五回ニ亘ル排日運動ハ、其端ヲ政治問題ニ發スルモ其方法トシテハ所謂日貨排斥(日貨抵制日貨不買)ナル經濟的方策ヲ以テ之レニ臨ンダガ、大正十二年ノ第五回排日運動ニ當リ從來ノ日貨抵制日貨不買ヲ以テ満足セズ、對日經濟斷交ナル新方策ヲ執ルニ至ツタ其方法ハ(一)原料供給ノ禁止(二)支那關係會社雇傭日本人ノ解雇(三)日本人使用ノ支那人引揚(四)日本ノ銀行ニ預金セズ又日本ノ紙幣ヲ使用セズトノ四條項ヲ含ムモノデア

斯クテ其結果ハ對支貿易ノ衰退、對支航路ノ不振、對支商品相場ノ下落

(三)

不當課稅差等運賃問題

對支爲替ノ硬塞等直接間接ニ非常ナル惡影響ヲ來セル而巳ナラズ、中支ニ於ケル邦人商社ノ如キハ遂ニ其引上ゲノ已ムナキモノガアルニ至ツタ爾來此ノ經濟絶交ノ新方策ハ對外人ヲ目的トスル勞働爭議ニマデ應用セラレルヤウニナツタ。

第一 反日會ノ標榜スルトコロハ理論ニ於テ反帝國主義ヲ基礎ト爲シ愛國運動ノ一端トシテ反日行動ヲ採ルトイフニアツテ、從來ノ排日ノ如ク單ニ一時的又ハ地方的ノ反日感情ヨリ出デタモノデナイ。

第二 其存在ガ全國的組織的デアツテ、一時的ノ線香花火的デナイ等ガ從前ノ排日トハ非常ニ異ナル。

第三 其ノ實情ハ一般國民的運動デナク排日ニヨリ利益スル一部ノ商工業者及一部ノ不良分子ガ國民的運動ノ名ヲ冒シテキル點。

一九三〇年日支兩國間ニ締結サレタ關稅協定第三附屬管ニヨレバ、支那政府ハ通商促進ノ障礙トナルベキ釐金、常關稅、沿岸貿易稅、通過稅並ニソノ他一切ノ課稅及ビ課金ヲ出來ルダケ速カニ廢止スルコトヲ聲明シ

タガ事案ハソレヲ裏切ルモノガ多イ。ソノ一例トシテ支那紡績工場ニア
 ツテニ國民政府財政部ニ相當ノ金額ヲ納附スレバ運單ト稱スルバスノ發
 行ヲ許可サレソレヲ製成品ニ貼付シテ置ケル諸種ノ課税ヲ免除サレルガ右
 納附金ヲ納メナイ支那紡績ヤ日本紡績工場等ノ製成品ハ到ルトコロデ不當
 ナ稅ヲ課セラレテキル。

西有鐵道ノ運賃モ亦日本製成品ニ對シテ極端ニ差別待遇ヲ行ツテ居ル例ヘ
 ベ上海カラ内地ニ到ル滬蓉、滬杭各線ニ於テモ、外國品運賃ト支那製成品
 運賃トハソノ質率ニ於テ格段ノ開キガアリ、シカモ外國品中デモ更ニ區
 別シテ、外國的色彩ノ濃厚ナモノホド、運賃率ヲ高クシテキル。例ヘバ
 綿織物ノゴトキ支那品ハ四級トシテ低廉ナ運賃ヲ以テ輸送スルニ反シ外
 國品ハ二級ノ高率デアアル。帽子、紙類ナド總テコノ類デアツテ單ニ上海
 附近ニ止マラズ、一般支那國有鐵道ハ國民政府鐵道部ノ命令ニヨリコノ
 差等運賃ヲ適用シテ外國品ヲ壓迫シテ居ル。殊ニ膠濟鐵道ノゴトキハ極
 端ニ日本製成品又ハ在支邦人工場製成品ニ對シテ壓迫ヲ加ヘ過重ノ運賃率ヲ課
 シテ居ル。

(四)

反日教育

國民政府ハ永久的排日ノ計畫ヲ以テ日本ガ條約ノ改正ニ同意シ更ニ關東
 州、滿鐵ノ邊附、朝鮮ノ獨立、臺灣ノ返還ヲ見ルニ至ルマデ排日運動ヲ
 繼續スルノ目的ヲ以テ中學校小學校等ノ教科書ニ至ルマデ排日材料ヲ編

(五)

商租額ノ根拠

土地商租額ノ成文的根拠ハ一九一五年ノ「南滿洲及東部內蒙古ニ關スル
 條約」ニ基クモノデアアル其ノ第二條ニ「我國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商
 工業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スルタメニ必要ナル土地ヲ商
 租スルコトヲ得」トアリ同條約附屬公文ニ「右ノ商租ノ文字ニハ三十一

ゲテ居ル。
 例ヘバ之等教科書ノ排外記事五百餘章中實ニ三百二十餘章ハ排日記事デ
 アツテ一、日本ノ對支積極政策 二、日本ノ支那侵略政策 三、日本ノ
 支那侵略ノ歴史 四、日本ノ支那ニ於ケル勢力 五、支那國民ノ執ルベ
 キ對策等ヲ詳細ニ且ツ平易ニ記述シテアル。其他排日文献ハ枚舉ニ遑ガ
 ナイ

「排日教育ノ一例」

- 一、我國ノ強要ヲ強要スルノハ。。。。デアアル
- 二、吉會鐵道ハ吾等ヨリ。。。。ニ到ル鐵道ナリ
- 三、日本ニ對抗セントスルニハ。。。。手段ヲ執ルノ外ハナイ
- 四、南滿鐵道會社ハ。。。。ガ支那ヲ滅ボス主要機關デアアル
- 五、臺灣ハ元來。。。。ノ領土デアツタ
- 六、會テ露國ガ強要ヲ抵抗セシ勢力ハ。。。。ノタメニ打破サレタ

商租額其他諸權益

(六)

箇年迄ノ長キ期限附キニテ且無條件ニテ更新シ得ベキ租借ヲ含ムモノトシテ承認せらるルモノデアアル。無條件更新トハ事實上土地ノ所有權ヲ承認シテ一一定ノ租額ヲ定メテモ借手方が更新ヲ希望スルコトヲナイニ認セズ又ハ新契約締結時ノ租額ヲ定メズ更ニ代償ヲ支払フコトヲナク商租權ハ存続スルニトイフノデアアル。此ノ如ク條約上ニ於テハ明確ナ租益デアアルガソノ實質ハ完全ニ支那官憲ノ積弊ニヨリ維持サレテ居ル。

商租ヲ廢止スル總令

舊北京政府ハ條約締結ノ一箇月後ニハ大總統令ヲ以テ「優待租額條約」ヲ廢止シタ。ソレニヨリベハ私ニ外人ト契約ヲ締結シ租額ノ額額ヲ定メテ之ニ基キ高價契約ヲ締結セタモノハ死刑ニ處ストモ或ハナイカラ新租額然タル文字ヲ使ツタモノト見ハレルガ尙之方實地準備ノ爲メ準備年ノ猶豫期間ヲ求メ此ノ間ハ土地須知ナドト稱スル内規ヲ設ケ租力土地面積ノ妨害ヲ試ミ今日ニ至ツテキル。之ガ爲メ滿蒙ニ於ケル邦人ノ土地及ビ事業經營ガ全然失敗ニ歸シタコトハ以下ニ掲グル賃例ガ示ス如クデアアル。

(七)

工業權ノ壓迫

邦人ノ滿洲ニ於ケル工業經營權ハ一九一五年ノ日支條約ニヨリ正當ニ承認サレタ權利デアアルガ、支那官憲ノ壓迫ハ極ルトコロナク是レ又逐日衰

(八)

鐵業及森林權妨害

類ノ運命ニアル。例ヘバ滿洲紡績會社ニ就テ見ルニ奉天官憲ハ奉天紡績廠ノ製品ヲ保護スルタメ曩ニ滿洲紡績ガ北京政府ヨリ得タル免稅ノ特典ヲ認メズソノ製品ニ重稅ヲ課シ又南滿洲製糖會社ニ對シテハ原料ノ供給ヲ困難ナラシメソノ營業ヲ根底ヨリ覆サント試ミ、又ニ北滿電氣會社ハハルビン埠頭區、新市街、舊市、其ノ他郊外ニ廣ク電力ヲ供給シツ、アリテ其營業狀態ハ北滿邦人企業中最モ基礎鞏固デアルト云ハレテ居タガ支那側ハ吉林省官民合同ノ名ノ下ニ新ニ資本金四百萬圓ヲ以テ電業公司ヲ創立シ、五千キロノ發電所ヲ建設シテ北滿電氣會社ヨリハルビン市ノ電車敷設權ヲ取り上ゲ更ニ電燈事業ヲモ奪取セント試ミ不法ニモ警察力ヲ以テ市民ニ電燈ノ切替ヲ迫ル等、極力邦人ノ事業ニ對シテ壓迫ヲ加ヘテ居ル。

南滿洲鐵道幹線及安奉線ノ沿線ニ於ケル嶺山經營ハ明治四十二年ノ「滿洲五案件ニ關スル協約」ニヨツテ日支合辦トシナケレバナラヌ事ニナツテ居ルノミナラズ、支那ノ鐵業條例デモ外人合辦ノ法入ニ對シテ之ヲ認ムル事ニナツテ居ル。ソレニモ拘ラズ支那官憲ハ我國ガ滿蒙ニ於テ有スル正當ナル鐵業權ヲ不當ニモ奪回セント圖リ滿鐵撫順炭鐵ノオイルセイル事業ハ「日支條約」上何等規定ナクソノ鐵業權ハ支那ニアリトノ抗議ヲ日本政府ニ提出シ又大倉組ガ合辦契約ニ基キ奉天當局ト過去二十二

年間ニ亘ツテ合辦經營シ來ツタ本溪湖煤鐵公司ノ石炭坑同ニ併先ヲ向ケ
其他邦人ニ許可シタ多クノ嶺山採掘權ヲ皆反古ニシテシマツテ居ル。又
邦人ガ南滿洲ニ於テ森林事業ヲ經營シ得ルコトハ一九一五年ノ日支條約
ニヨリ既定ノ權利デアアルガ支那側ハ其ノ國內法タル森林法及其他ノ諸法
令ニヨツテ外國人ニ對スル森林伐採權ヲ禁止シテ居ル。ソノ結果、吉林
ニ於テ、富士製紙、三井大倉等多額ノ資本ヲ投下シ、森林營業ニ着手シ
タ邦商ハ悉ク支那官憲ノ壓迫妨害ニ會ヒ多大ノ損失ヲ被リ事業中止ノ止
ムナキニ至ツテ居ル。

(七)

自由居住權陳請

之モ一九一五年ノ日支協定ニヨツテ確認サレタ權利デアアルガ當ニ日本ノ
ミニ限ラレタル權利デナク滿蒙ニ於ケル門戶開放主義ニヨツテ各國人ト
モ之ニ均等スルコトヲ得ルモノデアアル。コレヲ獲得シタ日本ノ意思ハ滿
蒙到ル處ニ於テ原料ノ買附ケ商品ノ販賣等經濟的活動ニ資セントスルニ
アル。
コノ條約ノ規定ニヨリ日本其他ノ外人ガ「自由ニ住居往來シ各種ノ商工
業ソノ他ノ業務ニ從事」シ得ルコトニナレバ滿洲ニ於ケル經濟的發展ヲ
助成スルコト大ナルニ拘ラズ支那側ニ於ケル種々ノ妨害ノ爲メ今尙コノ
權利ガ完全ニ實行出來ナイデアアル。例ヘベ奉天省局長ハ該域内ニテ日
本人ニ貸家セル支那家主ニ對シテ「一、借家期限満了セルモノハ再契約

セザルコト。二、今後尙永キ期限ヲ有スルモノハ三箇年以上ニ及バサル
ヤウ契約ヲ一律ニ改訂スベシ」ト嚴命シタ。コレガタメ一九二七年奉天
域内日本人居住家屋ハ百三十餘戸デアツタガ現在ハ僅々二十三戸ニ激減
シタ。尙遼寧、洮南、吉林省長安、黑龍省安遠、法庫門、陶願昭、石頭
子、安東、帽兒山等悉ク邦人ノ退去ヲ迫リ中ニハ邦人ノ隻影モ認めナイ
所ガ多クナツタ。

(十)

鮮人壓迫ノ實例

一九三一年六月萬寶山ニ於テ支那側ハ伊通河ノ堰止工事ヲ廢シテ鮮人ニ
幹田掃キヲ行ヘト主張シ日本側ハ乾田作ハ水田ニノミ熟セル鮮人トシテ
ハ事實行ヒ得ザルノミナラズ既ニ其ノ時期ヲ失シテ居ルカラ水田トシテ
ノ作付ヲ許セト主張シテ所謂萬寶山事件ヲ惹起シタガ從來在滿鮮人ニ對
スル支那官憲ノ壓迫ハ實ニ峻烈ヲ極メ、人道上ヨリ見ルモ棄テ置キ難イ
モノデアアル。現今在滿鮮人ノ正確ナ數ハ不明デアアルガ約八十萬内外ト推
算セラレソノ九割九分マデハ農業ヲ營ミツ、アルモノデアアル。之等ノ鮮
人ハ支那人地主ヨリ土地ヲ借受ケ水田作ヲ行ツテ居ルガ數年前ヨリ支那
官憲ハ、朝鮮人トノ租田(小作契約)ヲ禁シ單ナル雇傭契約ノミヲ認ム
ルコト、シテ鮮人ノ農業自營權ヲ奪ツテシマツタ。其他鮮人居住取締ニ
關スル秘密命令ハ枚舉ニ遑ナク一九二八年中ニ退去命令ヲ受ケタ朝鮮人
居住箇所ハ四百箇所以上ニ及ンダ。

證 明 書

自分へ大阪商工會議所常務理事ノ職ニ居ル者ナル鹿枝ニ添付セル英語
 ニ依リ印刷セラレ壹葉ヨリ成ル
 SUMMARY OF POLITICAL AND ECONOMIC RELATIONS BETWEEN JAPAN AND CHINA
 ト題スル印刷物ハ當所ノ蒐集シタル資料ニ基キ一九三一年（昭和六年）
 當時ノ大阪商工會議所ニ於テ編纂發行シタルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十六日

於 大阪市北區堂島西町
 大阪商工會議所

伊 東 俊 雄

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
 同日於同所

立 會 人

大阪商工會議所
 會 頭 杉

通 助

高橋

○課長（藤澤俊之輔君）内閣總理大臣臨時代理幣原外務大臣

（幣原大臣另許幣原喜重郎君）諸君、

○幣原大臣（另許幣原喜重郎君）諸君、
十四日不慮ノ難ニ道ハレ、目下秋中テアリマスガ、幸ニ難過良好デアリ
マシテ、波カラス當議場ニ出席シ御目ニ掛ルコト分出來ルデアラウト存ジマ
ス（拍手）私ハ内閣官制第八條ニ依リ、内閣總理大臣臨時代理ヲ仰付ラレ
本日茲ニ第五十九回帝國議會ニ應ミマシテ、政府所信ノ重要ヲ以テ進言シマ
スル所デアリマス（拍手）

22-1008 (19)
幣原喜重郎 (19)

最ニ重要ナル出來事ハ、倫敦海軍條約ノ締
結月二十二日、日英米佛伊ノ五國全權委員ノ
議決スル限リ、批准書全部ノ寄託ヲ了シ、舊
約ニ生スルコトナツタノデアリマシテ、世
界三大海軍國ノ協力ニ依リ茲ニ國際平和ニ新
タナル保障ガ加ハルニ至リマ

De I. noC 1969
シタコトハ、海ニ要員ニ委ヘヌ所デアリマス（拍手）
締結ノ如ク倫敦條約ハ大正十一年ノ英府條約ト相俟ツテ外ハ國際競争ニ
伴フ危険防止シ、以テ主要海軍國間ノ友交關係ニ新生面ヲ開クト夫ニ、内
閣ヲ強ク誡戒シ、以テ兵力ノ擴張ニ容スル所無カカラサルモノアルコトハ
今更申ス迄セアリマセヌ（拍手）此等熱ノ激しい精神的効果ヲ水ク維

高橋

○ 謬長（藤澤俊之助君）内閣總理大臣臨時代理 幣原外務大臣

○ 幣原大臣（幣原喜重郎君）諸君、貴口内閣總理大臣ハ、昨年十一月

十四日不慮ノ難ニ逼ラレ、目下亦中テアリマセガ、幸ニ難過ニ好テアリ

マシテ復カラス當務ニ出テ御目ニ對ルコト方出來ルテアラウト存ジマ

ス（拍手）私ハ内閣官制第八條ニ依リ、内閣總理大臣臨時代理ヲ仰付ラレ

本日茲ニ第五十九回帝國議會ニ臨ミマシテ、政府新會ノ重要ヲ演述シマ

スルコトハ、私ノ最モ光榮トスル所デアリマス（拍手）

過去一年六週シテ實際政局上、最モ重要ナル出來事ハ、倫敦海軍條約ノ締

結デアリマス、同條約ハ昨年四月二十二日、日英米佛伊ノ五國海軍委員ノ

間ニ調印ヲ終リ、日英米三國ノ勦スル限リ、批准書全部ノ寄託ヲ了シ、舊

條三十一日ヨリ完全ニ其效力ヲ發生效力スルコトナツタノデアリマシテ、世

界三大海軍並ノ協力ニ依リ茲ニ國際平和ニ新タナル保障ガ加ハルニ至リマ

シタコトハ、御ニ慶賀ニ堪ヘヌ所デアリマス（拍手）

御承知ノ如ク倫敦條約ハ大正十一年ノ英府條約ト相俟ツテ外ハ復シテ戰爭ニ

伴フ危險防止シ、以テ主要海軍條約ノ友交關係ニ新生面ヲ開クト共ニ、内

閣會議ヲ豫示シ、以テ氏力ノ懷柔ニ寄スル所望ヲカラサルモノアルコトハ

今更申ス迄セアリマセヌ（拍手）此條約ノ功利的位ニ精神的效果ヲ永ク維

Per. noC 1969

Kzh 100

持シ、更ニ年々之ガ益々ラハルコトハ、其種殖ノ重要ナル實ヲ示シ
マシテ、邦來ニ對スル全世界ノ希望セ亦希ツア此世存スルモノト言ジマス
（拍手）

中華民國ノ内亂ハ昨秋漸ク終局ヲ告ゲ、目下國民政府ハ尙意興内政ノ
ノ回復ト、強固政治ノ刷新トニ努力シテ在ルモノト観メラレマス、民衆
ノ和平統一ハ獨リ國民ノ幸福タルノミナラス、邦來ニ對テ亦莫クシク誠
實ノ家々島嶼ニ仲展センコトヲ期シテ在ル次第デアリマス
諸君ト孰テ各各トノ關係ハ、満足ナル状態ニ在リマシテ、今夕茲々諸君
固ヲ加フベキコトハ無言ヲ以テ斷言シテ在ラル、所デアリマス（拍手）
昭和六年度ノ預算ニ付キマスハ世界ニ在ル諸國ノ情況ニ對シテ、既定課
費ニ對シテ努力整頓節約ヲ加フルト共ニ、新税増徴ハ能クシテアリマス（拍手）
ルモノラ外、一切之ヲ認メナイコトニ決シタノデアリマス（拍手）
斯クシテ極限セラレタル船舶六千餘隻、或出十四億四千餘圓、之ヲ
昭和四年度總算表ニ比較スルト千八、三倍二千餘圓ノ増進ナルノ
デアリマス（拍手）斯ノ如ク財政ノ調停維持ナルヲ示シテハアリマスガ、我ガ
計費ヲ増アタノデアリマス、斯ノ如ク財政ノ調停維持ナルヲ示シテハアリマスガ、我ガ

トスルモノデアリマシテ、之ニ依リ國防ノ骨幹ハ一先ツ整フ次第デアリマス
尙ホ政府ハ民力ノ涵養ヲ顧ルノ義務ナルコトヲ認メマシテ、海軍艦艇ノ成立
ニ伴ヒ、強ク軍艦建造ノ為ニ留保セラレタル財源ノ内ヨリ、昭和六年度以降
昭和十一年度ニ至ルマデ、初年度九百餘萬圓、年年度約二千五百萬圓ノ款額
ヲ行フコトニ定メタノデアリマス（拍手）

但シ之ニ依テ時界ヲ緩進スルコトヲ慮リマシテ、之ヲ公募ニ待ツコトヲモテ
タノデアリマス
全權係執行以後ノ經濟状況ヲ考慮シマスルニ、我財界ハ總直シノ中途ニ於
テ世界的ノ不景氣ニ遭遇シタル為メ、朝露ヲ萎ゲテ一時ハ不安ノ氣分ニ成
レタノデアリマスガ、其間ニ於テ産業界ノ合理化、生産費用ノ獎勵、金融ノ
調節、失業ノ救済等

（拍手）

過去一任閣ニ於テ我ガ對外關係ニ對シテ重要ナル影響ヲ及ボシタル出来事ハ、
檢査委員會ノ報告アリマス、同報告ハ昨在十月二十七日發表、同日閣ヲ除
クノルニ英米諸國ノ各報、況ニコソ米兩報ノ批准書ヲ了シ、十二月三十一日
ニハ愛知自由新聞ノ沈黙ニ七奇説サレマシタカラ、日、英、米ノ西スル報リハ
命々効力ヲ發生スルコトトナツタノデアリマス（拍手）其全クハ等ニ公布セ
ラレ、又各報壇ノ内容ニ付テハ前報ニ於テ仔細ニ論議サレマシタカラ茲ニ
ハ再返シマセヌ、唯同報約ノ新ラシタル精神的效果ニ至ツテハ、一言附加ヘ
タイコトガアリマス、倫敦報約ハ補助ニ懸シテ近年主要海軍國ノ閣ニ漸ク
蕭シツツアリタル造幣競争ノ勢ヲ絶チ、燕盛頓會議以來各報ノ政治家ヲ驚シ
タル懸念ヲ、一舉ニシテ解決シタノデアリマス（拍手）其成立ガ感歎政局ノ
安定ノ爲ニ如何ニ重大ナル意義ヲ有スルカハ申スマデセテアリマセヌ（拍手）
又申ニ是ガ實ニ如何ニ重大ナル意義ヲ有スルカハ申スマデセテアリマセヌ（拍手）
深ウスルニ至ツタコトセ、内外ノ輿論ト不協ノ聲ヲ持ツ者ノ一機ニ感ズル
感歎ノ聲ニ良好ナル影響ヲ與ヘルノデアリマシテ、世界ノ平和進歩ハ新
命運ノ人心ノ道徳的ノ自覚ニ依ルノ外ガナイノデアリマス（拍手）
中華氏内亂ハ、昨年五月六月ノ頃ニハ山東省ニマデ波及シ、海軍軍ニ其以
東ノ經濟道ノ崩壊一帯ニ在リスル本邦人ハ、幾度カ危命ニ懸サレタノデア
リマスガ、同地方ニ於ケル我ガ官民一致ノ努力其宜シキヲ得タル爲メ又交戦

軍隊ニ雙方共本邦人ノ保護ニ緊密ナル注意ヲ加ハタル爲メ、幸ニ本邦人中一
名ノ死者者ヲモ出サズ（拍手）財産上ノ損害モ極メテ微ニ止マツタノデア
リマス、是ト同時ニ民間ノ各地方、殊ニ中部並ニ南方ノ諸省ニハ所謂共匪積
行シテ遂ニ長沙事件ヲ惹起シ、一時ハ容易ナラザル混亂状態ニ陥リマシタガ
ハ、遂ニ我ノ爲メメタ又東亞ノ大局ノ爲メ洵ニ憂習ノ至ニ堪ヘマセヌ（拍手）
固ヨリ民間ノ前途ニハ、今後尙ホ幾多ノ難關ガ待ツテ居ルノヲ認メラレマ
ス、之ヲ逐次突破スルニハ同民政治家ニ於テ如何ニ忍耐ト、勇毅ト、而シテ
列國ノ友情トヲ必要トスルカヲ諒察スルニ難カラヌノデアリマス（拍手）唯
茲ニ民間ノ爲メニ人意ヲ強ウスルモノガアリマスノハ最近民間首領ノ言動ガ
著シク内政治ノ建設事業ニ重キヲ置イテ居ルコトデアリマス、即チ蔣總司
令ハ、粵省南東ニ凱旋スルヤ否ヤ、全國民ニ通告シテ地方匪賊ノ掃蕩ヲ囑ル
ノ急務ヲ囑フルト共ニ、財政上ノ整理、編制ノ修正、經濟開發ノ途ニスル外
至ノ要也、地方自治ノ厲行等ヲ高調セルノミナラス、昨年十一月ノ第四回全
體會議ノ決議ニ依リマスレバ、今年五月初ヲ期シテ國民大會ノ開催ヲ決定シ
且ツ政治ノ普遍ノ目標ヲ秩序安定、民力培養並ニ教育普及ニ置キ、又對外關
係ノ事項トシテハ國際金融ノ振興、内外債ノ整理等ニ對スル決心ヲ示シマホリマ
ス、之ヲ以テ我レバ國民政府ハ今ヤ内亂ノ終局ト共ニ、政治ノ理想ナル建設
的革新ニ依ツテ國家ノ基礎ヲ確立シ、之ニ依ツテ列國ノ間ニ其當然ノ地位ヲ

吾々ハ向ヨリ武蔵ノ北當ナル立地ヲ無視シテ、妄リニ利己的ノ要求ヲ一スガ
如キ意思ヲ有スルモノデハアリマセヌ（相手）同時ニ民族權ニ於テモ、我ガ
所屬地ニ在リノ地位ヲ重クセントスルガ如キ計略ガアリキベキモノトハ信ゼラ
レマセヌ

（發言スル者多ク）「部長注意シロートデアアリ」

○議長（澤渡之輔）「神原ニヒマヌ
○外務大臣（男爵市原喜重郎）「第一又斯ル企ガ存員ニ資同シテラレルセ
ノデハアリマセヌ、尙ホ明ニ海峽セル領地地方ハ、從來疑々不逞ノ徒ノ乘
守トナリ、而シテ民衆ノ地方官思ニハ、我ガ我ノ真意ニ要領ガアリ、是ガ
ニ同地トノ治安維持上頗ル憂慮スベキ情態ヲ呈シ在留洋人中ニモ被害單由致
シタノデアリマスガ、吾々ハ胸襟ヲ披イテ民衆官憲ト有領シタル結果、相互
ノ意思シ、今ヤ民衆官憲自ラ吾々ト領シク雖モ我々ノ必要ヲ切實ニ感ス
ルニ至リマシテ、同地万ノ無切ハ若シク改テセラレ、在留洋人セモ又其項ニ
安シムルコト、ナツタノデアリマス（相手）
○外務大臣「ソヴイェット」聯邦トノ關係ニ於テハ、貿易額モ近年急激ナル増加
ノ勢ヲ示シマシテ、我ニ與テ交渉當時ノ三倍ニ達スルニ至リマシタコトハ概
ブベキ所向デアリマス（相手）目下兩國政府間ニ交渉中ノ若干項目ガアリマ
スガ、吾々ハ「ソヴイェット」政府ガ吾々ト親シク兩國ノ邊境ニ至キテ

Det. NoC #1969

此大局上ノ見地ヨリ各般ノ問題ヲ解決セントスル所存アルモノト信ジマス
（相手）

固ヨリ我等ノ問題ヲ解決スルニハ、悉ク雙方ノ立場ヲ考慮シテ、其間ニ
公正ナル一致點ヲ見出サナケレバナリマセヌ、極東露領方面ノ漁業問題ニ
至ツテハ本邦人ノ漁業權ハ

（發言スル者多シ）

○議長（澤渡之輔）「神原ニヒマヌ
○外務大臣（男爵市原喜重郎）「第一「ボースマス」條約ニ根據ヲ發ス
ルモノデアリマシテ、同條約ガ境ニ效力ヲ有スルコトハ大正十四年ニ調印
サレタル日露漁業協定條約中ニ明文ガアリマス又「ソヴイェット」政府ニ於
テモ露領上本邦人ノ漁業權行使ヲ小冊子ナラシメントスルガ如キ意圖アルセ
ノトハ認めラレマセヌ、從テ此問題モ亦必ズ相當ナル解決ニ至シテラレル
モノト期待致シアニルノデアリマス
○外務大臣「市原喜重郎トノ關係ハ一應ニ盡メテ済マズベキ情態デアリマシテ今後
亦亦々々顧慮ニ勞スベキコトハ吾々ノ深信スル所デアリマス、過去七年
間露領エズ我ガ漁船ニ刺殺ラ興ヘタル米野津氏法ノ問題ニ付テモ顧慮ニ於テ
露領ノ為メガ最近領内ニ能ク我々ノ立場ヲ諒解スルニ至ツタカハ甚早ニテ
交レマセヌ、吾々ハ露領キ無味ヲ以テ露領ノ推移ニ注目スルモノデ
アリマス（相手）

Det. NoC #1969

Doc. No. 3969

KXh No

日本印刷局庶務課長ノ職ニ任ル者ナル處、茲ニ添付セル日本印
刷局（内閣印刷局）ノ印刷發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月三十日 於 東京 森原孝太

右署名印ハ自分ノ面前ニ於テ施サレタルモノナルコトヲ證明ス

日 於 河 所 立 會 人 小 口 守

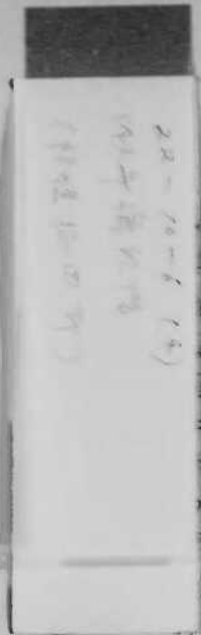
文書成立ニ關スル證明書

17-1/

②
1940
22
事務

文書ノ出所ニ
スル證明書

本書ニ添付セル日本語ニテ書カレタル紙頁ヨリ成ル
成ル國民新聞昭和六・九・六（日）夕刊記事抜
萃（民政黨此處大會ニ於ケル若槻組員ノ演説）



九日 於

東京帝國大學附屬圖書館

柳 生 四 郎



石署名捺印ハ自分ノ百頁ニ於テ漏ラレタルモノ
ナルコトヲ證明ス
同日於同所

立會人 達 昌 三

18

17-17

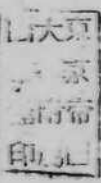
1940

22
夏橋

文書ノ出所ニ スル證明書

本書ニ添付セル日ニ語ニテ書カレタル紙頁ヨリ成ル
成ル國民新聞昭和六・九・六（日）夕刊記事被
取（民政黨此處大會ニ於ケル若槻組員ノ演説）
ハ本館設置ニ係ル同新聞ノ正福ナル取テナルコ
トヲ證明ス

昭和二十二年七月廿九日 於



東京帝國大學附屬圖書館

御 座 四 郎

石畠名義印ハ自分ノ百箇ニ於テ宛ラレタルモノ
ナルコトヲ證明ス
同日於同所

立會人 延 昌 三

Leaf Dec 1946

2

國民新聞 昭六・九・六（日）

民政黨八五日午後一時富山市別院ニ北

大政會ヲ觀キ夏部藩派ノ若槻首相初メ小川

民政黨北陸大會ニ於ケル若槻總裁ノ演説ハ左ノ如クデアル

現代外交ハ國際正義ヲ基調トシテ世界ノ共存共榮ヲ目的トスルモノデナケレバナラナイ。現内閣並ニ我ガ黨ノ外交方針ハ此ノ指導精神ヲ貫イテ我國ノ存立ヲ確保シ併セテ世界人類ノ福祉ニ貢献セントスルノデアアル。近時對支外交ニシテ世間輿論ニシテバ兎角ノ言葉アルカニ同ク對支外交ノ方針モ又以上ノベタル指導精神外ニ出ツベキデナイノテ私共ノナシツ、アルトコロハ必ズヤ貴明ナル國民ノ支持スル應タルヲ固ク信ズルモノデアアル。私共ハ支那ノ所謂新與意識ヲ尊重スルニ充分ナル用意ヲ有スルモノデアアル。然シナガラ以上ノ指導精神ハ蘇聯地方ニ於テ現ニ我國ガ享有スルトコロ利益ヲ他ク返固守スベキヲ脅威スルモノデハナイ。蓋シソノ利益タルヤ國際正義ノ通念ニ於テ我國ガ之ヲ放棄スベキ理由未モ之レナキガ故デアアル。

17-2

Leaf 100c 1940

100c

即チ我々ハ利益ニ於ケル我々ノ利益ハ何處迄モ
確保シナケレバナラナイ。

随ツテ又ソレラ我々ノ利益ヲナイガシロニセン
トスルニ對シテハ當時トシテ之ニ適ムノ覺悟ト
決心トヲ我々ハ當ニ有スルモテアル。唯我々ガ
常ニ忘レテハナラナイノハ如何ナルニ又、何

ヲモ怖ル、コトナク遂行シウルトコロノ強キ外
交政策ハ最初ニ申上ゲタ指導精神ヲ固守スルニ
アルノデアル。乃チ國際正義ヲ基本トスル共存

共榮主義ノ遂行デアル。私共ハ此ノ方針ニ深ッ
テ列國トノ外交ヲ處理シテキル次第デアツテ對
支對日外交ニアツテモ又同様デアル。モトヨリ

新ノ如キ外交ノ大道ヲユキ、隨ツテ益モ強キ外
交政策ヲ遂行シ其ノ實效ヲ收メントセバ、セカズ、
ズ、アセラズ眼前ノ事象ニ眩ラムコトナク益々
歩ヲ進ムルノ用意ガ必與デアル。然シテ私共ノ
斯ノ如キ外交方針ハ對支外交ニ於テモ必ズ達成
モ有効ナルベキヲ信ズルノデアル

後略。

裏面白紙

22
西曆六年七月二十一日 火曜日

京師日出新

ニ於ケル若親首相演説

ハルビン 文壇
（若親首相演説）

局の至大の反響をあたへたる出来事は、アム案であります。

の大不景気によつて、ドイツの財政はいよいよ著しく安定を失くに至つたこと

は争はれませぬ。

他の一面に於て世界大戦の結果、歐洲の諸國は相互間に又特にアメリカに對し、各額の債務を負担してゐるのであります。その償還履行の爲め、

金の異動が又今日の不景気を深刻ならしめた一原因であります。この時に當つてアメリカ大統領は若し各國一律にドイツに對する賠償債權並に債務全部の取立を一ヶ月間猶豫するといふ返答を提議するに至つたのであります。

その目的は一はドイツ財政の危機を救ひ、一は世界不景気を緩和するにあり

昭和六年七月二十一日 火曜日

京邸日出新

最近ニ於ケル若親首相演説

最近、最近世界の政局竝に財局の至大の反響をあたへたる出来事は、アメリカ大統領の閣議的モラトリアム案であります。

御承知の通り、近年世界全般の大不景気によつて、ドイツの財政はいよいよ悪化を遂げ、之がたゞ歐洲の諸國の事象は著しく安定を失くに至つたこととは争はれませぬ。

他の一面に於て世界大戦の結果、歐洲の諸國は相互に又特にアメリカに對して、各額の債務を負擔してゐるのであります。その債務履行の爲め、今の異動が又今日の不景気を深刻ならしめた一原因であります。

この時に當つてアメリカ大統領は若し各國一率にドイツに對する賠償債權並に債務全部の取立を一ヶ年間猶豫するといふ返答を提議するに至つたのであります。

その目的は一はドイツ財政の危機を救ひ、一は世界不景気を緩和するに在

裏面白紙

るものご解せられます。

我々は大局の情勢に顧みフーヴァ大統領の喪葬が便宜に適することを認め
我輩自らアメリカ政府との關係に於て、何等の債務を負担せざるにか、
はらぐ、本案に對して欣然その成立に力せんとするものであります。

中 略

我對外交の方針について政府としても又民衆としても今日迄幾回も
なく意見を發表したことがあります。世間には遂かに滿蒙問題に關する
聲あることを聞きませんが、我々は疾にその根本方針を内定し聲明せし
居るのであります。今更新かに確立すべき方針があることは認めませぬ。

我國は滿蒙地方に於て、既に我國民の生存を要する關係ある權利利益
を享有するものであります。過去或十年間の歴史はすでに我國民全
の間にこれに關する一の固き信念を與へてをります。此際例へ如何なる
要求が生まれましたも、我國としてはかゝる性質の權利、利益を放棄し得ら
れないことは公平なる識者間に認めらるゝところであるに信じます。勿
論我々の立場は毛頭帝國主義や侵略政策といふが如き時代錯誤の思想に

裏面白紙

もどづくものではありません。我々は日支兩國互に福をさぐり得るものと信じて居るものであります。我々がこの方針の實行に向つて所へぞ力に努力し聚つた事は、今や天下の公知の事實であります。

以上の基礎的主張を兩國相互に承認し、保障してありゆる行動の規律を之に求めますならば、日支間の問題は必ず適當なる解決の途を講じ得られなければなりません。

中 略

併しながら支那の邊境に不法不意なるものがありまするならば、他國も之が矯正のために外交手段を盡すことは當然であります。我が國家の生存を防衛せんが爲には如何なる犠牲をも顧みず敢然として奮起せねばならぬこともあります。

中 略

なほ最近滿洲地方に於いて、支那官憲の日本人並に朝鮮人に對する待遇

裏面白紙

の両氏が該件發生した目下、兩閣官憲の間に交渉中であります。

以下省略

裏面白紙

文書ノ出所ニ關スル證明書

本書ニ添付セル日本語ニテ書カレタル四頁ヨリ成ル昭和六年七月二十一日
日清銀行出資委託書ハ一九三三年東京ニ於テ購入シ爾來（本館）ニ於
テ藏置セル同紙ノ正確ナル抄萃ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月二十日 於 東京

東京帝國大學附屬圖書館長 岡本 八 次

右署名捺印ハ自身ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同所

立會人 宇 谷 誠

裏面白紙

善勝

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

Handwritten notes in a vertical column, possibly a list of names or dates, including "1946-10-16 (1947)" and "1947-10-16 (1947)".

述書

島本正一

自分儀我圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宜誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 島本 正一

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

一 私(島本正一)ハ元陸軍中將デ目下兵庫縣洲本市物部八百七十二番地ニ住居シテ居リマス

二 私ハ昭和六年(一九三一年)八月一日ヲ以テ滿洲獨立守備步兵第二大隊長ヲ拜命シ同月二十三日奉天ニ到着シ服務シ昭和七年(一九三二年)五月マテ勤務シマシタカ私カ奉天ニ到着シテ見ルト内地ニ於テ聞イテ居タヨリモ排日侮日特ニ南滿鐵道ノ運行防害ハ甚シカッタ。又現地ニ於ケル支那軍隊ト日本軍隊トノ關係モ尖銳化シ何時不詳事件カ起ルカ判ラナイ情況ニナツテ居タ。

此時ニ方リ鐵道守備ノ任務ヲ有スル私ハ次ノ事ヲ極メテ緊要ナ事ト信シ部下軍隊ニ常ニ注意シテ居マシタ。

(1) 南滿鐵道ノ運行ニ防害ヲ加フル者ハ如何ナル國籍ノ人テモ又個人タルト團體タルトヲ問ハス斷乎トシテ排除スルコト

(2) 指揮命令系統ヲ重シ責任ナキ人ノ言葉ニ耳ヲ借ササルコト

三 私カ獨立守備第二大隊長トシテ着任シタ時先任者ヨリ五月十八日ニハ北大營附近ニ於テ支那軍隊ハ行軍ノ歸途其一人ハ日本巡察兵ノ目前ニ於テ鐵道軌道上ニ石ヲ積ミ列車ノ轉覆ヲ圖ツタ、本件ニ關シテハ當時ノ獨立守備隊司令官森中將ヨリ支那側ノ長官ニ對シ若シ將來再ヒ斯クノ如キコトカアツタナラハ如何ナル不詳事件カ起ルカモ判ラナイ其時ノ責任ハ支那側ニ在ルコトヲ嚴ニ警告シタ。其ノ他日本兒童ノ道

裏面白紙

學ノ妨害、婦女子ノ強姦等モ起キタ、ト云フコトノ申送リヲ受ケマシ
タ。

四 九月ニナルト支那軍ハ益々活氣ヲ呈シ兵營附近ニ於テ日本軍ヲ脅威
スルタメ實彈射撃ヲ行ヒ又日本附屬地ヲ攻撃スルニ便利ノ様ニ散兵^{散兵}
ヲ構築シマシタ。

五 私ハ九月十八日夜奉天取引所事務交代ノ被覆裏ニ招カレ九時過キ辭
ツテ歸宅シ寢ニ就イテ居タ處カ兵營ニ居ル週番司令カラ電話カカカツ
テ参リマシタノテ私カ電話口ニ立ツト週番司令ハ第一、第四中隊ニ非
常呼集ヲ命シタト云ヒマスカラ私ハ、演習ノ爲メノ非常呼集カ一ト週
番司令ニ問フタ、(私ハ滬テ週番司令ニ時々非常呼集ノ演習ヲモ實施
スヘシト命令シテアツタ)スルト週番司令ハ然ラス第三中隊カ北大營
ノ支那軍ト衝突シ目下苦戰中ナリト答ヘタ、私ハ敵兵力ハ一万以上テ
之ニ對シ我カ兵力ハ撫順ニ在ル中隊ヲ合スルモ六百内外ニシテ裝備不
完全(銃カブト、手榴彈等不足ス)ニシテ加フルニ戰闘ニ使用シ得ル
主力ハ今將ニ第一期教育ヲ終ラントスル新兵ナルモ專茲ニ至ツテハ斷
然攻撃ノ一途アルノミト決心シ兵營ニ在ル第一、第四中隊ニ出動ヲ命
シ撫順ニ在ル第二中隊ニハ直チニ乘車御條溝ニ前進スヘキヲ命シタ、
此間奉天驛ニ依頼シテ列車(種類ヲ問ハス)ヲ準備セシメタ、之ニ先
チ奉天駐屯(獨立守備隊ト隣接ス)歩兵第二十九聯隊長平田大佐ニハ

裏面白紙

六

電話ヲ以テ獨立守備隊長タル私ノ決心ヲ連絡シタル後更ニ同聯隊營庭ニ於テ面談、重ネテ決心ヲ述ヘ次テ獨立守備隊ト隣接スル奉天特務機關ニ至リ軍司令部ニ連絡ヲ依頼シタリ（當時軍司令部ニ連絡スルニハ特務機關ニ依頼スル如ク定メラレテアツタ）此時軍參謀板垣大佐偶然ニモ同所ニ居合セ私カ連絡ヲ依頼スルノヲ聽取セラレテ居リマシタ。奉天ニ在リシ第一、第四中隊ハ午後十一時四十分發車十一時五十分御嶽灣ニ到着シタ大隊本部亦同行シタ、各中隊ハ汽車中ニ於テ手擲彈ノ使用法ヲ教育シタ、各中隊ハ監歩ヲ以テ北大營ニ在ル第三中隊ヲ應援シ苦戰ノ後十九日午前三時半頃北大營ノ殆ンド全部ヲ占領シタ此時蕪順ニ在リシ第二中隊漸ク到着シタ、中隊長ノ如キ完全ナル武裝ヲモスルコトナク軍刀ノミヲ所持シテ居ツタ、蕪順ヨリ奉天迄汽車ニテ一時間半ヲ要スルニ此中隊ハ大隊命令受領後四時間ニシテ漸ク到着シタ有様ナリ。

七

私ハ九月十九日朝第三中隊小隊長河本中尉ヨリ九月十八日自分（第三中隊河本中尉）ハ巡察兵ノ教育ヲ北大營附近鐵道線路上ニ於テ實施中テアツタ、午後十時頃自分河本中尉カ北大營南方五、六百米深瓦端場附近ヲ通過シ南進スルト其ノ後方ニ爆音カ起ツタ自分ハ直チニ引返シタ、見ルト數名ノ支那兵カ爆破シテ北大營ノ方ヘ走ツテ行クノヲ見タ、直チニ自分ハ部下ニ命シテ攻撃シタ此時爆破地點北方二、三百米

裏面白紙

八

附近ニ在ル高粱畑（兵營堤防ニ連ル）ヨリ盛シニ射撃ヲ受ケタ、其ノ
 兵力ハ暗夜テ且高粱畑内テ確ニ算スルコトハ出来ヌケレトモ射撃ノ情
 況ニヨリ支那軍隊テ其數三、四百テアルコトハ明カテアツタ、此ノ
 ハ漸次前進シタ、之ヨリ先河本中尉ハ文官屯（北大營北方）附近テ夜
 間演習中ノ中隊長川島大尉ニ其旨電話報告ヲシタトノ報告ヲ受ケ、マシ

私ハ九月十九日朝第三中隊長川島大尉ヨリ第三中隊ハ九月二十日ヨ
 リ第一期檢閲ノ豫定ナノテ自分（川島大尉）ハ營司令部下ヲ訓練中テア
 ツタ。川島大尉ハ河本中尉ヨリ柳條橋ニ發生シタル事件ノ報告ヲ受ケ
 テ直チニ演習ヲ中止シテ河本中尉ヲ赴援スルコトニ決シタ。（獨立守
 備隊ハ規則上演習ト雖モ警備用トシテ三十發ノ實包ヲ所持ス）第三中
 隊カ北大營西方鐵道線路上ヲ前進スル時北大營ヨリ射撃ヲ受ケタ中隊
 カ河本中尉ノ居ル地點ニ到着シタ時河本中尉ハ既ニ敵部隊ノ攻ヲ受
 ケテ苦戰ニ陥ツテ居タカラ直チニ中隊ハ急射撃ヲ命シタ、敵ハ漸次後
 退ヲ始メタ。茲ニ於テ中隊長ハ支那軍ニヨリ計畫セラレタル戰圖ナル
 ヲ知り作戰上ノ必要カラ北大營ノ一部家屋ヲ占領シ防禦スルト共ニ北
 大營正門ニ一部ヲ差遣シタ、時正ニ夜十一時三十分テアタ、中隊ハ漸
 次優勢ナル敵ノ包圍攻撃ヲ受ケ苦戰ニ陥ツタ之ヨリ先中隊長ハ電話ヲ
 以ツテ在奉天獨立守備第二大隊本部ニ日支兩軍ヲ報告シタトノ報告ヲ

裏面白紙

受ケマシタ。

九 別冊「内外新聞社員ニ説明シタル北大營附近日支兩軍衝突ノ真相」ト題スル文書 DEF NO 一〇二ハ我カ事實ニ基キ真相ヲ記述シタルモノテ昭和六年（一九三一年）九月二十四日ニ之ヲ作成シ當時内外新聞社員ニ之ヲ説明シマシタ。其内容ハ私ノ体験ト知見ニヨルモノテ真相ヲ述ベタモノテアリマス。

十 鐵道破壊箇所ノ修理ハ、十九日早朝、滿鐵側ニヨリ行ハレマシタ。單ガ保線工夫ノ現場立入ヲ禁止シタト言フ様ナコトハアリマセンテシタ。尙、前記ノ戦闘ニヨリ生シタ我軍ノ死傷者ハ、私ノ依頼ニヨリ、敗走兵ノ出沒スル危険ヲ犯シテ、十九日早朝カラ、滿鐵從事員ノ運轉スル列車ニヨリ、下り線ヲ利用シ奉天ニ運バレマシタ。其ノ結果、重傷者ノ生命ヲモ救フコトガ出來タ次第テアリマス。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月七日於東京

供 述 者 鳥 本 正 一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 山 田 半 蔵

6

裏 面 白 紙

宜
書
毒

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

署名捺印 島 本 正 一

7

裏面白紙

22-10-10
 22-10-10
 22-10-10
 (22) 2-10-10

DD# 2036

高橋

四	頁
一五	行
日支兩軍ヲ報告シ	誤
日支兩軍ノ衝突ヲ報告シ	正
三才加入	補要

辯護側書類第三〇三六卷
 島本正一供述書

訂正

DD# 2036

高橋

四	頁
一五	行
日支兩軍ヲ報告シ	誤
シ 日支兩軍ノ衝突ヲ報告	正
三三加入	指 要

辯護側書類第一〇三六號
島本正一供述書

訂正

裏面白紙

高橋 機次

22

昭和六年九月二十四日 高橋

22-10-6 (5本)
時久美書大蔵
(大正10年)

数量 = 証明シタル

本邦軍備と巴支兩軍衝突ノ真相

E13295
9A.41022

高 本 中 佐

34

33

高橋 義次

22

昭和六年九月二十四日 杉 栞

内外新聞社員ニ証明シタル
北大營降参巴支那軍衝突ノ真相

高 松 中 佐

E13295
9A-41022

34

33

裏面白紙

内外各新聞社員ニ説明シタル北大營附近日支兩軍衝突ノ真相

島 本 中 佐

兩軍衝突ノ真相ヲ説明スルタメニハ事前ノ情況ヨリ説明スル必要カアル
 最近ニ於ケル支那ノ軍隊ハ勿論一殺民衆ノ侮日態度ハ極度ニ濃厚トナリ
 我官民ヲシテ悲憤ノ淚ニ暮レシムルモノカアツタ
 城内商埠地帯ニ於テハ通學ノ小學兒童ハ或ハ侮蔑サレ或ハ侮辱サレ泣ヒ
 テ親ニ之ヲ訴ヘルト云フ様ナ事モアツタ或ハ又日本婦人ニシテ支那人多
 數ノ爲逼殺サレタコトモ傳ヘラレタ 其他各種ノ利益ノ侵害サレタ事ハ
 勿論テアル只ニ日本人ハ我官憲ニ信賴シテ其ノ解決ノ日ノ來ルヲ待テ焦
 レテキタ
 斯ノ如キ情況ニ於テ鐵道ノ被害ハ逐次其數ヲ増シテ來タ事ハ當然過キル
 事デアツタ
 五月十八日ニハ北大營附近ニ於テ支那軍隊ハ行軍ノ歸途其ノ一人ハ日六
 巡察兵ノ目前ニ於テ軌條上ニ石ヲ積ミ列車ノ輻輳ヲ阻ツタ 日六兵ハ直
 ニ之ヲ捕ヘタカ彼ハ衆ヲ頼ンテ日本兵ヲ包圍シ營内ヨリモ武器ヲ所持セ

NS # 1022

34

裏面白紙

1949 # 1022

ル多数ノ支那兵交リ日本兵ヲ脅威シタ然シ日本兵ハ其ノ敵ニ覚レル決心
 テ決サテカツタ 支那將校カ來タ日本兵ハ之ヲ詰問シ詫言ヲ要求シタ
 彼ハ等イタ日本兵ハ之ヲ監視ニ中隊ニ歸リ報告シタ 兵ハ支那語ヲ知ラ
 ナカツタ 中隊長之ヲ詰ムト何ソ對ラン只一理由ナキニ拘ハラヌ日本兵
 ハ支那軍隊ノ行進ヲ阻止シタ 一旅團ノ事ヲ察イテアツタ事件ハ直チニ特
 務機關ニ移サレタ
 六月三日 碧天南方二十米附近ニ同様ノ事カアツタ
 六月二十三日 武蔵セル支那巡警ハ環河門南方二十米強切附近ヲ行進シタ
 カラ學員カ之ヲ制止シタ所カ却ツテ彼等ハ短銃ヲ出シテ脅威シ無理ニ通
 過シタ
 七月十四日 東京警廳爲ニテ一突務人ノ毎日的態度ヲ詰問セントシタ日本兵
 ハ却ツテ多数ノ暴行ニ包圍セラレテ退レ行カントシタ
 八月十六日 碧天北方ニテ列車ニ投石シ強硝子ヲ破壊シタ
 八月三十一日 ニハ文官屯南方ニ於テ運行中列車ヨリ貨物ヲ窃取サレタ
 以上ノ如ク未タ嘗テ有ラサル列車運行妨害ノ數ノ増加ノ原因第一トシテ
 吾人ハ毎日態度ヲ認メネハナラヌ

2

35

裏面白紙

1519#1022

斯ノ如キ間支那軍隊ハ着々以備ヲ並ヘ以テニ經驗少ナキ日本軍一師スヘシ
 ト高唱シ日本附屬地視テハ兩滿鐵道ノ如キ腕刀ヲ以テ奪回スヘシト公言
 シ「看鄭? 嶺南西綫的鐵道」ノ宣傳文ヲ各報ニ掲ケ専ラ侮日ノ心ヲ煽ツ
 タ
 九月十日支那軍一部約一大隊ハ北大營ヨリ皇姑屯ニ移ツタ而シテ此兩地
 站間ノ部隊ノ往復ニ鐵道線路下ヲ通過スルヲ以テ日本歩哨ハ之ヲ拒止ス
 ルコトアルヘカラスト通告シテ來タ此皇姑屯ニ兵力ヲ移シタ事ハ日本附
 屬地ヲ攻メスルタメニハ甚モ良好ナル配備テアツタ
 九月中旬ニナルト支那軍ハ益々活氣ヲ呈シ工業地帯北滿ニハ我附屬地ニ
 對シテ散兵隊ヲ構築シ又兵營附近ニ於テハ大砲小銃ノ實彈射撃ヲ行シ
 時ニ日本軍ヲ脅威シ且又官報的ニ對日本諷刺ヲ準備シタ又我第一中隊カ
 戎装演習ヲシテ居ルト之カ中止ヲ申込シタコトカアル
 事件ノ突發シタ九月十八日京奉電橋分遣隊ニ勤務シタ第四中隊菊地軍曹
 ノ談ニヨルト此日ニ限ツテ連絡用ノ電話カ線々通ジナクナツタ又北陵街
 道以北ニハ日本兵ノ進入ヲ支那兵ハ拒ンタ猶又第三中隊小杉軍曹ノ言ニ
 依ルト此日ハ常ニナク北大營ノ鐵道ニ面シタ堤防上ニハ多數ノ支那歩哨

3

36

裏面白紙

1919 # 1022

カ立テヲシ又ハ平糶ハ擬計ケタリ尋スル支那歩哨カ一名モソシテ軍ヲナ
 シアルヲ見ス 且又該路上ヲ巡行スル日本兵卒ヲ無暗ト誰何シタ (北
 大營堤防止ヨリ足音ヲ聞キ得)

又以後地ケ殘ツタ書真ノ中カラ旅長 (師團長) 王以哲ノ此夜二時時急榮
 倉ノ命令カ出テ來タ正ニ當夜ノ計畫ヲ聲明スルニ足ルモノト信スル

九月十八日第三中隊河本中尉ハハ線路電査巡察ヲ北大營附近(線路上ニ於
 テ實施中テアツタ、四名ノ兵ヲ前方ニ行進サセ自分ハ二名ノ兵ト共ニ其
 後方ヲ警備シ如何ニ線路ヲ監察スレハ可ナルヤヲ教育シツツア北方ヨリ
 南方ニ前進シテ居タ

午後十時頃河本中尉カ北大營西南方五、六百米煉瓦燒場附近ヲ通過シ南
 進スルト其後方テ懸音カ起ツタ中尉ハ直チニ引返シタ見ルト數名ノ支那
 兵ハ爆發シテ北大營ノ方ニ走行スルヲ見タ直チニ中尉ハ部下ニ命シテ射
 撃シタ此時時殺地點北方二、三百米附近ニアル高粱畑 (兵營堤防ニ連ル)
 ヨリ盛ニ射撃ヲ受ケタ其兵力暗夜加之高粱畑内ニテ確管ニ算スル能ハサ
 ルモ二、三中隊アルコトハ射撃ノ狀況ヨリ見テ明ラカデアツタ而モ此誠
 ハ漸次前進シテ來ル模様デアル河本中尉ハ依然攻撃前進シタ

4

37

裏面白紙

1919年 第4022

之ヨリ先河本中尉ハ文官屯附近ニテ夜間演習中ナル(二十日ヨリ第一期
檢閲ニテ大隊長ノ教育上ノ要求ニ基キ各中隊共扨々夜間演習ヲ實施セリ)
中隊長川島大尉ニ事件ヲ報告ス

中隊長ハ直ニ演習ヲ中止シ河本中尉ヲ赴援ス
附記 獨立守備隊ハ規則上演習中ト雖モ雪隠用トシテ三十餘ノ
雪隠ヲ所持ス

中隊長北天營附近ニ前進セル時ハ河本中尉ハ既ニ霞都隊ノ攻勢ヲ受ケツ
ツアツタカラ直ニ急襲ヲ命ジタ後ハ漸次後退ヲ始ム然レニ於テ中隊長ハ
日支兩軍ノ戦局ナルヲ知り直ニ爾後ノ戦局ノ爲北天營ノ一角ヲ占領スル
ノ必要ナルヲ知り西北角ノ兵舎ヲ破壊シノ後占領シ家屋防禦ヲ爲ス
別ニ野田小隊ハ支那車隊ノ後退ト共ニ北天營西門正門ニ向フ時正ニ夜十
一時三十分頃ナリ

5

之ヨリ先中隊長ハ電話ヲ以テ大隊本部ニ日支兩軍ノ衝突ヲ報告シ週番司
令ハ屯營ニ在リシ第一、第四中隊ニ非常召集ヲ命スルト共ニ電話ヲ以テ
大隊長ニ報告ス

當夜大隊長ハ奉天取引所事務交代ノ被擧者ニ招待サレ九時過キ帰宅シ
ヒテ寝ニ就ケリ

電話口ニ立チ一演習ノ非常召集カ?ト司令ニ出ヒタリ

附記 週番司令ニハ大隊長ヨリ時々非常召集ノ演習ヲモ實施スヘシト命令シアリ
司令曰ク然ラス第三中隊ハ北天營ノ支那軍ト衝突シ目下苦戦中ナリト

38

裏面白紙

1919 #1022

大隊長ハ我兵力ハ無慮中隊ヲ合スルモ六百内外ナルモ却テ至リテハ固
 然攻取ノ一途アルノミト決心シ砲臺ニ在ル第一中隊、第四中隊ニ出動ヲ
 命シ瀧原ニ在ル中隊ニハ直テニ乗取リ御條河ヲ前進スヘキヲ命ス
 一方奉天驛ニ依拠シテ列車(編組ヲ問ハス)ヲ準備セシメ公和橋附近ニ
 於テ乗取リ得ル如クセシム
 第一、第四中隊ハ午後十一時四十分設軍午後十一時五十分御條河ニ到着
 大隊本部亦同行ス
 各中隊進歩ヲ以テ北大營ニ到着第三中隊ニ連繫シテ右方ニ第四、第一ノ
 順序ニ展開シ約十萬坪ニモ垂ントスル地域ニ殲滅セラレタル敵ノ營舎
 内ニ充満スル一萬以上ノ敵ニ對シテ乎トシテ攻取セシム各中隊ノ奮戦ノ
 狀想像セラルヘシ
 各中隊ハ自兵手擲ヲ以テ敵ニ追リ一家量一家量殲滅ナル敵ノ抵抗ヲ拮
 シツク苦戦又苦戦ノ裡ニ敏捷ニ行動シ上下相繼レ戦及相突フモ屈スルコ
 トナク益々個人的勇氣ヲ發揮シ或ハ正面ヨリ或ハ側面ヨリ或ハ又裏ヨリ
 恣ニ飛ヒ込ミ陣ヲ亂散ラシテ突入シ格闘、刺殺、屠殺、斬殺敵ノ血ヲ吸

6

59

裏面白紙

222/100

ツテ喝ラ歸シ奮戰數回遂ニ午前三時半ニ至ル此時第二中隊瀧順ヨリ察覺
 ス(瀧順ヨリ氣軍行所要時間一時間半ニシテ大隊命令受領後四時間ニシ
 テ到着ス之レ列軍ノ準備等ニ時間ヲ要セシ爲ナリ)

敵ハ孤張ニ戰闘シ中々以テ完全ニ占領スル能ハス新タノ如キ状況ヲ以テ
 拂脱ヲ期アルニ於テハ大隊ハ全滅ノ懸念ニ臨ル想像ニ届カラサリシヲ以
 テ大隊長ハ數ク短モ拂脱迄ニ完全ニ占領スヘク各中隊長ニ嚴命シ第二中
 隊ヲ第四中隊ト第一中隊間ニ増加シ銳意戰闘ノ進展ヲ圖ル

拂脱ニ近カラントスル時彈藥漸次缺乏シ來ル各中隊ハ自兵ヲ以テ闘フ所
 クニシテ彈藥ノ補充ヲ爲セリ

午前五時半頃各中隊ハ惡戰苦闘ノ後漸ク兵營全部ヲ占領ス敵ハ算ヲ亂シ
 テ東方ニ潰走ス此時我射撃ニ依テ斃ルルモノ無數占領後兵營間ノ殘兵ヲ
 掃蕩ス武器ヲ棄テ來ル者三百ヲ超エ再ヒ日本軍ニ對スヘカラサルヲ誓ハ
 シメ之ヲ怒シ解放ス

北大營占領後更ニ東大營ニ進軍前進ス午前十一時半頃等抵抗ヲ受クルコ
 トナク之ヲ占領ス

7

40

裏面白紙

19/10/22

北犬營ニ於テ敵ノ死、我軍ニ依テ埋葬セル者三百二十ナリ高梁内其他ヲ
合スレハ更ニ參數トナラン
我軍死「二一」、傷「二二」ナリ
一萬ニ餘ル敵ニ對シ而カモ家量酌量ヲ成セル支那最精銳ノ軍ニ對シ我大
隊總員下士卒「六七四」將校「二五」ヲ以テ能ク駭ヒ勝ツ
眞ニ

天祐ト言フヘシ

皇威ノ然ラシムル所ナリ

神明ノ加護ニ依ルモノナリ

我將卒ノ忠勇無二能ク大敵ヲ悉レス奮戰シタル結果ナリ
敵捷事ニ當リシ結果ナリ個々ニ於テ強カリシ結果ナリ夜暗ニシテ天刑ヲ
得タルニ在リ
暗中激戰ノ經ニ我將卒ヲ處シタルノ結果ナリ譽ク其ノ長ヲ信賴シ其ノ命
ヲ護セシ結果ナリ
補佐機關亦能ク安長ヲ補佐セシ結果ナリ

裏面白紙

15/10 # 1022

附記

鐵道線路ハ其破片、銃ホノ破片ニテ實証サルヘク又官兵ナリシ事ハ其
ノ附近ニ見レタル三人ノ支那官兵カ何レモ兵營方面ニ遊レントシテ急
息シアルコト、又線路地點云官兵ノ見レタル兩地點間地上ニ生々シキ
血痕アルニ依リ疑メテ明ナリ又兵營園南側高粱内ニハ証アリテ拂堀
大陸本部ヲ射撃セリ拂堀ト共ニ掘除ラ以テ掃蕩ス

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

本書ニ添付セラレタル日本語ニテ書カレ表紙ヲ入レ七葉ヨリ成ル「内外
新聞社員ニ證明シタル北大營附近日支兩軍衝突ノ真相」ト題スル昭和六
年（一九三一年）九月二十四日ノ文書ニ自分カ起草シテ部下ヲシテ印刷
製本セシメ之ニ依リ其ノ頃内外新聞社員ニ説明シタル文書ナルコトヲ證
明ス

昭和二十二年一月二十日

於 兵庫縣

島本西一

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

阪肇洋吉

DB # 1022

裏面白紙

(R)

22

國軍司令部公表

昭和六年十月四日

（本報社）
（本報社）
（本報社）

北支各駐屯歩兵第七旅ハ旅長王以香ノ率キル張學良直系中ノ最精銳部隊トシテ其ノ威名東北四省ニ振ヒタリ。然ルニ九月十八日夜暴徒ヲ行ヒ我軍ノ防衛スル所トナルヲ致シ各兵ハ逐次所在ニ集結シ勢威ノ恢復ニ努ムルト共ニ我軍與匪徒シテ長辰ヲ恣ニシ婦女ヲ辱メ金品ヲ略取シ就中我軍時代ニ阻動スルハ忽チ白旗ヲ掲ケ軍勢無比ヲ以テ任スル第七旅ニシテ尙且強敵ノ素實劣悪ナル軍隊ガ敗退以テ之ヲ文明國家ノ軍隊ト謂ヒ或ハ獨立國家ノ藩衛ヲ備ヘタルモノト稱シ得ヘケンヤ

管轄ス之等ノ待遇ヲ陛下トセル蓋東三省政府ニ對シ同等ノ位置ニ立脚シテ、國際正義ヲ論シ得ヘキヤ。外交交渉ヲ期シ得ヘキヤ。

今ヤ政權樹立ノ運籌各所ニ發生シ庶民齊シク皇軍ノ威容ヲ謳歌スルモ舊

(R)

22

關東軍司令部公表

昭和六年十月四日

之六者此處少兵第七旅ハ旅長王孫首ノ率キル張學良直系中ノ最精銳部隊
 トシテ其ノ進軍北滿鐵道ニ據ヒタリ、然ルニ九月十八日夜暴徒ヲ行ヒ我
 軍ノ進軍スル所トナルヲ敢テ各兵ハ逐次所在ニ集結シ勢威ノ恢復ニ努
 ムルト共ニ我軍勇健シテ甚長ク志ニシ婦女ヲ辱メ金品ヲ略取シ敵中我
 軍進タル所人ヲ殺戮スルモノ懸出シ殊ニ大筒子ノ如キニ在リテハ其ノ兇
 手ニ付シタモノ百餘ヲ下ラス。我軍討伐ニ出動スルハ忽チ白旗ヲ掲ケ軍
 旗ヲ撤遣シテ直ニ降伏ヲ請フ、實說無比ヲ以テ任スル第七旅ニシテ尙且
 勇奮モ敢ヘテモナルノ發行ヲ行フ。彼等ノ素實劣悪ナル軍隊ガ敗退以テ
 匪徒ト化シ秩序喪失ノ甚リテ置セルハ極末モ達ムニ足ラサルナリ。
 之ヲ文明國家ノ軍隊ト謂ヒ或ハ獨立國家ノ禮節ヲ備ヘタルモノト稱シ得
 ヘケンヤ

發同ス之等ノ待遇ヲ下トセル蓋東三省政府ニ對シ同等ノ位置ニ立脚シ
 テ、國際正義ヲ論シ得ヘキヤ。外交交渉ヲ期シ得ヘキヤ。
 今ヤ政權樹立ノ運傷者所ニ發生シ庶民齊シク皇軍ノ威容ヲ謳歌スルモ舊

願者ヲ裁奪セントスルノ爲メニ。茲シテ年五十四歳ノ故暴ニ憤激
セルノ結果ニ於テアリナリ。
且ハ政治外交ニ懸念トシテ本邦治安ノ維持ニ在リシニ其ヲ養ヒ得テア
リ。

國ヨリ軍ニヨリ我邦ヲ維持セラレアル事天啓ノ内ニ政權ヲ移シテ我ハ密
ニ於此ニ裁奪スルヲ如キハ斷シテ之ヲ容認セズ、然レトモ其後在任三千
百餘歳ノ衆兵亦其衆ノ衆主ヲ逐ニ置置シテハ我々心望シテ已マサル
所ニシテ其後ノ上ヨリ之ヲ阻ルトキハ速ニ之ヲ統一ヲ決定スルハ蓋シ我
皇皇ノ精神ノ遺ヲ發揮スヘキ緊急ノ救済策ナリト覺シアリ。之レ以テ洋永
遠ノ平和ヲ確立スヘキ方策ニシテ我々ニ在リテ敢ヘテ存ラサルノ皇道ヲ
リ。正統ヲ復スル世界萬國力三千萬民衆ノ聲援ヲ増進スル爲之ヲ支持シ
協力スルニ各テラツルハ朕カナル所ナリトスヘシ。

文藝成立ニ關スル證明書

別紙東京軍司令部發給昭和六年（一九三一年）十月四日附ハ當時東京軍參
謀チアツタ自分本庄福太郎軍司令官ノ命ヲ承ケテ之ヲ起草シ同司令官ノ決
意ヲ受ケテ昭和六年（一九三一年）十月四日一役ニ之ヲ公表セラレタモノ
ノ事チアツタ其ノ内容ノ眞實ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年（一九四七年）三月二十九日於東京

（署名捺印）

片 倉

友

3

右署名捺印ハ立命人ノ西前ニ於テ之ヲ爲シタルコトヲ證明ス

同 日 於 所

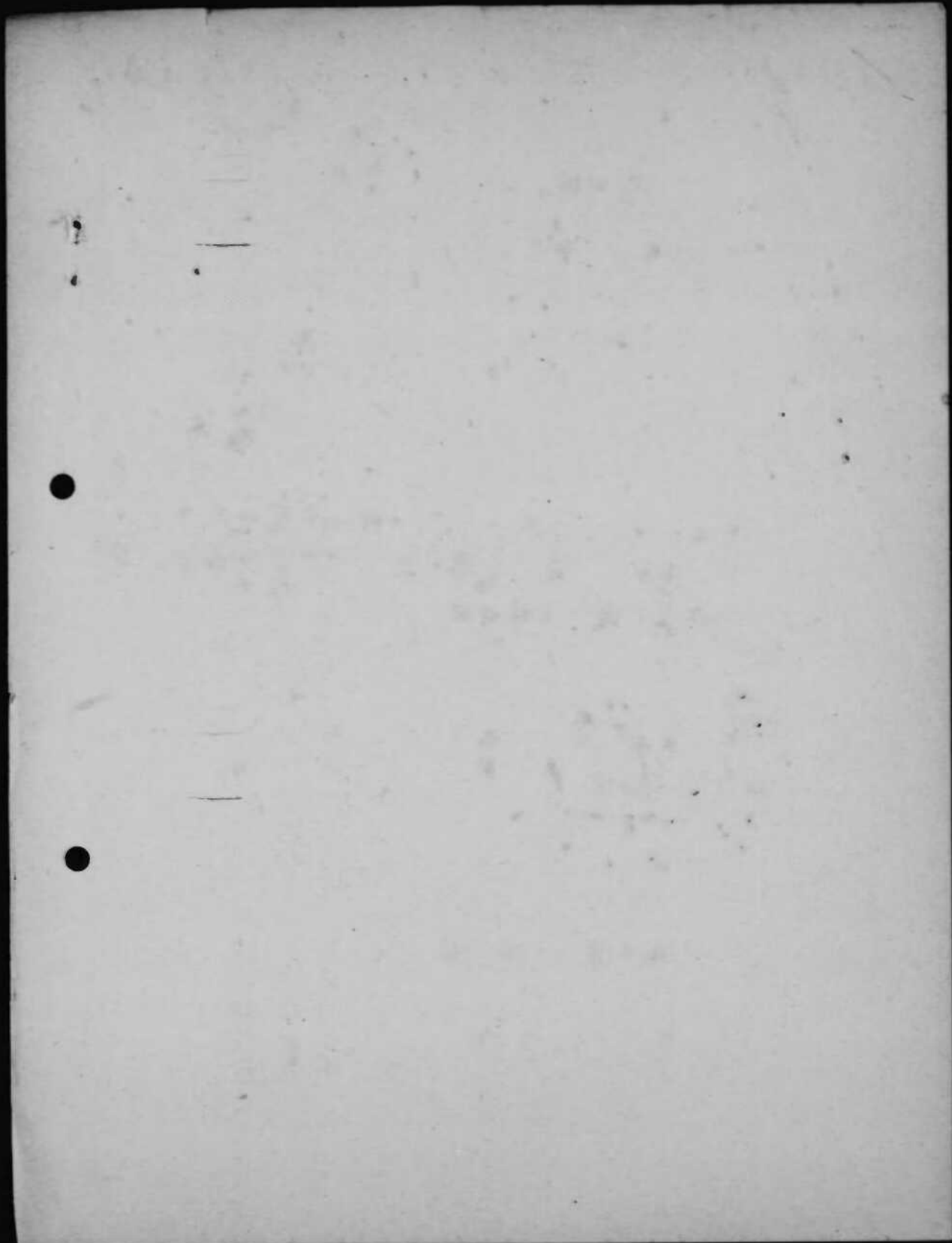
立 命 人

阪

生

洋

吉



22-10-5
7
Ref Doc 1947

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分林 馨ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、並ニ添附セラレタル日本語及び英語ニ依ツテ書カレ日本語三頁英語三頁ヨリ成ル滿洲事變ニ關スル帝國政府第一次聲明(昭和六年九月二十四日)ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月 二十六日 於東京

林 馨印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 勝 馬印

46-1

46

Ref Doc 1947

46-2

2

滿洲事變ニ關スル帝國政府第一次聲明
(昭和六年九月二十四日)

一 帝國政府ハ常ニ日華兩國ノ親交ヲ篤クシ共存共榮ノ實ヲ慕クルコトヲ一定ノ方針トシ終始之カ實現ヲ期シテ苦心努力シ來レリ不幸ニシテ過去數年間中國官民ノ言動ハ屢々我國民的感情ヲ刺戟スルモノアリ殊ニ我國ノ最緊密ナル利害關係ヲ有スル滿蒙地方ニ於テ最近不快ナル事 件 頻發シ竟ニ我友好公正ナル政策モ中國側ヨリ同一ノ精神ヲ以テ圖ユル所トナラサルカ如キ印象ヲ我國民一般ノ心裡ニ與ヘ物情鬱然タルニ當リ偶々九月十八日夜半奉天附近ニ於テ中國軍隊ノ一部ハ南滿洲鐵道ノ線路ヲ破壞シ我守備隊ヲ襲撃シ之ト衝突スルニ至レリ

二 當時滿鐵沿線ヲ守備セル日本軍ノ兵力ハ總計僅ニ一萬四百ヲ過キサリシニ反シ其ノ西邊ニハ二十二萬ノ中國軍隊アリ事變俄ニ急迫ヲ告ケ之ト共ニ同地方ニ居住スル百萬ノ帝國臣民モ亦重大ナル不安ノ狀ニ陥リタルニ顯ミ我軍隊ハ機先ヲ制シテ危險ノ原因ヲ艾除スルノ必要ヲ認メ此ノ目的ノタメ迅速ニ行動ヲ開始シテ抵抗ヲ排除シ附近ニ駐屯スル中國軍隊ノ武装ヲ解キ地方治安ノ維持ニ付テハ中國ノ自治機關ヲ奮勵シテ其ノ任ニ當ラシメタリ

Aug Dec 1947

三 我軍隊ハ前記ノ目的ヲ遂行スルヤ鐵道附屬地
内ニ歸還集結シ目下附屬地外ニアリテハ警戒ノ爲奉
天城内吉林ニ若干ノ部隊並ニ數個ノ地站ニ少數ノ兵
員ヲ配置スト雖何レモ軍事占領ニ非ス或ハ帝國官憲
カ管口税關又ハ郵務署ヲ占領セリト云ヒ或ハ四平街
錦家屯間、又ハ奉天新民屯間ノ中國鐵道ヲ管理セリ
ト云フガ如キ流説ハ全然誤傳ニ止マリ長春以北又ハ
間島ニ我軍隊ノ出動セリト云フモ亦事實無根ナリ

四 帝國政府ハ九月十九日緊急閣議ヲ開キテ此ノ上專
態ヲ擴大セシメサルコトニ極力努ムルノ方針ヲ決シ
陸軍大臣ヨリ之ヲ滿洲駐屯軍司令官ニ訓令セリ九月
二十一日長春ヨリ吉林ニ一部隊出動セルモ是レ同地
方ノ軍事占領ヲ行ハンカ爲ニ非スシテ滿鐵ニ對スル
側面ヨリノ脅威ヲ除カムトセルニ外ナラス從テ此ノ
目的ヲ達スルニ至ラハ我出動部隊ノ大部分ハ直ニ長
春ニ歸還スル筈ナリ尙九月二十一日ニ至リ滿鐵沿線
ノ不安ニ鑑ミ朝鮮駐屯軍ヨリ混成一旅團兵員四千ヲ
新ニ滿洲駐屯軍司令官ノ麾下ニ編メシメタルモ滿洲
駐屯軍ノ總兵數ハ尙條約所定ノ範圍内ニ止マリ固ヨ
リ對外關係ニ於ケル事態ヲ擴大セザルモノト諒フヘカ
ラス

47-13

48

Ref Doc 1947

4-7-5

帝國政府カ福洲ニ於テ何等ノ領土的慾望ヲ有セザルハ茲ニ反覆讓説スルノ要ナシ我カ期待スル所ハ畢竟帝國臣民カ安ンシテ各域ノ平和的事業ニ從事シ其ノ資本又ハ勞力ヲ以テ地方ノ開發ニ參加スルノ機會ヲ得セシムトスルニアリ且並自國臣民ノ正當ニ享有スル權利利益ヲ擁護スルハ政府當然ノ職責ニシテ滿鐵ニ對スル危害ヲ排除セムトスルモ亦此ノ趣旨ニ外ナラス帝國政府ハ固ヨリ日華警備ノ誼ヲ重ニスルニ於テ既定ノ方針ヲ恪守スルモノナルカ故ニ今次ノ不祥事ヲシテ國交ノ破壞ニ至ラシメス更ニ進ンテ滿鐵根ヲ將來ニ斷ツヘキ建設的方策ヲ講セムカ爲誠意中國政府ト協力スルノ覺悟ヲ有ス之ニヨリテ兩國間現下ノ難局ヲ打開シ禍ヲ導シテ福ト爲スコトヲ得ハ帝國政府ノ欣幸之ニ如カサルナリ

Ref Doc 1946
22

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書 (三號)
自分林君ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語及ビ英語ニ依ツテ書カレ、日本語三頁ヨリ成ル滿洲事變ニ關スル帝國政府第二次聲明(昭和六年十月二十六日)ト題スル答類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

1946年11月18日
1946年11月18日
1946年11月18日

日 於東京
林 君 (林)

石塚名義印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 浦部 勝 馬 (浦部)

1-87

Ref Doc 1946

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分林壽ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語及ビ英語ニ依ツテ書カレ、日本語三頁ヨリ成ル精潤學費ニ關スル帝國政府第二次聲明(昭和六年十月二十六日)ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月二十六日 於東京

林 壽 (林)

石壽名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 濱 部 勝 馬 (濱部)

4-84

Ref Doc 1946

48.2
2

滿洲事變ニ關スル帝國政府第二次聲明

(昭和六年十月二十六日)

一 十月二十二日聯盟理事會ニ提出セラレタル帝國政府ノ滿鐵附屬地内歸還問題並日華直接交渉開始問題ニ關スル決議案ニ對シ日本連合ハ數項ニ亙ル修正案ヲ提出シ十月二十四日採決ノ結果右修正案並決議案ハ執レモ全會一致ヲ得スシテ不成立ニ了レリ

二 今次ノ滿洲事變ハ全ク中國軍憲ノ挑發的行動ニ起因スルコト帝國政府ノ累次宣明セル所ニシテ帝國軍ノ少數部隊カ目下尙滿鐵附屬地外數ヶノ地點ニ駐マルハ帝國臣民ノ生命財產ノ保護ノ爲萬已ムヲ得サルニ出テタルモノナリ固ヨリ之ヲ爲ニ帝國力紛争解決條件ヲ中國ニ強制スルノ手段トナリ得ヘキモノニ非ス兵力的威壓ヲ以テ中國トノ交渉ニ臨マムトスルカ如キハ毫モ帝國政府ノ豫想セサル所ナリ

三 帝國政府ハ夙ニ日華關係ノ大局ヲ考察シ其ノ密接複雑ナル政治的並經濟的關係ヲ構成スル各種ノ分子中帝國ノ國民生存ニ關スル權益ハ絕對ニ之カ變テラ許ササルノ決意ヲ示シ既ニ各款ノ機會ニ於テ此ノ趣旨ヲ言明セリ不幸ニシテ近時中國ニ於ケル所謂國權回復ノ運動漸次極端ニ奔リ且排日ノ思

Ref Doc 1946

1-6a

憲ハ諸學校ノ教科書中公然鼓吹セラレテ根底既ニ
 深ク今ヤ條約又ハ歴史ヲ無視シテ帝國ノ國民的在
 存ニ關スル權益ヲ著ス破壞セントスル傾向歴然
 ダルモノアリ此ノ際帝國政府ニ於テ單ニ中國政府ノ
 保障ニ倚賴シ軍隊ノ全部滿鐵附屬地内歸還ヲ行フ
 カ如キハ事變ヲ更ニ惡化セシメ帝國國民ノ安全ヲ
 危險ニ暴露スルモノニシテ多年ノ歴史並中國現下
 ノ國情ハ弱カニ其ノ危險ノ實在ヲ証ス

從テ帝國政府ハ在滿滿帝臣民ノ安全ヲ確保セ
 ムカ爲ニハ先ツ兩國ノ國民的反感及疑念ヲ除ク
 ノ方法ヲ講スルノ外ナキヲ認メ之ニ必要ナル差儀
 的大綱ヲ中國政府ト密商スルノ用意アル旨十月九
 日外務大臣ノ在東京中國公使宛公文中ニ言明シ聯
 盟理事會ニモ之ヲ通報セリ帝國政府ハ時局拾收ノ
 途カーニ以上ノ見地ニ差クヘキコトヲ確信シ理事
 會ノ討議ニ當リテ終始一貫之ヲ主張セリ其ノ密商
 セントスル大綱トシテ帝國政府ノ考慮スル所ハ(一)
 相互の侵略政策及行動否認、(二)中國領土保全ノ重
 重、(三)相互ニ通商ノ自由ヲ妨害シ及國際的憎惡ノ
 念ヲ煽動スル組織的運動ノ徹底的取締、(四)滿洲ノ
 各地ニ於ケル帝國臣民ノ一切ノ平和的業務ニ對ス
 ル有效ナル保護及(五)滿洲ニ於ケル帝國ノ條約上ノ
 權益尊重ニ關スルモノナリ帝國政府ハ右各項カ全

Ref Doc 1946

4-23

然自除暴ノ目的及精神ニ合致シて東京平和ノ根幹
 ラ成スヘキ當然ノ原則ナルヲ以テ固ヨリ世界公認
 ノ支持ヲ得ヘキコトヲ疑ハス事豈モ事會ニ於テ帝
 國代表者カ之ヲ諒解トセザリシハ其ノ性質上日華
 直接交渉ノ問題タルヘキコトヲ認タルカ爲ナリ
 然ラ日華兩國ノ前途ヲ考フルニ今日ノ急務ハ隻
 方協乃シテ遼カニ時局ノ治軟ヲ圖リ以テ共存共榮
 ノ大道ノ歩ヲ進ムルニ在リ帝國政府ハ前額兩國
 ニ於ケル平常關係確立ノ基礎的大綱協定問題並軍
 隊ノ撤退防範地内傷遺問題ニ關シ帝國政府ト商談
 ラ開始スルノ用意ヲ有スルニ於テ今尙途ハル所ナ
 シ

27-10-6

Ref Doc 191+9

4

神崎正義

5
(2)

文藝ノ出版範ニ成立ニ由スル臣類安(三三)

自分等ハ於新文藝界ノ環ニ居ル者ナル由、
茲ニ添附セラレタル日本報及ビ笑話ニ依ツテカ
レ日本報七頁ヨリ取ル所ニ由スル行政府
第三次公報(昭和六年十二月二十七日)ト由スル
報ハ日本報(外務省)ノ保管ニ由ル公文書ノ
正副ニシテ長官ナル等シナルコトヲ認明ス

昭和二十二年七月二十六日

於東京

神崎正義 (印)

右署名無印ハ自分ノ願請ニ於テ為サレタリ

同日於再

立書人

海部局 (印)

1-09

Ref Doc 1949

緬甸事變ニ關スル帝國政府第三次公報

(昭和六年十二月二十七日)

一 緬甸ニ於ケル治安ノ維持ハ帝國政府ノ恒ニ注意
 賜スル所ニシテ政府ニ於テハ從來各段ノ維持ニ
 向地方ノ秩序ヲ維持シ且之カ年々急進ノ進、他ス
 ルヲ防カムカ爲百方辦法ノ手段ヲ講シ來レリ治安
 ノ保持アリテ緬メテ地方ハ内外人安住ノ地タル
 ヲ得ヘク又秩序ヲキ所門戶島津海軍等モ結局空
 名ニ終ルヘシトラスモ今次事變ハ帝國ニ與シ利益
 ニ於ル新ナル責任ヲ加ヘ而シテ其ノ行動ノ範圍ハ
 實ニ廣汎ナルヲ致セリ即チ支那僑民ノ不慮ナル被害
 ニ與シ必髮ノ自衛手段ヲ執リタル結果帝國ハ其大
 ナル地盤ニ亘リテ公共ノ安全ヲ維持シ住民ノ利益
 ヲ保護スルノ義務ヲ負フノ巨ムヲ得サルニ至レリ
 當時支那地方官憲ハ法律秩序維持ノ爲何レ努力ノ
 盡シテ求メス一齊ニ逃亡又ハ避難セリ斯カル狀況
 ノ下ニ無辜ノ地方民ノ災害ヲ出來ル限リ僅少ナ
 ラシムルハ固カニ帝國ノ責任ニシテ之ニ所シ我々
 ニ於テ石等良民ヲ保護政府ノ調中ニ在スルカ如
 キハ正ニ前記事實ノ結果タルヘシ是レ我々カ多大
 ノ犠牲ヲ受ヒ支那僑民ノ利益ヲ失ヘル地方ニ於テ
 人命財產ノ安全ヲ維持センカ爲全力ヲ盡シ來リタ

Ref Doc 1949

3

ル以ニシテ尋我軍ハ喜意自無ノ様多ニヨリ
 テ莫ノ欲スルト否トニ強ラス右ノ如キ實ヲ貢フ
 ルニ至レルモノナリ
 ニ右ノ如ク今次ニ在ニ在リ能ク其ノ
 不遂分子ハ自然其ノ結果ヲ知スニ至リタルモ我軍
 ノ所在スル方面ニ於テハ其ノ威力ニ在リ漸次治安
 ノ恢復ニ向ヒツツアリタリ然ルニ十一月上旬首途
 ヨリニ強ク進軍地方面ニ在リ本線西方ニ於ケ
 ル此等不遂分子ノ影響ニ在リテナリ然レモ右
 島以テハ其ノ影響ハ備州軍ニ及ビテ其ノ結果ニ至クモノ
 ナルコトは其ノ後述ノ如ク、吾軍又其ノ他各軍ノ信
 ニ在リテ容レサル所ナリ備州方面ニ於ケル第三
 日官中支隊ニ於テ何等影響ノ準備ヲナシ居ル
 左ナシトノ報告ヲナシ居ルモノアルハ備州官軍
 カ大ニ打虎山以西ノ北山嶺上及其ノ附近ノ各山ニ
 亘リ巨大ナル兵力ヲ集シ居ルハ其ノカニシテ我軍ノ
 影響ナル結果ニ在レハ此等山嶺カ備州軍ノ信
 意ニ於テ甚大ナル影響ヲ与ヘ居ル所ナリ然レモ
 アルノミナラス其ノ影響ハ備州ヨリ亦ニ其力
 ニアル田庄、巨野、白旗等河右岸ノ各山ヲ
 進スルニ在リシ居ルコトは實ナリ且シテ右等山
 カニ在リテ其ノ他各軍ニ分岐点ニ在リテ我軍ノ影響

57-1

Ref Doc 1949

4

ニ要スル不口ノ脅威タルハ何人モ首肯シ得ヘク
 ニ北軍ヲ和議スルニ於テハ打虎山奉天間及遼寧
 子河北間ハ僅カ三、四時間内ニ到着シ得ヘキ近
 藤ニアルノ事實ハ敵軍ノ害々大ナルヲ示スモノ
 ナリ一方前記長城等ハ近時遼州等多數要所ノ破
 セラレタルモノヲ含ミ其ノ後方ノ義兵急進ニ大
 シ是リ我ニ阻礙本線前方ニ於ケル属員ハ十一月上
 旬約一萬三千ト算定セラレタルカ十二月上旬ノ
 至ニ後レハ三萬ヲ越シ且近ニ於テハ數百萬至
 以千ノ員發ト被擄、運糧等ノ難儀ヲ有シ今ヤ
 正義軍トノ匪類殆ント自絶ナル狀ニアリ以テ
 テ表ノ脅威ニ之ヲ加シ之ヲ消滅スル錦州軍營ノ容
 ルコト疑ナキヲ知ルヘシ又在奉天日本領事館ノ
 前庭ニ於レハ敵軍前哨地帯偵察地方兵團出發後
 ハ十一月一日以降十日間二七八件、十一日以後十
 日間三四一件、二十一日以後十日間四三八件、十
 二月一日以後十日間四七二件、合計一五二九件ノ
 多キニ上レリ

以上長城等不逞分子ノ陰謀ニ對シ我軍ニ於テ必
 ノ警戒ヲ行フヤ海軍本線前方ノ兵團ハ遼寧方面ニ
 進入スルヲ信トシ我軍ヲシテ殆ント奔命ニ置ラシ
 ムルモノアリ而モ尙我軍ニ於テ遼西地方ニ對スル
 敵口ノ進路ヲ察テセザリシハ向地方各地ニ侵入ス

57-2

Ref Doc 19149

5

ル前記錦州軍意記下ノ支那正親兵トノ衝突ヲ避ケ
ムトスル旨ニ出テタルモノナリ
然ルニ偶々十一月二十四日俄外交部長ヨリ在支
主要列國公使ニ對シ支那側ハ日支兩軍ノ衝突ヲ避
クル爲支那軍ノ山岳部以西撤退ヲ實行スルノ用意
アル旨ヲ告ケタリ仍テ帝國政府ハ同月二十六日正式ニ
右主旨ノ提議ニ賛スルヤ主權上之ヲ受諾スルト共
ニ在支帝國公使及在北平帝國代表者ニ對シ夫々
外交部長及張學良氏トノ間ニ本旨ニ對シ聯合ヲ行
ハムコトヲ訓令セリ尙公使ハ十一月三十日乃至十
二月三日復次ニ互リ俄外交部長ト聯合ヲ行ヒタル
カ向部長ハ中途ヨリ前記申出ヲ認シテ右聯合ニ應
セサルノ態度ヲ示シ又在北平帝國代表者ハ十二月
四日以來張學良氏ト直接又ハ其ノ側近者ヲ介シ話
合ヲ重ねタルカ同月七日ニ至リ張學良氏ヨリ其ノ
自發的撤退トシテ錦州方面支那軍ノ撤退ヲ行フヘ
キ旨ヲ指示シ來リ且滿洲鐵道トナク右和京ノ急送
實行方ヲ確言セルモ何等鐵兵ノ事實ナク却テ同方
面ノ兵數ヲ廢ニシ居ル旨ナリ
口錦州地方鐵兵問題ニ關スル交渉開始セラレタル
以來能ニ一ヶ月ニ及ヘルモ支那側ノ不誠實ナル
態度ニ依リ何等ノ效果ヲ得ヘキ前途ノ見据付
カサル間ニ前記ノ如ク俄國ノ括弧益猛ケツヲ想メ
來リ遂ニハ南滿洲ニ於ケル全體的治安ノ根底的破

52-1

Ref Doc 1949

6

陸ヲ往來スルノ虞アル事ヲ現出セルニ依リ最近
 我軍ハ一齊ニ出動シテ從來ヨリ比較的大規模ノ陸
 軍作戦ニ着手スルノ已ムヲ得サルニ至レル處我軍
 ニ於テ以テ計戦ノ後援ヲ期セムカ爲ニハ其ノ後援
 地タル遼西方面ニ進出セサルヲ得サルコト前述ノ
 事情ニ依リ防カナリ固ヨリ我軍ハ九月三十日及十
 二月十日陸軍省決議ノ主旨ニ反シ好シテ支那正氣
 兵ニ對シ攻撃ヲ加フルカ如キ主動的作戦ニ出テ居
 ルモノニアラサルコト勿論ナルモ他面陸軍省ノ計
 策ニ至リテハ百戰百下ノ弱態狀況ニ顧ミ日本軍ニ
 於テ引續キ之ヲ行ハサルヲ得サル所ニシテ右八十
 二月十日陸軍省決議案ノ際我代表ニ於テ明確ニ
 保證セル所ナリ然ルニ此際支那軍意ニシテ我軍
 攻撃的態勢ヲ發ハントスルモ前記ノ如ク我軍ニ於
 テ我軍及我軍官民ヲ目標トスル自衛的作戦ノ發動
 行動ニ出テ且石印中ニ錦州軍ノ將卒多量投入シ
 テ正氣軍トノ區別ヲ示ナル以上我軍ニ於テ自衛上
 必要ト認ムル適當ノ措置ニ出ツル場合其ノ結果生
 スルコトアルヘキ一切ノ責任ハ前記諸國ノ責任ニ
 歸ミ凡テ支那軍ニ於テ責任スヘキモノナリ
 我帝國政府ハ聯軍諸國不協和其ノ他各軍領土
 今次事件ニ關スル現事官兩度ノ決議ヲ忠實ニ遵守
 セムコトヲ期スルモノニシテ錦州軍意ノ強硬的治
 安擾亂ニ與スル日本國民ノ憤激甚ダシキモノアリ

52-2

7

Ref Doc 1949

タルニ抑ラス一領月ノ永キニ亘リ帯國軍ニ於テ
 方面ニ對スル陸軍部ノ自由ヲ抑シ其ノ國政府
 ニ於テ凡ユル手段ヲ盡シ而シテ實行ノ際悉ク
 コトアルヘキ日支軍ノ衝突ヲ防止スルニ努メ
 ル誠心誠意ト見認自重トハ全ク前記諸條及決議
 ニ基ク陸軍ニ忠實ヲラムトスル精神ニ因テルモ
 ノナルコト必スヤ世界兵隊ノ標準ヲ示ヘキヲ信ス

裏面白紙

E13296A

EXHIBIT #

Def Doc No 881

原本
二頁、ヨリ三頁

奉天自治指導部長	奉天省政府財政部長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長
奉天省政府財政部長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長	奉天市市長

中
出

于 冲 漢 氏	丁 益 修 氏	吳 忌 培 氏	楊 欣 伯 氏	趙 麟 第 氏	賀 嗣 章 氏
---------	---------	---------	---------	---------	---------

出
席
者

朝日新聞社主催
一月十一日奉天ヤマト・ホテルにて

日本
日 本 場

石原莞爾中佐	片倉哀大尉	久保田久晴大佐	河相達夫氏	森島守人氏
草司令部參謀	關東軍參謀	統治部長	海軍部長	外務部長
關東軍新隊隊長	關東軍參謀	海軍部長	海軍部長	外務部長

(奉天總領事館)

今夜(十一日)朝日新聞社の主催にかゝる滿洲問題の座談會が當地に於いて開かれる由であるが、その以前に出発することになつてゐるので出席の機會を得ないのは遺憾である、歸途滿洲に立寄つてゐるいろいろの事情を親しく見聞することの出來たのは自分として非常によかつたと思つてゐる、滿洲における軍事行動はもはや大體一段落をつけたやうに思ふ、問題は滿蒙における軍事行動はもはや大體一段落をつけたやうに思ふ、最善の努力を拂ふ覚悟を要する、今日の朝鮮經濟生活において日本も世界的一環の局部をなしてゐるやうに、朝鮮半島を占める外交もまた同様であつて、世界の前に日本は止しく朝鮮問題を解決しなければならぬ。

原本四百頁

新滿鐵建設屋談に寄せた芳澤大使のステートメント

- | | |
|----------|--------|
| 奉天圖書館長 | 齊藤利夫氏 |
| 奉天新聞社長 | 石田武亥氏 |
| 奉天商會會長 | 藤田九一郎氏 |
| 奉天居留民會長 | 野口多内氏 |
| 大連商會會長 | 藤岡嘉郎氏 |
| 奉天商會書記長 | 野添幸生氏 |
| 省政廳顧問學博士 | 金井章次氏 |
| 奉天省財政顧問 | 色部貞氏 |
| 奉天省銀行理事 | (民 同) |
| 奉天事務所長 | 宇佐美寛爾氏 |
| 奉天事務所長 | (願 同) |
| 奉天事務所長 | 村上義一氏 |
| 奉天事務所長 | 首藤正壽氏 |
| 奉天事務所長 | 吳斗漢氏 |

原 本 上 頁 ヲリ 三 百 〇 〇

滿 蒙 の 平 和 境 況
どうして實現する

Def Doc No 881

武内（本社奉天通信局長） 一寸御挨拶申し上げます、滿蒙の時局も段々蒼桑の混沌たる關係から新しい建設時代に入らうとしておりますが、この機会において滿蒙の第一線に在られる有力な方々の御意見を拜聴し、紙面を通じて報道するといふことは、新聞社の責任であると考えますし、またいろいろの意味において「滿蒙政治經濟座談會」を開催すべく皆様のことに當蒙建設についての「滿蒙政治經濟座談會」を開催すべく皆様の御出向下さいましたことは、私共の非常に光榮とし、かつ感激に堪へない次第で厚く御禮申し上げます。これから座談會に移り皆様の腹藏を暴露、軍事、國防、思想、文化といふやうな項目に分ち御高見を拜聴いたしたいと思ひます。なほ一寸御報告しておきたいのは芳澤大使が御出席の時局の關係上この機会に御出席出来なくなりましたので弊に

4

55-2

メッセーヂ（別項掲載）を下さいましたので、これ御披露いたします。（と朗讀し）ではこれから始めます。

第一の滿蒙善後設置について、すか、私共の考へでは單に新政權が或は獨立の新國家といふ間題、並にこれと並んで在滿日本機關の統一問題といふものが、差當り直面せる中心問題ではないかと思ひますから、その點につきまづ文部省の直接御作務者からお話を聞かせて置きたいと思ひます、それではどうか于天人（于冲漢氏）から

新 國 家 の 經 営 に

民意尊重が何よりも大切だ

于冲漢氏（奉天省政府地方自治指導部長） 今日には生憎自分は病氣中で元氣がありません、簡単に申すと矢張りお前の通り新國家を建設する方が一番宜しう御座います、これが一番必要なことをなので御座いますが、その建設については民意を尊重するといふことが最も大切だと考へるのがあります。

56-1

57

石田武亥氏（奉天新聞社長） 別に政體といふことについて考へておられません
が、今各省に政府が出来上つてをりますから、これら各省の實情の結
果により、于沖漢氏のいはれたやうな民意を基礎としたものが出来上
ればよいのぢやないかと思ふ、こゝにわれわれが君主政體であるとか、
共和政體であるとかいふやうな意見を申上げる時機ではないかのやう
に考へます、今「わたくし」等問題ではないでせうか、私は政
體といふ問題よりも元來、われわれの希望する君主政體が果してその希
望通り實現するかどうかといふことにまだ非常な不安をもつてゐるの
です。

丁徳修氏（東北交際委員長） 同意見です。
石原莞爾中佐（軍司令部参謀） 支那の有力な方がさういふ御希望ならば、
それがいゝに決つてゐると考へます。
武内 しからは新しい滿蒙獨立國家はどういふ程度、政體に則るべきで
せうか。
于沖漢氏 それは研究した上でなければ、即座にお答へすることは出来
ません。

立憲君主政體かよい

野口多内氏（奉天居留民會長） たゞ今の新政體と新國家の問題は、于沖漢
大人と同じやうに新國家が必要であると思ひます、その理由は新政體
であるとして、どうしても常に支那の中央から撃射せられて動搖を免れな
いのですが、野外的に獨立するといふことになればその憂ひは絶對に
なくなり、従つてその國が安定するといふことにならうと思ひま
す、政體の問題は私は支那のためにも日本のためにも君主立憲國を主
張いたします、何となれば我々か左右に有してゐるところの二大國家

が革命を遂げたその結果を見まして痛感するのであります、いはゆる
る誠實なる國家の下に生活するところの民衆は幸福であるといふ信條
をもつてゐる、そして日本と同等な政體たらしめることは、今日日本
の政體を力強からしむる上にも好都合であらうと考へます、さういふ
實際において私は君主立憲國を希望いたします。

實現にはまだ不安

石田武亥氏（奉天新聞社長）

別に政體といふことについて考へておられません

が、今各省に政府が出来上つてをりますから、これら各省の實情の結
果により、于沖漢氏のいはれたやうな民意を基礎としたものが出来上
ればよいのぢやないかと思ふ、こゝにわれわれが君主政體であるとか、
共和政體であるとかいふやうな意見を申上げる時機ではないかのやう
に考へます、今「わたくし」等問題ではないでせうか、私は政
體といふ問題よりも元來、われわれの希望する君主政體が果してその希
望通り實現するかどうかといふことにまだ非常な不安をもつてゐるの
です。

武内 新國家建設といふことになれば、次に起る問題は、その新編環獨立を現在の省の區別即ち遼寧、吉林、黒龍江、熱河各省のいはゆる東北四省といふ區畫をとるか、乃至はハルビン東省特別區を一番とし、更に蒙古の自治領といふものを加へて六省とするかといふことでせう。

于沖良氏 さういふことについては歴史、人情、風俗、交通などのいろいろの關係があり、今までの通りにするか或は小さくするか、また豫計が得山あつて支那人の中には昨年南京政府で二十四省を五十八省にするとか、五十何百にするとかいろいろの豫定の先や口の元で語じたがたうとう結論はなかつた、直ぐさま解決する問題ではなく、また容易く出来る問題でもないと思ひます、だが如何なる國家にとつても自治といふことは必要なこと、これは根本のことであるから、この根本がうまく行かないとどんな國家であつても駄目だ、勿論奉天を模範として行きたいと思ひます。

武内 今やつてゐる奉天省の自治制度といふやうなものは、どういつたところに根本の方針があらりますか。

吾政と王道

自治の新方針

于沖良氏 地方自治制度は多岐大體論はつてゐるが、内亂の影響を受けて十分安政を擧げてゐない、今日の急務は舊制を復活し空門を閉け入民の福祉を増進するに於つて、奉天省の新自治方針は舊政主義と王道主義を標語としてゐます、選挙制を採用することは民権過去の弊害に於いて實現出来ません、要するに民衆をして衣食住の安定を爲さしめ貧富の懸隔を少なくして、安んじ土を創造することが自治の目標であります。

日本列島の政変統一

どうして計るか

武内 次に日本列島の各機關の統一問題ですが、領事館、商館、領事館、商館、領事館といつたやうに各機關が統一されてゐない結果、常に滿蒙の政策が統一されない、そこで日露政口、五頭政治、六頭政治といふやうな弊害があつたのであります、今度の新憲法の制定時代に於いてその

な、そして俄んたうに一掃になつてやるのでなければならぬ、日本の機軸は最少機軸に縮小し、出来る新國家そのものに日本人も入り支那人も區別なく入つて行くが宜しいと思ふ、それが出来なければ滿蒙新國家も成らないと思ひます。

武内 さうしますと、制度上わかりませんが、どういふ風に。

石原中佐 つまり私は今臣の新國家の神隊長に任命されるので、それではければ結局日本のものにするか支那のものにするかです、日本の軍隊を滿洲に置かなければならぬといふのをらば東軍司令官は置かなくてはならぬし、日本と新國家との關係に領事が必要ならば領事を置く、なくては、融和的のものならは置かぬ、關東長官は總對に失禁、但し關東總の役人は新國家の役人になりたい人はなければよい、奉天省長は新國家の省長になる、于大人が大統領になれば、于大人から辭令を貰へばよい。

武内 滿蒙に對する監督權といふ問題が起りますが

石原中佐 新國家が監督するが、日本が監督するかそれはむづかしいこと

統制をはかるといふ問題、さうした必要があることは明らかです。村上義一氏（滿蒙強争）部督制といひますかまた現在の制度に立脚して多少でも融和して進んで行くか、これは内部の事情によつて結果は同じかも知れませんが、寧ろこの部督制をもつて進むべきではないかと私は思つてます。

森島守人氏（奉天強争） 私はその豆華上金魚船の中の金魚のやうなもので、政府の方針に導かれてゐるので、よし腹案があつてもかういふ席では申上げかねます。

私立國家なら部督制の要なし
日支人眞に融合してやれ

石原中佐 私は個人としては獨立國家に成る以上これは部督制とか何とかはやるべきではないと思ふ、それは今までの日本は暴戻なる支那軍國のために附屬地内に詳悉されてしたのであるか、今度は日支兩國民が新しい滿洲を造るのだから日本人、支那人の區別はあるべきでない、従つて附屬地關東廳も全權運給してしまつて副長官も失業状態です

右署名捺印ハ同月同日自外ノ面頁ニ於テナサレタリ
同 年 同 月 同 日

於 同 所
風 前 泰 男

本巻ニ添附セル日本語ヲ以テ書カレタル「新滿蒙ノ建設」日支名士ノ座談
會トト題スル七十九頁ニテナル書翰ハ本社ノ主催ニ依リ一九三七年一月
十一日奉天「ヤマトホテル」ニ於テ開巻セラレタル座談會ノ速記録ヲ本
社ニ於テ同年二月十日刊行セルモノナルコトヲ證明ス

昭和貳拾貳年四月九日

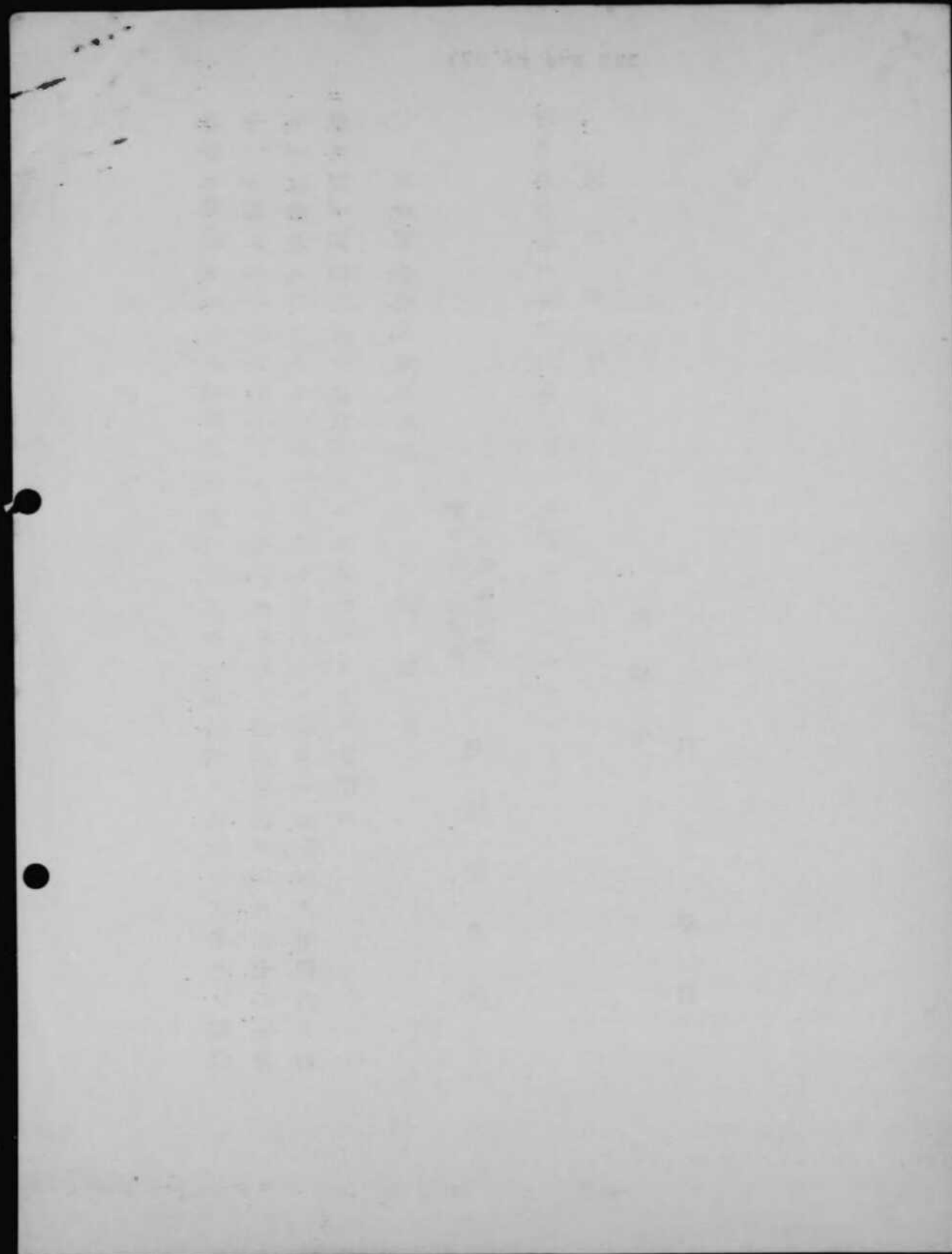
於 東 京

朝日新聞出版局
調査課課長

後 藤 院 貞 正

とて、滿蒙の將來といふことについては兵隊の面では判りかねます、
理想としては薩長や交通も新田家の統制に服せしむべきだと思ひます
が、何かの事情で統制外に置かなければならぬといふ明瞭な理由があ
ればそれは別の方法で考へなければなりませんまい、しかしその細部に
わたる話は限りません。

河相達夫氏（神東師外學課長） 失敬する者がいくらしやべつたところで無
常ですな（大笑）、私もまめ免れざる運命だらう位に考へてゐます。



22-10-6
11
13

第二 干冲漢氏の政見

一、絶對保境安民主義

干冲漢氏の意見は東北四省の絶對保境安民主義であつて舊軍閥政權及び南京政權との關係を断絶し、新獨立國家を建設することが、絶對要件であると言ふのである、即ち氏は十一月三日、奉天城内の假宴に入るや、直に維持委員會委員諸氏と會し、今後東北四省の統治方針に付ては、絶對保境安民主義を提唱し（十七字省略）舊學良政權及び南京政府との關係断絶を宣佈せしむるに決し、維持委員會が一切の政權を代行して省令を下すに至らしめたのである。

而して氏の絶對保境安民主義の政見には、氏の抱懐せる王道主義の實現が其根幹を成して居るのである。氏の言葉を借りて云へば「世人もすれば王道主義なる言葉を舊い言葉の様に思つて居るが、東洋精神文化の眞體は、王道主義であつて、何時迄経つても決して古びない。千歳萬年長へに常に新しき意味を持つて繼續さるべき價値と内容とを保持して居る」と言ふのである、從來東省の政治に於ても、屢々之が實

裏面白紙

現に付意見を吐露せらるゝ、常に顧みられざるのみならず、却つて疎んぜられ、斥けらるゝに至れり、然るに會々霸道政治の悪魔波びて、眞に東省政治革命の時期が到来したのである、是は天也命也人爲ならずである、宜しく一大英斷を以て王道政治の端を開かざるべからず。

抑王道政治の極致は、寧壊蔽膜の太平を生み、四海同胞均しく其恩恵を享け、其處に波瀾もなく、其處に鬭争もなく、人々其堵に安んじて、理想の樂土が生るゝのである。如上の理想に基く王道政治の實現に向つて、之を妨ぐるものあらば、之は惡魔であり、人道上の大敵である、道義に明るき世界の人士は吾等三千萬民衆が惡魔無道の程持を免れて、新に生れんとする王道政治の實現に向つて、贊意をこそ表すれ、よも之に反對するものあるまい、然かも此理想の實現に向つては徹頭徹尾舊學良政權及南京政府との關係を斷絶する事が絶対必要であると謂ふのである。而して東北各省は人烟未だ密ならず、土地肥沃にして、天然の恩澤に富み地下の埋寶亦甚だ豊かにして、統治其宜しきを得ば、數年ならずして非常なる富を來たし、理想の樂土たるは必

然である、然るを過去二十年來軍權萬能の覇者に由り、一城一地を争ふ事にのみ汲々として、産業を顧みず一人一家の榮華の爲に三千萬民衆は苛飲謀求の標榜を受け、産炭の苦海に沈淪して居たのである、今其例證を擧ぐれば張作霖氏の執權後四、五年間は先づ無事であつたが故に、財政通の王永江氏の手腕に由りて、極力財政整理を行つた結果五千萬元と云ふ巨額の剩餘金を如何なる條件の下にも之には手を附け得ぬ方法を取りて、官銀號に預入れ、年五歩の利息を取つて省財政の基礎を固め、行々は惡税廢止、産業開發の資金に充當せんとして、大に努力せるにも係はらず、第一奉直戰となり、敗れて歸るや張作霖氏は一意専心復讐戰の用意に熱中し、周囲の勸告には耳をも借さず、只管軍備の擴張のみに専念して他を顧みず、遂に今日見る様な途轍もない危大なる兵工廠を築き上げ、第二奉直戰となり、奉直戰となり、王永江氏去り余も亦去りて、愈々益々軍備の擴張又擴張に伴ふ兵工廠の擴張整備に奉天票の濫發となり、濫發の程度に伴うて奉天票の市價は加速度的に暴落し、紙屑同様に下落し、爲に三千萬民衆は紙幣を抱い

て新米の資に窮するの憂目を見たのである、然も民衆は暴政に抗すべ
き何等の力をも持たぬので、如何ともする能はず時としては奉票交換
の爲に市況擾亂の罪に問はれて順良なる商人が三人も同時に銃殺せら
れた事さへある、誠に天道是か非かの思ひを抱かしめたものである、
斯うした極端から免るゝ機會は今將に臻れりである、民衆の總意に由
りて、此處に王道政治を建設することに付ては、人道上の見地からす
るも亦東洋平和の見地からするも、道義ある世界人士は我等三千萬民
衆の爲に當然援助を吝まぬであらう。而して之が實現を期する第一要
提は緬對保境安民に由りてのみ期待せらるゝものと冒ふのが氏の意見
の全體である。

二、民心の收攬と民力の培養

政治の要諦は、民心を收攬するに在り、民心を收攬するは民をして歸
嚮する所を知らしむるに在り、其處で此新政權確立の始めに於て宜し
く將來に於ける政治の大方針に付一大佈告を出して、人民に嚮ふ所を
示す事が第一要件である。即ち從來の軍閥政治を打破して、新に民意

裏面白紙

を基調とする善政主義を高唱し、弊政改革の大旗幟を鮮明にし悪税を廢止し、人民の負擔を輕減し又税制の整理を行ひ負擔の均衡を保つに努め、同胞相闘くの爲に投ぜられたる軍費を産業の開發に投じ、國利民福の基を開き又宗教教育の刷新普及を図りて廢れたる道義の觀念を養成するに努め特に絕對的治安維持の方策を確立して、生命財産の保護に遺憾なからしめ悪弊中の悪弊たる貪官汚吏の收賄を嚴然防止し、明るき政治を以て臨み其方法を明示せば三千萬民衆は靡然として謳歌し來ることは曠かなる事實で、此信頼の下に上下相信して事に當らば新政權の理想は其實現必ずしも難事ならずと思ふ、若し夫れ民力培養の方法に付ては大に産業を興し其負擔を輕減し、生命財産の安固を保障し、貨幣制度の大改革を行ひ、之に處するに道を以てすれば何の難事か之あらん、新政權に參與する人々が此心を體し協心協力事に當らば必ずや吾人の理想を實現し得るものと信ずる云々。

三、俸給令の改正と慰勞金規定

人は皆衣食足りて始めて禮節を知る、人の性は善なりである、如何な

る人でも胃の腑が充たされて居れば盗んで迄喰ふ事はない、人間は總て名譽を欲するものである。衣食足れば減多に悪い事をするものではない。貪官汚吏など言ふ言葉があるが、その言ふ徒輩もあるにはあるが、斯くの如き徒輩を作り出すのは一つには制度其ものゝ罪もある、今各縣の巡警の給料月現大洋八元である、金の四圓足らずである之では煙草代にも足らぬではないか、之で喰つて働け妻子も養へと言つて見ても出来る相談ではない。寧ろ言ふ方が無理で悪い事をして差支ないと言ひ官許を與へた様なものだ、又課長級や知事にしても矢張り同様甚だ薄給に過ぎる薄給の上に規定の月給から軍費不足の故を以て三割も五割も減額されては立つて行けるものではない、瀋陽縣、遼陽縣と言へば一等縣である。然るに縣長たる知事の月給が現大洋三百六十元で日本金の百七、八十圓に過ぎぬ。往復繁華を都市では充分な交際も出来ぬ。知事たる體面を保つて餘裕の出来様管がない、不義ならざらんとするも得可からずで遂には不正の收得をなすに至るもので、制度の罪が多分である、月三百元の知事が年領三、四萬元もの貯蓄が

出来る様では善政は何時迄経つても布けるものではない。充分の俸給を與へて、信賞必罰主義を執らねばならぬ人各々與へられたる俸給に由りて衣食を給し、尙且多少の餘裕を有するに至れば、好んで邪道に踏入るものではない新政標確立の初めに當り、俸給令の大改正を行ひ充分の給與を與ふるに止まらず、退職慰勞金殉職手當金規定を設けて人々をして其職に安んじて、職責を勤めせしむる様にせねばならぬ、不正の漏洩を防止することに依り何層倍かの俸給を與ふることは、却つて國家の爲に非常な利益である、併し随分深刻に浸み込んで居る惡風を除去することは難事は難事だが新政標は適法を設けて之が刷新を圖らねば又もや舊弊續出して遂には王道主義が露曝しになるであらう次に據ぶる會計検査院（審計院）制を設けて之が防止を嚴にする考へである。

四、審計院制度の創設

審計院制度の創設は、官紀の嚴肅を保持し財政制度の刷新上是非共第一に着手しなければならぬ。新政標の重要政務である、奉天官界の伏

腐敗たる兵工廠を始め各省各縣各市の財政に至るまで、悪弊深く浸染して醜態目を覆ふの有様である、而して省全般の財政中不正の手段に由りて消え去るもの恐らくは何千萬元を以て算するの巨額に上る可く收支を詳かにし毫厘も寛容することなく收支を明細にすれば、各省の収入は倍加することを得ん、嚴密公正なる審計院制定の創設は明るき政治に進む第一歩である。

五、警察制度の大改革

新政體の建設に當り、最も重く意を用ひねばならぬ事は警察制度の完成刷新である、常に人民に接觸し生命財産の安固を保持し、治安の安寧を圖り上申下達の道を擔任するのは警察官吏であるから、何よりも先其素質を精選任命することが第一條件であらねばならぬ。夫には從來巡警たりし者兵隊たりし者都會の惡風に染んだ徒輩は全然採用してはならぬ是等の徒輩は、從來の惡習が深く浸染して遠かに矯正する事は不可能である。入りては巡警となり出でては匪賊となり、再轉しては兵隊となると言ふ風で、此三つは劃然たる區別は無く此間を循環し

て常に悪事を働き、民衆を毒した者共である是等の徒輩を採用しては如何程制度を完備しても其實績を擧ぐる事は望むべくもあらぬのである、況んや吾々の唱ふる王道政治の根幹をなすものは、警察制度に其多分を求めねばならぬのであるから、素質を精選して採用する事が符に必要なる所以である、随つて今度巡警の採用に付ては會國藩の故知に倣ふ事である。會國藩が長髮賊の大亂を平定するに至つた重なる要因は、保甲制度の完成と之に採用せる兵卒の素質を精選した事に在る即ち彼は從來兵籍に居た事あるものは一切保甲制度に参加せしめず、田舎の淳樸朴直なる百姓のみを招募して保甲兵團を編成したので、誠に純朴であり且能く命令が徹底したのである、而して會氏の意の儘に動き、既に六百五十餘縣も占領せられて居たのを恢復し得たる所以の者一に之の淳樸なる百姓兵團の御蔭である、新政權の警察組織に當りても、田舎の淳樸なる壯丁から招募し、練習所に入れてミツシリ仕込んでやる積りである、而して其俸給の如きも初任給月額四十元以上として漸次五十元六十元と言ふ風に昇給せしむる計りでなく、部長警部

裏面白紙

警視と云ふ風に昇進の道を開き、又本人の技倆如何に由りては知事にもなれると言ふ位に進むべき道が開いて居り、退職手當と言ふ老後の事迄考へて遣れば從來の悪風も矯正せられ眞の民衆警察の基礎を作る事亦必ずしも困難ではない。而して保安警察と行政警察とを区分し其總数は遼寧全省に一萬人もあれば充分だと思ふ、而して保安警察には機關銃も鐵砲も又自動車も馬も充分に備附けて迅速機敏に各方面に出動し得る様な組織に編成し、一隊約五百名位の編成にして遼寧全省に大箇所にも配置して置けば事足りると考へて居る。其他の行政警察にしても武装は整はせて置くが、之は専ら下級行政機關の補助たらしむる様にしたいので訓練法に於ても聊か教育方針を異にし度いと思ふのである。又警察制度の改正と共に戸籍法の制定が急務である、戸籍制度の不完備が不良の徒の隠れ場を與ふるものである。律々浦々まで戸籍法が能く行届いて居れば犯人捜査も容易である、新政權は市町村に命じて戸籍調査を嚴密にし、至急之が實施完整を企圖せねばならぬ。之は困難な事業ではあるがどうしても實行せねばならぬ事だと思つて居

る。

若し夫れ警察官養成機關の設置に付ては、後日充分に講究し最善の方法を立てたい考へてある。

六、新政體の不發兵主義

干冲漢氏の新政體に對する政見中最も卓見にして然も條理ある大方針の一は此の不發兵主義の高調である、嚴格なる東三省「モンロー」主義、神聖なる王道政治の前には軍隊など必要としないと云ふ趣旨である、吾侵さざれば人亦我を侵さずと言ふ、崇高なる哲理から生れた斷案である、折角生れ出づ可き平和郷も生仲軍隊を置く事に由りて又々舊態に戻り軍權政治を呼戻さぬとも限らぬ、固き信念の下に立つ王道政治には不發兵主義が總體必要と言ふのである且又東北新政體が獨立國としての國防軍を置く事は容易を尊ではない、何故なれば日露兩強國の間に立つて眞の國防軍を編成する事は東北夫れ自身の力量が及ばず張學良が中國第一の精銳を誇りて居た軍隊が一昨年の露支紛争の際に滿洲里及海拉爾に於ける慘敗の跡から考へても分る事だが、露西亞

に對して既に然り然るを世界に誇る日本の大陸軍を目標にして、國防軍を編成し様と云ふ事になれば、東北三千萬民衆を驅りて悉く軍兵とするも尙且及ばざるの慮あり、よし又如何なる國防軍を常置するも日本にして眞に滿蒙侵略の意思ありとすれば朝鮮前の仕事に過ぎぬので結局無用の長物たるを免れぬのである國內に於ける匪賊の彈壓には保安警隊にて充分である之余が不養兵主義を高調する所以であると誠に徹底した意見である。

要之東北四省を世界的に公約せる「モンロー主義」國家たらしめ、日本との經濟的提携を圖り、外列國に對しても機會均等主義を唱導して模範的平和郷を作り出すに在り不養兵主義は歐洲に於ても瑞西に於て其例あり、必ずしも實現不可能の事ではない、若し夫れ國內から我境を侵す者あらば日本は治安維持上當然立つて之に當らねばならぬし露西亞の侵略にしても、亦必然日本が當らねばならぬ事だと思ふので、敢て攻守同盟と言ふ次第でもないが一兵をも養はずして、遣つて行けりと確信して居る我々の新政體は其の王道政治に則り、經濟政策文化

七、道路行政と産業政策

政策を唯一の「モットー」とし此地に世界に冠絶せる極樂常土を建設するの目的である、而して日本と提携して平和的産業の完成を圖り互に相尊重して共に其福利を増進するに努め、平和の花を咲かせたいものである、其處に争ひもなければ差別もなく一切平等無差別にして相俱に榮むの境地を作り出せば能いのである、此新國家の建設に當りては、吾々東北人士は勿論眞剣に努力せねばならぬが、又日本側としても心からなる同情と援助とを切望する次第である、換言すれば共同工作に由りて眞の平和郷を建設し、之が發育達成を擁護せねばならぬと思つて居る、而して今回の如き不祥事件が二度と再び起らぬ様に遣りて行きたいものである、兩方の心の持ち方一つで何りにもなるのであるから此建設の初に當り、互に互諒妥協の精神を以つて相臨み氣持よく「スタート」を切りたいものである、日本の諺に「旅は道連れ世は情し」と云ふ事があるが、此氣持ちで行つたなら何等の立隔てもなく平和郷の建設を完成し得るものと思つて居る云々

鐵道網の完成に先立ち大に道路行政を考究して自動車道路の完成を圖らねばならぬ、道路行政の完備は直に産業發達を助長するものであり又匪賊の蹂躞感ずるのは交通不便が生む産物の一つであるから、交通路が完成すれば匪賊は自ら影を潛めて來るものである、又一面道路建設工事に由りて失業者救済ともなる譯だから、一舉兩得だと思つて居る、嘗て王永江氏が省長たりし時縣道里道に區分して、大に道路行政に着手し二千萬元以上もかけて大に見るべきものあつたが其後軍費高能主義が崇りて、之等の民福事業は全く棄て、顧みるものなきに至つたのである。

新政は宜しく財政を按配した道路行政も至急立案せねばならぬ事と思つて居る。

若し夫れ産業政策の一事は問題が大問題であるだけに今遂に適當なる考案もない譯だが、夫々専門家の研究立案に由り財政關係と相俟つて進めて行けば能いと思つて居る、東北各省は地上地下共に開拓の餘地は充分にあると思つて居るから産業政策其宜しきを得ば、將來の發達

八、無題錄

は期して待つ可きである、各地の産業が発達して、物資の出廻りが多
 くなれば、併行線問題も何もさつたものではない、鐵道も産業鐵道と
 なり經濟鐵道となれば必ず利益を擧げ得るものと信じて居る、濠海線
 の如き既に其萌芽が現はれて居るではないか、損をしてまで大滿鐵と
 競争するなど馬鹿氣切つた遣り方だ、斯ふ云ふ考へが遂に嵩みて、今
 同の不祥事を生むに至つた事など考へて見ると、一切其事總て平和主
 義で行かなければ嘘だ、兎も角も道路行政と産業政策とは密接不離の
 關係があるから、新政權は緩急を圖つて之が實現を期せねばならぬ。

(イ)合辦事業も形式を換へねば到底駄目だ、總辦が二人宛もあり、
 家の子徒爲親者種類役に立たぬものまで引連れて繰込んで、經費
 倒れになるのけ當り前だ、適才適處主義で行けば日支人何れが社長
 にからうと總辦にならうとかまふ事はない、營利合社は利益を擧げ
 る爲にしたければ嘘だ、損迄して合辦事業は可笑しいではないか、
 くだらぬ形式は今後斷然止めたが能いと思つて居る。

裏面白紙

(ロ) 懸案問題

懸案を作ると言ふ事が抑感情疎隔の結果である三百も四百も懸案があるつては、不祥事件が起るのも當然の事だ、新政程は直ちに従來の懸案を片つ端から片附けてやる心算りだ、特に日本人が投資し支那人名義なるが故に沒收處分に合つたり、仕事が出来なかつたりして居るものなどは、總領事館あたりには證據書類が保存してあるだらうから持出されたり能いだらう、十分に審理の上適當の方法を立て、此際解決する事にしよう懸案など一掃して萬事立直しを遣り共に清新をすがすがしい心持ちで進むて行きたいものだ。

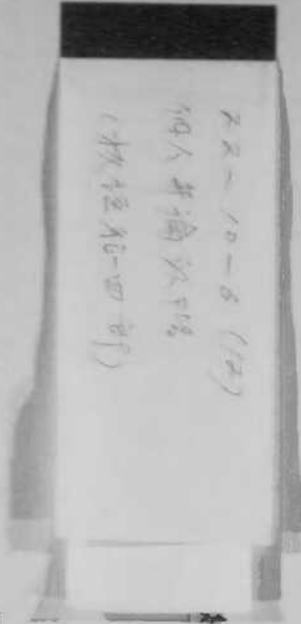
(ハ) 地方自治制問題

自治制と言ふものは其地方地方の歴史、習慣、人情、風俗を參酌して決つて行くべきものであつて、一足飛びに高遠なる理想を實現することは困難であらう、舊來の陋習を打破するにしても、例之、阿片^{アヘン}の如き避かに今日から禁止と言ふ譯には往かぬ、夫れには先づ阿片專賣制を布いて、取締法を設け一面には救療院を置いて禁煙

裏面白紙

療法を行ふ等總べての機關を具備してから漸次惡習を打破する事に
しかければならぬ、賭博の如き斷然禁止すべきものであるが、正月
三日間位家庭で楽しみに遣る位は見逃して置く位にせねばなるまい。

裏
面
白
紙



寫

前大東軍司令部 本

庄

察

證ミテ大東軍ノ狀況ヲ上奏ス

昭和七年九月八日

前大東軍司令部 本

庄

察

臣 察

高橋

表

寫

上

奏

前陸軍司令官 本

庄

築

謹ミテ陸軍ノ狀況ヲ上奏ス

昭和七年九月八日

前陸軍司令官 本

庄

築

臣 築

高橋

表

裏面白紙

一、昭和六年九月十八日事變勃發スルヤ軍ハ南滿洲鐵道線路ヲ保護シ併セテ其沿線在留帝國臣民ノ生命財產ヲ安全ナラシムル爲敢然起テ自衛ノ方策ヲ講シ軍主力ヲ以テ奉天附近ノ舊東北軍主力ヲ掃蕩シ一部ヲ以テ長春附近ノ敵ヲ擊破シ營口拉鳳鳳城ニ於ケル敵ノ武裝ヲ解除セリ

次テ第二師團主力ヲシテ吉林ヲ占據セシメ滿鐵右側面ノ脅威ヲ除去スルト共ニ別ニ一部隊ヲ巨流河附近ニ派遣シ遼西方面ノ監視ニ任セシメタリ

十月中旬張海麟軍ノ北進ニ伴ヒ洮昂線江鏡道松江省軍ノ被擄スル所トナルヤ速ニ修復シテ我糧益ヲ擁護セントシ十一月月上旬第二師團ノ一小部隊ヲ以テ其修理掩護ニ任セシメタルカ江省軍ノ不法ナル挑戦ニ遭ヒ一時苦況ニ陥リタルヲ以テ一部ヲ急派シテ大興附近ニ敵ヲ擊破セルカ戰況更ニ進展十一月十八日遂ニ軍主力ヲ以テ攻勢ニ轉シ昂々洮南方三間房附近ノ江省軍主陣地ヲ突破シ追撃シテ一舉齊々哈爾ニ進入セリ

混成第四旅團増加セラル、ヤ直ニ齊々哈爾方面ニ派遣シテ第二師團ノ部隊ト交代セシメ十一月下旬天津方面ノ兵變ニ對應セシムル爲第二師團主力ヲ滿鐵沿線ニ集結セリ

舊東北政權ハ錦州附近ニ大兵ヲ擁シ陣地ヲ強固ニ構成シ據リテ以テ南滿

裏面白紙

一帯ノ擾亂ヲ鎮シ十一月下旬中華民国政府ハ錦州附近中立地帯ノ設定ヲ提
 唱シ一ハ以テ我軍挙行動ヲ制限スルト共ニ一ハ以テ東北失地回復ヲ容易ナ
 ラシメントス。爾來官兵匪賊相混シ兵匪ノ蹂躪甚シク其勢猖獗ニシテ、遼
 河結氷スルニ及ヒ龍濟沿線ノ不安益々加レリ。於是軍ハ其策源ヲ復シテ
 龍濟ヲ一掃スルニ決シ十二日末第二師團ヲ以テ營口方面ヨリ龍余ノ軍主力
 ヲ以テ京奉線ニ沿フ地區ヨリ進軍ヲ開始シ遼西一帯兵匪ノ交討ヲ敢行ス然
 ルニ兵三萬五千砲約六十餘門ヲ有スル敵ハ我威武ニ屬シ殆ト抵抗セスシテ
 即内ニ退却シ遼西ノ良民到處皇軍ノ威風ヲ謳歌揚仰セリ
 軍ハ播種期迄ニ努メテ遼洲全線ノ治安ヲ恢復シ以テ民生ヲ安セシメント欲
 シタルヲ以テ錦州占據ニ伴ヒ直ニ部署スル所アリ即チ第二十師團並混成第
 八旅團ヲ奉天省遼西ノ地區ニ第二師團ヲ龍嶺以南滿鐵沿線ノ地區ニ獨立守
 備隊ノ主力ヲ龍嶺以北ノ龍嶺並四北鐵路各沿線地區ニ配置シ夫々地域ヲ割
 シテ治安ノ恢復ヲ企圖セシメ混成第四旅團主力ヲ依然齊々哈爾ニ駐メテ該
 方面ノ警備ニ任セシム

昭和七年一月上旬吉林軍ハ同省東北部地方ノ安定ノ爲北伐ヲ開始スルヤ哈

裏面白紙

市南側地區ニ於テ李杜、丁超等ノ諸軍ニ阻止セラレ該方面ノ形勢頓ニ惡化シ哈市在留帝國臣民モ亦危殆ニ頻スルニ至リシカハ直接之ヲ保護スル目的ヲ以テ第二師團ノ歩兵二箇大隊ヲ基幹トスル部隊ヲ鑿道ニ由リ同地ニ派遣セントセリ然ルニ中東鐵路局ノ消極的妨礙ヲ蒙リ輸送意ノ如ク進捗セサルノミナラス雙城附近ニ於テハ反吉林軍ヨリ急襲セラルルニ至リシモ我部隊ハ斷乎之ヲ擊退セリ

乃チ軍ハ意ヲ決シテ反吉林軍主力ヲ膺懲シ速ニ哈市ニ進入シテ居留民ノ不安ヲ一掃シ北滿ニ於ケル中樞ヲ占據シテ政情ヲ安定セントシ先ツ第二師團主力次テ混成第八旅團ヲ該方面ニ轉用セリ。第二師團ハ困難ナル輸送ノ下ニ逐次兵力ヲ集結シ二月五日哈市南側地區ニ於テ李杜、丁超ノ諸軍ニ打撲ヲ與ヘ同市ノ治安維持ニ任シ三月下旬ヨリ更ニ方正方面ニ作戦シテ反吉林軍ヲ討伐ス。爾來ノ軍主力ハ張海鵬、干正山等ノ諸軍ヲ指導シツツ主トシテ奉天省治安恢復ノ促進ヲ圖ル

四月中旬軍兵力一部ノ交代ニ伴ヒ第八師團並第十師團ノ精銳悉下ニ入ルヤ夫々第二十師團並第二師團ト交代ノ上第二十師團主力ヲ歸還セシメ第二師團ハ一部ヲ以テ齋々哈爾濱警備部隊ト交代シ主力ヲ吉林方面ニ配置セシメタ

リ而シテ吉林軍ノ北伐進捗ニ伴ヒ四月下旬軍ハ一部ヲシテ寧古塔一面ニ於
 テ其行動ヲ支援セシメ次テ上海方面ヨリ專用増派セラレタル第十四師團ヲ
 其到着スルニ從ヒ哈市方面ニ發送シ更ニ海林方面ニ作戦セシメテ襲ニ派遣
 セル混成師卅八旅團ト共ニ牡丹江流域ノ敵ヲ撃破シテ第十師團ノ松花江下
 流地域ニ對スル作戦ニ策應セシム
 第十師團ハ第十四師團先着部隊ノ到着ニ伴ヒ兵力ヲ集結シ五月上旬行動ヲ
 開始シ水路松花江ヲ下流シテ三姓ニ向ヒ遂ニ李杜、丁超諸軍ノ根柢ヲ衝キ
 テ之ヲ敗走セシメタリ當時我海軍ノ派遣兵ハ協力一致以テ該師團ノ困難ナ
 ル水路作戦ヲ容易ナラシメタリ
 反吉林軍ノ掃蕩ニ對シ當初協力シアリシ黑龍江省長兼同省警備司令官馬占
 山ハ國際聯盟調査團ノ入籍ニ先シ密ニ齊々哈爾濱ヲ脱出シ江省軍ノ腹心ヲ熱
 河海倫方面ノ地區ニ糾合シ策謀ヲ述ワセリ謂テ哈爾濱市ニ至ル頃遂ニ有力ナ
 ル馬占山系軍ハ呼海鐵路ニ沿フ地區ヨリ南進シ反吉林軍竝吉黑兩省ノ兵隊
 之ニ進諜スルモノ勝カラス北滿ノ騷擾日ニ擴大スヘキヲ懸念セラハ於是軍
 ハ北滿ノ騷擾ヲ防止スル爲ニハ馬占山系軍ヲ掃蕩スルノ急務ナルヲ看取シ

五月二十三、四日其有力ナル前進部隊ヲ呼稱附近ニ於テ迎撃シタル後第十四師團ヲ以テ呼海鏡路沿線方面ヨリ第十師團主力ヲ以テ哈市東北松花江流域地區ヨリ柘策恩セシメ北滿討匪作戦ヲ遂行シ五賊司令所ヲ一時哈爾濱ニ設ケ且江省軍ヲ指揮シテ本作戦ニ協力セシメタリ

自今先鋒兵第一旅團ノ軍ニ増進セラルルヤ直ニ齊克沿線ニ進出シ第十四師團ノ一部ト共ニ燕河ニ向フ作戦ヲ準備セシメタルカ前通狀況ノ變化ニ伴ヒ前託各兵團ニ策應シテ馬占山軍ノ狹路ヲ企圖セシム

時恰モ北滿ノ雨季ニ際會シ各部隊ハ炎熱降雨ヲ暫シ飢渴泥濘ニ苦シミ奮戦力團四十有餘日漸次馬占山軍主力ヲ席捲壓迫シ七月二十七日歩兵第十五聯隊田中大隊ハ異常ナル追撃ヲ敢行シタル後遂ニ海倫河畔震動寺附近ニ該軍主力ヲ殲滅シ北滿平定上一段階ヲ創スルニ至レリ此間奉天省京邊道方面ニ於ケル太刀會匪ノ跳梁滿洲國軍隊一部ノ兵變舊東北政務使曠養勇軍並兵匪ノ兩派擾亂等治安ヲ紊セルモノ尠カラス各部隊或ハ河匪ニ或ハ警報ニ出動シ概シテ適切ナル行動ニ基キ良民ヲシテ大ナル慘害ヨリ免レシメ得タリ

裏面白紙

然レトモ滿洲國內ニ於ケル兵匪ハ其數今尙十萬余アリテ背後ニ於ケル巧
妙ナル使喚ニ因リ未タ以テ横行ヲ恣ニセルハ遺糧ニ堪ヘサルモ向登軍諸
隊ノ活動ト滿洲國軍隊並警察等ノ奮闘及建國精神ノ普及徹底下ニ相俟テ
治安ノ恢復ヲ庶幾シ得ルコト亦遠カラサルヘシ

事變以後蘇聯邦カ極東ニ増加シタル兵力ハ約五箇師目ナルモ實ニ時々消
極的策動ヲ爲シタルニ過キス且モ北滿平定ヲ妨ケサル限リ徒ニ刺戟シ
與フルヲ好マスシテ今日ニ至リ日露ノ關係ハ概ネ好調ニ在リ

二、軍需品ノ補給ハ作戦地域ノ廣汎ニシテ擔當機關ノ稀少ナルニ係ラス露
送糧隊ノ努力ト相俟テ概ネ願調ニ實施セラレアリ

三、事變以來將兵ハ衛生上不利ナル環境裡ニ在リテ諸般ノ激務ニ服シアル
ニ洵ラス志氣極メテ旺盛ニシテ爲ニ平病ノ發生尠ク戦傷者本概ネ願調ナ
ル經過ヲ辿リツツアリ然レトモ出動以降七百二十七名ノ將兵ヲ喪ヒ一千
五百有余名ノ戦傷者並數百名ノ凍傷患者ヲ生セシメタルハ寔ニ恐懼ニ堪
ヘス

四、昨秋九月事變突發以來軍ノ行動ニ伴ヒ先ツ奉天市ノ秩序維持セラレ奉
天地方維持會設立ヲ見九月下旬乃至十月上旬吉林省並軍省特別區獨立シ

裏面白紙

張海疆遠方ニ蹶起ス十一月初旬自治指導部創建セラレ地方自治ノ刷
 新ヲ庶幾セラルル等舊東北政權者散逸逃避ノ後ヲ享ケテ舊軍閥執政ノ
 勢ヨリ版セントシ諸政逐日更生シ政權獨立ノ運動次第ニ勃興セリ十一月
 中旬我軍奮々哈爾ヲ占領スルニ及ビ該方面亦鎮シ十二月中旬咸式設奉
 天省長ニ推舉セラレ奉天省獨立シ昭和七年一月上旬張景惠黑龍江省長ニ
 就任シテ同省ノ獨立ヲ全ウセリ
 爾來熱河ノ板垣頼ニ促進シ呼貝爾内蒙古ノ自治運動亦之ニ加リ二月十六
 日遂ニ各省區ノ巨頭奉天ニ會同シテ東北行政委員會ヲ組織シ二月十八日
 獨立シテ新國家ヲ建設スベキヲ宣布シ次テ連日建國ノ誓ヲ縋リ二月二十
 五日儀ヲ執敬トシ滿洲國ト稱シ大同ト號シ新五色旗ヲ國旗トシ民本主
 義ヲ以テ王道政治ヲ行フヘキ旨通電ヲ發シ三月一日滿洲國政府成立シ同
 九日執政就任ノ盛儀ヲ舉行セララルニ至レリ
 爾來大國月軍ハ我國策ニ順應スヘキ獨立國トシテ日滿ノ共存共榮ヲ策ス
 ルノ趣旨ニ依リ其發達ヲ助成シ來レルカ今ヤ滿洲國ハ其國權漸ク登ク諸
 般ノ政務亦概ネ順調ニ進展シツツアリ

裏面白紙

即チ内政ハ未タ以テ改革ノ旨ヲ徹底セシムルノ域ニ達セサルモ各省財政
 重政行政ノ三權分立ニ伴フ中央統制補ク体系ヲ整へ縣以下ノ自治亦漸
 次刷新セラレ治安ノ恢復ト相俟テ實質的ニ善政ノ效果ヲ庶幾シ得ヘシ
 財政状態ハ滿洲國中央銀行ノ設立幣制ノ統一稅稅機關ノ改正整頓海關監
 務署ノ接收等漸次良好ニ整備セラレ去歲ヲ整正ナラシメアリ
 唯今次北滿未曾有ノ水災ハ經濟回復上ノ一障礙タルナキヤラズ
 産業ノ開發ハ未タ以テ具體的ノ進歩ヲ見サルモ軍務部之カ中心トナリ
 滿鐵經濟調查會ト共ニ鋭意根本的研究ニ從ヒ近ク其一部ヲ實現シ得ヘク
 治安恢復並産業開發上ニ必要ナル交通網整備モ亦逐次實現ノ途ニ就キツ
 ツアリ

熱河省民ハ選ニ苛政ヨリ脱逸センコトヲ欲シアルモ省内ノ政情並京津方
 面トノ關係ハ微妙ナル作用アリテ京津方面ノ宣傳收續類ル巧妙ヲ極メ省
 長湯玉麟モ保身上概シテ中立的態度ヲ持シ進テ滿洲國ノ治政下ニ入ラサ
 ルハ極メテ遺憾トスル所ナリ軍ハ四圍ノ情勢並地形上努メテ之ヲ剽載ス
 ルコトナク自ラ歸服シ來ル如ク指導シタリ

裏面白紙

諸洲國官民ハ長クモ皇道ノ光被ニ浴シ我帝國官民ノ終意就中在滿皇軍ノ
 使命ヲ諒解シ察リ悅服依存セントスルノ風ヲ馴致シツツアリ
 之ヲ要スルニ滿洲國ノ前途ハ固ヨリ後多ノ難關ヲ豫測セラレサルニアラ
 サルモ日滿兩國並兩國民カ協力協和ヲ圖リ且兩國一致善隣ノ誼ヲ以テ其
 發展ヲ助成スルニ於テハ王道建國ノ完成期シテ待ツヘク日滿兩者ノ福祉
 ヲ増進シ東洋永遠ノ平和ヲ招來シ礼ルコト必セリ
 願ミルニ華變勃發以來茲ニ一昨年餘兵能ク衆敵ヲ膺懲シ兵匪ヲ鎮撫シ以
 テ帝國在留民ノ生命財產ヲ保護シ我利益ヲ確立擁護シ得タルノミナラス
 進テ在滿三千萬民衆ノ爲治安ヲ恢復シテ其福祉ヲ増進シ滿洲國建設ノ爲
 業ニ寄與シ得タルモノ固ヨリ叙聖文武ナル大元帥陛下ノ御威威ノ然ラシ
 ムル所ナルモ我將兵祁寒備極ノ下克ク艱苦缺乏ニ堪ヘ忠勇義烈常ニ笑ツ
 テ死地ニ就キ我國民國歩艱難ノ際華國一致克ク軍ノ行動ヲ支持後援シタ
 ル結果タラスンハアラス今恭シク
 陛下ニ復奏スルニ際シ思フテ茲ニ至ルハ眞ニ感激措ク能ハサルナリ

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ一九三二年（昭和七年）陸軍參謀ノ職ニ居リタル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ六乘ヨリ成ル上奏ト題スル印刷物ハ同年九月前陸軍軍司令官タル本庄中將ノ命ニ依リ自分ガ起草シ其ノ頃同中將ニ於テ天皇陛下ニ上奏セシモノノ寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十三日 於東京

片 倉 衷

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 阪 登 淳 吉

裏面白紙

滿洲青年聯盟史一抜萃 八二〇頁

◎滿洲國協和會創立宣言

滿蒙は古來東亞の天府と稱せられ、土地廣大にして住民亦鮮ならず、若し在住諸民族にして資源開發に協力したらんには必ずやその文明は歐米に勝りその富源は東洋に冠絶せるものありしならん然るに今日に至るまで文化猶未だ興らず、富源猶未だ啓けざるものは即ち過去に於て各民族

史を匿ること悠遠、時に痛恨の故土たり、時に降つて遂金元清等相繼いでこの地に宰治せり、

Def. Doc. #1910

近世に至り露國が此の地を垂涎するに及び日本起つて之を拒け、以て各民族の樂土たらしめ共存共榮を期せり。然るに想はざりき綠林の聲この地に恫囁して以來約二十年、官吏は貪汚ならざるなく、人民塗炭に苦しみ、賄賂公然行はれ、土匪充満し、文化廢頽し加之他民族を排斥して已まず、遂に彼の滿洲事變を醸成するに至れり、今日幸に天與の機會を得

1910年11月17日
滿洲國協和會創立宣言

◎滿洲國協和會創立宣言

滿蒙は古來東西の天府と稱せられ、土地廣大にして住民亦鮮ならず、若し在住諸民族にして資源開發に協力したらんには必ずやその文明は歐米に勝りその富源は東洋に冠絶せるものありしならん然るに今日に至るまで文化猶未だ興らず、富源猶未だ啓けざるものは即ち過去に於て各民族協和を缺きたるが爲なり。

Def. Doc. 1910

想ふに滿蒙の地たる、史を歴ること悠遠、時に腐爛の故土たり、時に高句麗の遺居たり、更に降つて遼金元清等相繼いでこの地に宰治せり、近世に至り露國が此の地を垂涎するに及び日本起つて之を拒け、以て各民族の樂土たらしめ共存共榮を期せり。然るに想はざりき綠林の斃この地に娯活して以來約二十年、官吏は貪汚ならざるなく、人民塗炭に苦しみ、賄賂公然行はれ、土匪充満し、文化廢頽し加之他民族を排斥して已まず、遂に彼の滿洲爭奪を達成するに至れり、今日幸に天與の機會を得

て新國家成立せり矣、これ實に三千萬各民族の安危存亡の緊はる所なりこの時に於て若し諸民族にして建國精神に基きて王道主義に則り協和に努力し共同發展せば農治産業の改革成り、資本主義の獨占もなく共產主義の横行もなく三民主義の欺瞞もなく従つて人民の負擔は輕減せられ、治安は維持せられ福利は尊重せられ、幸福は増進せらる、産業はこれより興り人民の生活ねこれより富裕となる、然る後國家はその鞏固なる基礎の上に對り更に積極的に對外發展を策することを得べし、斯くして始めて東亞の眞正なる幸福は確立せらる。光は東方より起り普く西土を照

り、大方の士希くば來り參せられよ。
領
本會ハ政治上ノ運動ヲナサルモ運用ノ目標及訓領左ノ如シ
一、宗 旨 王道ヲ實踐シ目的トシ軍閥專制ノ餘毒ヲ削除ス
二、經濟政策 農政ヲ振興シ産業ノ改革ニ努ムルコトニヨリ國
民生存ノ保障ヲ期ス共產主義ノ破壊ト資本主義
ノ獨占トヲ排ス
三、國民思想 禮教ヲ重ンジ天命ヲ樂シム民族ノ協和ト國際ノ
敦睦トヲ圖ル

以上

り、大方の士希くば來り參せられよ。

領

本會ハ政治上ノ運動ヲナサルモ運用ノ目標及訓領左ノ如シ

一、宗 旨 王道ヲ實踐シ目的トシ軍閥專制ノ餘毒ヲ削除ス

二、經濟政策 農政ヲ振興シ産業ノ改革ニ努ムルコトニヨリ國

民生存ノ保障ヲ期ス共產主義ノ破壊ト資本主義

ノ獨占トヲ排ス

三、國民思想 禮教ヲ重ンジ天命ヲ樂シム民族ノ協和ト國際ノ

敦睦トヲ圖ル

以上

Def. Doc. 1910

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日於同所

坂 登 淳 吉

本書ニ添付セラレタル日本語ニテ書カレ一〇七四頁ヨリ成ル滿洲青年聯盟史ト題スル昭和八年八月一日發行ノ書籍ハ自分ガ右滿洲青年聯盟理事トシテ編纂ニ關與シ滿洲青年聯盟史刊行委員會ヲシテ發行セシメタル書籍ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十三日 於東京

山 口 重 次

文書成立ニ關スル證明書

高橋

自分僕我口ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ添リ宣旨ヲ爲シタル上次ノ
加ク供進致シマス

宣旨	供進者	小澤	園	作
荒木	貞夫	其他		
亞米利加合衆國	其他			
極東國際軍事裁判所				

對

裏面白紙

裏面白紙

一、私ノ氏名ハ小澤開作子住所ハ神奈川縣足柄上郡金田村手デアリマス
 二、私ハ大正八年(一九一九年)五月滿洲長春ニ往シ齒科醫院ヲ開業シマシ
 タ。昭和七年(一九三二年)三月ヨリ滿洲口協和會ノ創立ニ參與シ同會設立
 後、中央本部委員トシテ會ノ經營ニ當リマシタカ昭和九年(一九三四年)
 九月同會ヲ退會シマシタ

三、前滿口ハ昭和七年(一九三二年)三月新口家トシテ發足シマシタカ建口勿
 々ノ事トテ當時ノ口内狀勢カ政府ノ行政的區區ノミニテハ其ノ政策カ未端
 ナ迄及ビ應ク更ニ各民族ノ協和ハ期シ難イモノカアリマシタノチ上志ノ下
 道ト下志ノ上通ヲ圓滑ニシ同時ニ民族協和ヲ促進スベク政府ト表裏一体ノ
 關係ヲ立ツ口体トシテ滿洲口協和會ハ昭和七年(一九三二年)七月二十五
 日創立サレマシタ協和會ノ綱領ハ王道ノ實踐ヲ目的トシ軍閥專制ノ餘毒ヲ
 剷除ス、農政ヲ振興シ産業ノ改革ヲ勉ムル事ヲヨリ口内生活ノ保障ヲ期ス
 共自主權ノ被毀ト資本主義ノ獨占ヲ排除ス、禮教ヲ正シ天合ヲ嚙ム民族
 ノ協和ト口際ノ和睦トヲ圖ルコト云フコトデシタ、協和會ハ其米ヲ排撃スレ
 等排外運動ノ機關ニハアリマセンデシタ

四、協和會創立ノ必要ヲ提唱シ且創立準備ニ當リマシタ者ハ、干靜遠、阮振聲
 加田勤、山口信次、及ビ其ノ五人デアリマス我々五名ハ協和會創立準備委

員トシテ昭和七年（一九三二年）四月、奉天、創立事務所ヲ設ケ滿洲口
 政府ト連絡ヲ取リ協和會章程ノ審議作成其他創立ニ必要ナル諸般ノ事項
 ヲ決定スル等一切ノ創立準備ヲ成シマシメ、爾シテ同年七月二十五日創
 立總會ヲ開テ協和會ハ設立セラレタリデアリマス。
 三 日本軍板垣大佐ハ協和會創立準備委員チハアリマセヌデシタ同大佐ハ協
 和會ハ設立ハ一切參與シテ居リマセヌ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十日 於 東京

供 送 者 小 澤 園 作

右ハ普立合人ノ西前ニテ宣シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立 合 人 山 田 半 蔵

裏面白紙

善
良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザレコトヲ

宣
誓
誓

署名捺印
小
澤
圃
作

裏
面
白
紙

E 3298
Def. Doc. 2042 Exh. No

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宜審ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

供 述 者 國 分 新 七 郎

宜 審 供 述 者

27-10-8 (1888)
木貞夫 (1888-10-27)
(1888-10-27)

木 貞 夫 其 他
對 合 衆 國 其 他

經 東 國 際 軍 事 裁 判 所
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

高橋

萬倍

如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

供述者 齋 分 新 七 郎

宣 誓 供 述 者

荒 木 貞 夫 其 他
對 亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

經 東 亞 軍 事 裁 判 所

裏 面 白 紙

裏面白紙

一、國分新七郎ハ元陸軍中將テ現在三重縣河内郡一身田町榮町ニ任ミ
年五十四才アリマス

二、私ハ昭和十二年（一九三七年）十一月五日頃ノ發令テ關東軍參謀ヨ
リ板垣征四郎中將ノ統率スル第五師團參謀（作戰主任ニシテ當時中佐）
ニ就任シ翌昭和十三年（一九三八年）六月十五日頃同參謀ノ職ヲ罷メ
陸軍省高級副官（當時大佐）ニ轉任シマシタ

此ノ直前ニ板垣將軍ハ第五師團長ヨリ陸軍大臣ニ就任シマシタ。而シ
テ私ハ昭和十四年（一九三九年）八月一日頃迄陸軍省高級副官ヲ勤メ
次テ長崎縣大村縣隊長トシテ轉出シマシタ。以上ノ經歷ガ示ス通り私
ハ板垣將軍ガ第五師團長及陸軍大臣時代ノ大部分ヲ通シテ板垣將軍ノ
側近テ勤務シタノテ其ノ間ノ事ニ付テ供述シマス

三、私ハ昭和十二年（一九三七年）十一月五日頃當時北支那山西省太原
攻略戰ニ從軍シテキタ第五師團司令部ニ着任シ板垣師團長ノ幕僚トシ
テ勤務スルコトニナリマシタ。之ヨリ先私ハ板垣將軍ガ關東軍參謀長
時代其ノ下テ關東軍參謀ノ職ニ居マシタテ餘テヨリ其ノ人格識見、
意見等ヲ承知シテキマシタガ今度師團參謀トシテ着任シタ際板垣師團
長ハ其ノ持論タル日華戰フベカラズ但シ遺憾ナラ奉端既ニ發生シ大命
ニヨリ從軍スル以上其ノ命令ノマニマニ御奉公スヘキハ勿論ナルモ一
日モ迷カニ之レガ和平解決ヲ圖ルベキテアルコトヲ強ク申サレマシタ
ソシテ中華住民ニ對シテハ將兵一向之レヲ愛撫スベク些カナリトモ苛

裏面白紙

四 長ノ態度ガアツテハナラヌト扱メラレマシタ。之レハ板垣將軍ガ師團
第五師團ハ太原攻略段ニ参加後命令ニヨリ河北省保定ニ轉進昭和十
二年（一九三七年）十一月下旬ヨリ翌昭和十三年（一九三八年）一月

五 上旬迄保定附近ニ駐屯シ専ラ次期作戰ノ爲ノ教育訓練ニ従ヒ其ノ後津
浦線方面ノ第二軍ニ編入セラレ昭和十三年（一九三八年）一月中旬ヨ
リ同年四月下旬迄膠濟線沿線（青島、濟南等）ニ位置シ同年四月三十
日ヨリ徐州會戰ニ参加シマシタ

六 兵ノ間ノ第五師團ノ行動ヲ記憶ヲ述リ圖示シ別紙トシテ添付シマス
右ニ述ベマシタ所テ明カナル如ク昭和十二年（一九三七年）十二月
十三日南京陥落ノ當時第五師團ハ山西省ヨリ保定ニ向ヒ移動中テアツ
テ板垣師團長及我々幕僚ハ當時保定ニ在ツテ始メテ南京陥落ノコトヲ
聞キ知ツタノデアリマス。所謂南京事件ニハ當時板垣師團長ノ指揮ス
ル第五師團將兵ハ全然關係ナキコトハ言フマデモアリマセヌ

七 板垣師團長ハ其ノ在任中特ニ軍紀ノ振肅ニ付強ク要望シ訓戒シマシ
タ、就中任氏ニ對スル非違行爲ヲ取扱シ一兵ト雖モ之ヲ犯シタトキハ
軍法ニ照シ厳重處断スルノ方針ヲ示シ軍紀維持ニ關スル所屬隊長ヤ監
督責任者ノ責任ヲ重視シ非違アルトキハ彼等ヲモ嚴重ナル責任罰ニ處
スルコトヲ勵行シマシタ、茲下部隊ノ軍紀ノ確立ヲ念願スルノミナラ
ズ他部隊ノ軍紀ニツイテモ關心ヲ示シ日本軍ノ眞姿顯現、威信保持ニ

付細心ノ留意ヲシマシタ
殿々軍紀ノ振肅ニ付部下部隊ニ訓示スルト共ニ自ラ將兵ニ對シ實例ヲ
捉ヘテ訓話シタリシマシタ、就中昭和十三年（一九三八年）一月上旬
大本營陸軍部幕僚長ヨリ出征部隊ノ軍紀風紀緊縮ニ懸シ左ノ趣旨ノ要
望ガアリマシタ。私ハ此ノ爲メ「記録」ニトドメテ所持シテイマシタ

陸軍部幕僚要望事項

願レバ皇軍ノ奮闘既ニ半歳ニ過シ兵ノ征ク所常ニ必ズ赫々ノ戰果ヲ收
メ我將兵ノ忠誠勇武ナル中外齊シク之ヲ絶証シテ止マズ
皇軍ノ眞價愈々加フルヲ識ル然レドモ一度深ク省ミテ軍内部ノ真相ニ
及ベバ未ダ瑕瑜ノ餘カラザルモノアルヲ認ム
就中軍紀風紀ニ於テ忌ハシキ事懸ノ發生近時漸ク繁キヲ耳ニシ信セザ
ラント欲スルモ尙暫々慨然タルモノアリ惟フニ一人ノ失態モ全隊ノ眞
價ヲ左右シ一隊ノ過誤モ遂ニ全軍ノ聲譽ヲ傷ツクルニ至ラム
須ク各級指揮官ハ統帥ノ本義ニ透徹シ率先垂範信賞必罰以テ軍紀ヲ嚴
正ニシ職友ハ相戒メテ克ク違軌祖訓ヲ防ギ各人自ラ矯メテ懈怠放縱ヲ
戒ムベシ特ニ向後戰鬥ノ推移ト共ニ鐵火ヲ運サカリテ警備駐留ノ任ニ
就ク團體漸増スルノ情勢ニ處シテハ愈々心塊ノ緊張ト自省克己ニ努メ
人情ヲ抑制シ以テ上下一貫左右密實些モ皇軍ノ眞價ヲ害セザランコト
ヲ期スベシ
斯クノ如キハ替ニ皇軍ノ名譽ト品位トヲ保護スルニ止マラズシテ實ニ

裏面白紙

敵軍及第三國ヲ威服スルト共ニ敵地民衆ノ信望景仰ヲ緊持シテ遂ニ克ク
出師ノ眞目的ヲ貫徹シ聖明ニ懸ヘ奉ル所以ナリ
湖テ一般ノ情勢特ニ迅速ナル作戦ノ難移或ハ部隊ノ實情等ニ考ヘ及ブ時
森嚴ナル軍紀節制アル軍紀ノ維持等ヲ困難ナラシムル幾多ノ原因ヲ認メ
得ベク從ツテ露顯スル諸敵ノ反則不規等ヲ擧ゲテ直ニ之ヲ外征部隊ノ責
ニ歸一スベカラザルハ克ク之ヲ知ル然レドモ實情ノ不利不便愈々大ナル
ニ從ヒ益々之ガ克服ニ努力ヲ望マサルヲ得ズ或ハ匪察ニ苦シミ或ハ極風
沐雨ノ艱苦ヲ嘗メテ日夜健闘シアル外征將士ノ辛勞ヲ深ク憐ビツツモ斷
ジテ事變ノ完美ナル成果ヲ期セムガ爲茲ニ更メテ軍紀風紀ノ振作ニ關シ
テ切々要望スル本職ノ眞意ヲ諒セヨ

昭和十三年一月七日

大本營陸軍部幕僚長

飯 仁 親 王

北支那方面軍司令官亦之ニ關シテ左ノ趣旨ノ訓示セララルル所ガアツタ、
私ハ此ノ爲ヲ「記録」ニトドメテ所持シテイマシタ

訓 示

今般參謀總長ヨリ軍紀風紀ノ緊肅ニ關シ別紙ノ通り要望セララル 誠ニ備
愼ニ堪ヘズ將士相戒メ更ニ大ニ軍紀風紀ヲ緊肅シ以テ之ガ完璧ノ成果ヲ
收ムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

裏面白紙

敵軍及第三國ヲ威服スルト共ニ敵地氏衆ノ信望景仰ヲ緊持シテ遂ニ克ク
出陣ノ眞目的ヲ貫徹シ聖明ニ應ヘ奉ル所以ナリ
溯テ一般ノ情勢特ニ迅速ナル作戰ノ難移取ハ部隊ノ實情等ニ考ヘ及フ時
森嚴ナル軍紀節制アル軍紀ノ維持等ヲ困難ナラシムル幾多ノ原因ヲ認メ
得ベク從ツテ露顯スル諸般ノ反則不規等ヲ擧ゲテ直ニ之ヲ外征部隊ノ責
ニ歸一スベカラザルハ克ク之ヲ知ル然レドモ實情ノ不利不便愈々大ナル
ニ從ヒ益々之ガ克服ニ努力ヲ望マザルヲ得ズ或ハ厄害ニ苦シミ或ハ極風
沐雨ノ艱苦ヲ嘗メテ日夜健闘シアル外征將士ノ辛勞ヲ深ク憐ビツツモ斷
ジテ事變ノ完美ナル成果ヲ期セムガ爲茲ニ更メテ軍紀風紀ノ振作ニ關シ
テ切々要望スル本職ノ眞意ヲ諒セヨ

昭和十三年一月七日

大本營陸軍部幕僚長

敬

仁

親

王

北支那方面軍司令官亦之ニ課シテ左ノ趣旨ノ訓示セララル所ガアツタ、
私ハ此ノ爲ヲ「記録」ニトドメテ所持シテイマシタ

訓

示

今般參謀總長ヨリ軍紀風紀ノ緊肅ニ關シ別紙ノ通り要望セララル 誠ニ衛
愧ニ堪ヘズ將士相淑メ更ニ大ニ軍紀風紀ヲ緊肅シ以テ之ガ完璧ノ成果ヲ
收ムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

裏面白紙

裏面白紙

昭和十三年一月八日

北支那方面軍令官

寺内壽一

此ノ際私ハ板垣師團長ヨリ右ノ陸軍部幕僚安呈事項、北支那方面軍司令官訓示ヲ体シテ更ニ一層之ヲ強化徹底スル如ク師團轄下ニ訓示スル爲兵ノ起衆ヲ命ゼラレ板垣師團長ノ細密ナル點檢ヲ受ケテ同年一月二十一日頃左ノ趣旨ノ師團長訓示ガ發セラレマシタ。

訓示

Def. Doc. 2042
軍紀風紀ノ肅正ニ關シテハ已ニ屢次訓諭スル所アルモ未ダ本職所望ノ域ニ達セザルヲ遺憾トス。
今彼大本營陸軍部幕僚長ヨリ軍紀風紀ノ緊勵ニ關シ要望セラレ方面軍司令官亦之ニ關シ訓示セラレ達ニ恣體ニ堪ヘズ各部隊長ハ嚴ニ部下ヲ戒飭シテ右要望訓示ノ趣旨ヲ達カニ將兵ニ徹底實行セシメ以テ軍紀風紀ヲ一層振作緊張セシムルコトヲ期スベシ

昭和十三年一月二十一日

第五師團長 板垣征四郎

七

右訓示ハ文書ニ作成シテ部下隊ニ配布シ其ノ原本ハ右ノ陸軍部幕僚
 要望事項及北支那方面軍司令官ノ訓示(文書)共ニ第五師團司令部ニ
 在ル管テアリマスガ其ノ後第五師團ハ「アル」諸島方面ニ出動シ向地
 デ終戦トナリ文書等ハ中央ノ命令テ焼却シ廣島留守第五師團ハ原子爆
 撃攻撃ヲ受ケ粉砕サレマシタノテ現在ハ恐クハ存在シナイト思ヒマス
 七 坂垣將軍ハ永年中國ニ在勤シ中國ヲ研究シ所謂中國通ト稱セラレマ
 シタ。從ツテ中國ヲ認識スルコト深ク中國民ニ對スル信愛ノ情ハ濃キ
 モノガアリマシタ。例ヘバ中國技術兵又ハ匪賊等ニシテ我ニ捕ハラレ
 タモノアリトキハ其ノ取扱ヲ部下ニ任セルコトナク出來ル限リ直接師
 團長ノ許ニ連レテ來サセ自ラ得意ノ中國語ヲ以テ丁寧ニ取調ヘマシタ
 又太原攻略直後軍隊ノ太原市内宿泊ヲ嚴禁シ任氏ノ財産等ニ對スル不
 法行為ヲ未然ニ防遏スル用意ヲシマシタ。
 八 坂垣將軍ハ昭和十三年(一九三八年)五月下旬上京シ同年六月三日
 陸軍大臣ニ就任シマシタ。私ハ之ヨリヤヤ通レテ同十五日頃陸軍省高
 級副官ニ就任シマシタ。斯クテ坂垣大臣ノ下ニ勤務中政策關係ノコト
 ハ擔任職務上直接關知スル所ハ尠クアリマシタガ其ノ信念トセラレル
 所ハ折ニフレ機會アル毎ニ承ツテ克ク知ツテキマス
 夫レハ日華戦フベカラズ中國ニ對スル武力行使ハ不可デアル、速カニ
 和平ヲ齎スヘク、撤兵スヘキデアルト云フノテアツテ全努力ヲ此ノ方
 針ニ結集シテ居マシタ。

裏面白紙

又一人ノ和ト云フコトヲ「モットー」トシ「世界ノ人ノ和」ニ込
 大シ之ヲ責フベク之ヲ妨ゲルモノハ尋ノ大小ヲ問ハス至殿ノ注意ヲ要
 スルトセラレマシタ。
 又戦場ノ實相ニ鑑ミ陸海軍人ニ勵リタル勳章ヲ更ニ具体化シ實踐シ易
 クスル爲ニ戦陣訓ノ如キヲ作成シ空將兵ニ公布徹底セシメルコトガ肝
 要デアルト云フコトヲ常々示唆サレマシタ。之ガモトニナツテ所謂
 陣訓ガ出来タコトハ板垣野軍ノ人給ノ流露デアルト言ハネバナリマセ
 ン

以上

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月六日 於東京

供送者 函 分 新 七 郎

右ハ富立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 坂 林 淳 吉

裏面白紙

Def. Doc. 2042

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宜

誓

書

署名捺印

國

分

新

七

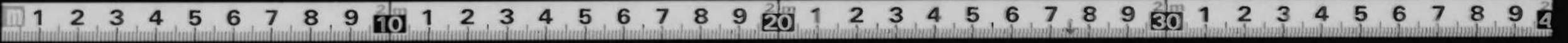
郎

7

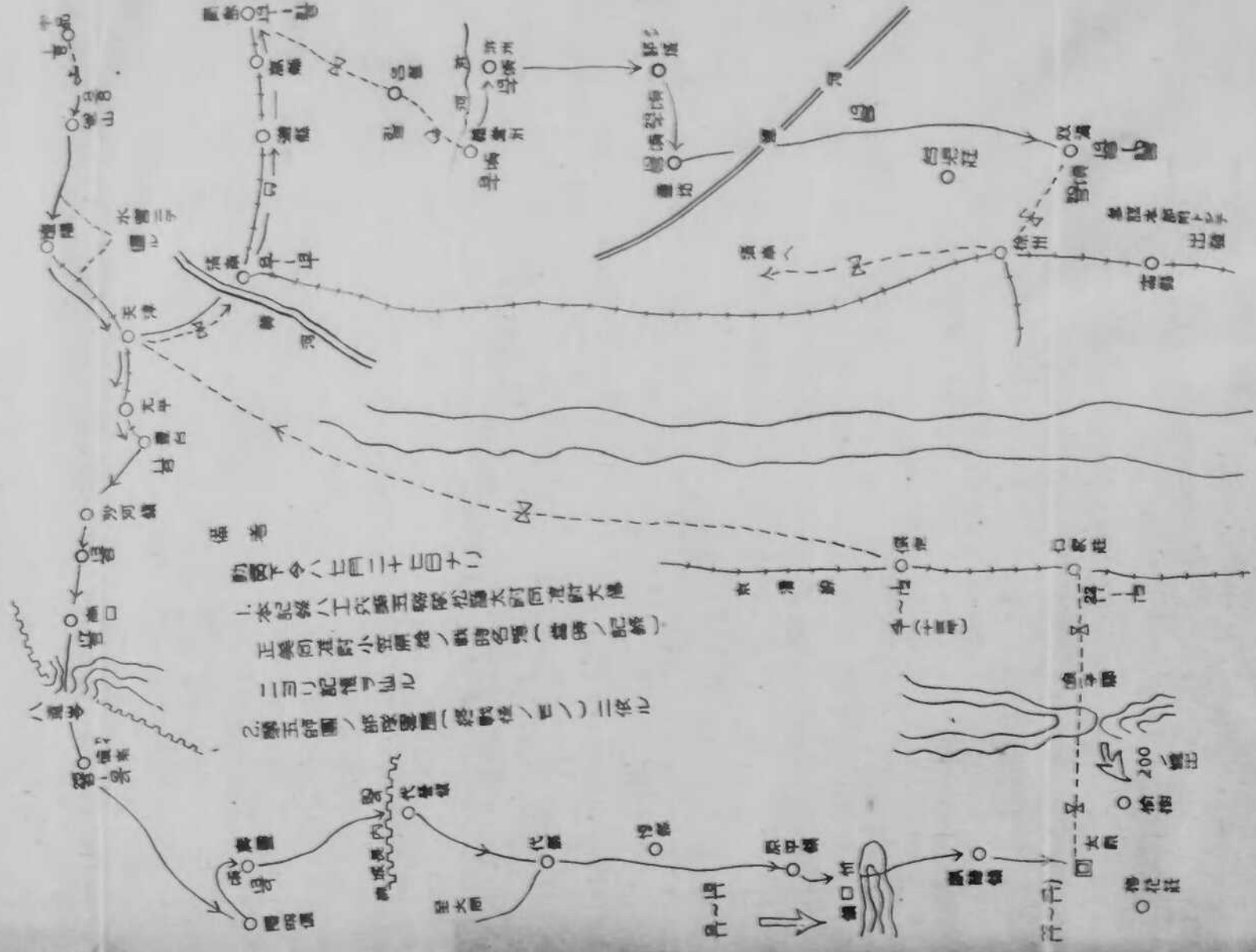
106


107

裏面白紙



E 3298
D.O. 2042



Copy By:
I.M.T.F.E. Photo Division

Signal Corps
U.S. Army

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞天 其他

宣誓供述書

供述者 古野伊之助

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

E 3299
D #2580

宣誓供述書
古野伊之助
昭和二十一年八月
宣誓書

高橋

E 3299
DD #2580

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞天 其他

宣聖供述書

供述者 古野伊之助

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣聖ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

一 私 古野伊之助ハ元同盟通信社長 (president of the Domei News Agency) デ終戦後同社解散ニヨリ離職現在東京都北多摩郡調布町多摩川原ニ住ンデ居リマス。

二 私ガ板垣征四郎氏ト初メテ知心ニナッタノハ第一次世界大戦直後即チ一九二一年頃ノコトデ當時私ハ國際通信社北京支局長 (Chief of the pe-king Bureau of the Kokusai News Agency) トシテ北京ニ在勤シテ居マシタガ其ノ頃板垣征四郎氏ハ在北京日本大使館附陸軍武官輔佐官トシテ勤務シテ居マシタ。

三 昭和十三年(一九三八年)四月私ハ東京ニ在ル同盟通信社ノ常務理事 (one of the Executive Directors of the Domei News Agency) ノ一人デアリマシタガ、社用ヲ帯ビテ北京へ出張ノ準備中デアリマシタ。其ノ時偶々近衛首相カラ面談ヲホメラレマシタノデ官邸ニ赴キ首相ニ會ヒ

マシタ。

近衛ハ『中國事変ハ御承知ノ通り政府ノ不擴大方針ニモ拘ラズ慮外ノ擴大ヲ致シ停止スル所ヲ知ラナイ現況ニ在ルノデ、此ノ際是非共政策ヲ轉換シテ速方ニ時局ヲ拾收スル必要ガアル。ソノタメニハ内閣改造ヲ断行シ杉山現陸相ノ後任ニハ不擴大方針ヲ實行シ和平解決ニ熱意ヲ有スル人物ヲ迎ヘル必要ガアル、ソレニハ板垣將軍ガ適任ト思フ、内々承知スル所ニ依レバ²陸軍部内モ板垣起用ニハ賛成ノ様デアアル。

貴方(古野)ハ板垣ト知合デアルカラ北支ニ出征中ノ同將軍ヲ訪問シ中國事変解決ニ関スル彼ノ忌憚ナキ意見ヲ質シタヒテ陸相ニ推サレタ場合ノ内意ヲ聞イテ賞ヒタイト言フノデシタ。私ハ首相ノ中日和平解決ニ對スル熱意ト板垣起用ノ決意ガワカッタノデコノ依頼ヲ承知シマシタ。

00 #2580

四、斯クテ私ハ東京ヲ出発シ青島ヲ經由、當時北支ノ最前線デアッタ山東省

沂縣ニ赴キ同所ニ位置シテ居テ校垣ニ會見シマシタ。

私ハ將軍ト膝ヲ交ヘテ數次ニ亘リ總談シマシタ。

先ヅ事變解決ノ意見ヲ質シタ所彼ハ一日モ早く中國ヨリ全面的ニ撤兵シ、
事變ノ和平解決ヲ圖ラネバナラヌト極メテ熱心ニカ説シマシタ。

次デ陸相就任ノ意アルヤニ就イテハ、自分ハ陸軍部内ノ後輩デアリ先輩ニ
適當ナ人物ガ澤山アルト思フノミナラス、自分ハ元來統帥部面ニ永ク勤務
シタ關係上軍政部面ノ事情ニハ通ジテ居ナイカラ到底其ノ任デナイト
述ベマシタ。

シカシ私ハ彼ノ諾否ハ結局陸軍部内ノ態度ト近衛首相ノ熱意トデ決定スル
モノト看取シマシタ。

〇〇 #2530
五、カクテ私ハ山東省沂縣カラ濟南經由、北京ニ到着北京カラ取り敢ヘズ近
衛ニ電報ヲ以テ校垣ト會見ノ願末ヲ報告シマシタ。

D.D #2580

北京ニ於テ社用ヲ済マセ、コノ旅程ニ前後約ニ、三週間ヲ費シテ五月末頃
東京ニ帰着シマシタ
東京ニ帰着早々外荘ニ於テ近衛首相ニ面會シ板垣トノ會見ノ模様ヲ詳細
ニ傳へ板垣ガ全面撤兵和平解決ノ強イ決意ヲ有スルコトヲ話シマシタ。

+

裏
面
白
紙

QD. #2580

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ巨ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 阪埜淳吉

昭和二十二年（一九四七年）九月十二日 於 東京
供述者 古野伊之助

裏面白紙

D.D. #2580

自 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

署名捺印

古野伊之助

裏
面
白
紙

No 21

Def. Doc. #2504

Exh. f

高橋

2001/01/09 (11)
 元木貞夫
 (原松田氏)

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
 ノ如ク供述致シマス

供述者 牛場友彦

供述書

元木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

高橋

ノ 自分 供 如 供 送 致 シ マ ス
分 供 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヅ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル 上 次

宣 誓 供 送 書
供 送 者
牛 場 友 彦

荒 木 貞 夫
其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

裏 面 白 紙

- 一、私の現在の住所は小田原市入生田^{イリノダ}七九番地であります。
- 二、私は昭和九年（一九三四年）近衛公爵がアメリカ合衆國へ旅行せられる際に、秘書として御供致しました。昭和十二年（一九三七年）から昭和十四年（一九三九年）迄の第一次近衛内閣、昭和十五年（一九四〇年）から昭和十六年（一九四一年）迄の第二次及第三次近衛内閣に於ては、私は内閣總理大臣秘書官として近衛公爵を助けました。昭和十六年（一九四一年）十月第三次近衛内閣が辭職した後も、私は個人的秘書役として近衛公をお助け致したのであります。
- 三、昭和十六年（一九四一年）十月第三次近衛内閣辭職直後、公爵は記憶の新たなうちに日米交渉の記録を起草することを、私に命じました。私は内閣總理大臣秘書官として、公爵の手許にあつた日米交渉に關する公文書の保管に任じ、且交渉の経過をよく知つて居たのであります。私は約三週間以内に草稿を書き終へ、次いで公爵自身これを全面的に加筆修正し、且自ら執筆した短い序文をつけ加へられました。かくして「第二次及第三次近衛内閣に於ける日米交渉の経過」と題する文書の根幹は同年十一月中に出来上つたのであります。之に「別紙」を加へたものが、近衛手記の第一版であります。別紙とは、日米交渉關係公文書を集めたものであります。
- 四、次で昭和十七年（一九四二年）春、公爵は第一版の序文の部分を全

裏面白紙

部書改められました。即ち日米交渉の背景となつた日本の政治情勢に
 關し、相當詳細に自ら執筆し、之を新しい序文とせられたのでありま
 す。序文改訂の外、本文に於ても、公爵は、昭和十六年（一九四一年）
 十月十五日に参内した際に、陛下より陸軍大臣の任免に關し御話のあ
 ったことに就て、極めて重要な加筆をせられました。此部分は第一
 版にも、第三版にも存在しないのであります。之に第一版と同一の別
 紙を加へたものが近衛手記第二版であります。

公爵は此の第二版のタイプ版を數部作り、木戸侯爵始め極めて限られ
 た少數の友人達に贈呈せられました。又其の一、二部を、京都陽昭文
 庫に保存せられました。私は近衛公爵がこの第二版を、最も完備した
 手記と看做されて居たことを知つて居ります。

五、昭和十七年（一九四二年）秋に至つて、公爵は其の手記の「補遺」
 を編纂せられました。之は公爵が、時折秘書役故新屋茂樹に其日の出
 來事を口授筆録せしめられたものの抜萃であります。

六、更に其の後昭和二十年（一九四五年）春、公爵は前記第二版本文を
 幾分縮め、且其の末尾に、主として補遺から取材した新しい數頁をつ
 け加へられました。之が第三版且最終版であり、之には別紙は附屬し
 て居りません。公爵は之を謄寫版に附し、約百部を作り、知人の間に
 配布せられました。

裏面白紙

公爵の死後、朝日新聞社其の他の出版業者が公けにし、世間一般に「近衛手記」として知られて居るのは、此の版であります。

七、昭和二十年（一九四五年）九月、近衛公爵は米國戰略爆撃調査團の取調べを受けましたが、其の際公爵は、参考のため、東京都杉並區公望の自邸に保管してあつた右手記の第一版及補遺を一揃へ提出せられました。但し之には序文の部分が缺けて居たと記憶します。右調査は其の事務局をして、之を英譯せしめ、其の譯文が本文と相違なきを確かめるため、公爵及私に閱を求めました。

私は全譯文に目を通し、相當程度迄訂正しつゝありましたが、完成する前に公爵は死亡し、其の時臨検した國際檢察團は其の原稿を押収しました。猶其の際、國際檢察團は、公爵邸に猶残存して居た近衛手記第一版の全部（二部と記憶します）及第三版敏部をも押収したのであります。

眞珠灣攻撃調査に關する米國議會合同委員會の聽取書第二十卷 (No. 100) Ings before the Joint Committee of the Investigation of the Pearl Harbour Attack, Part 20

掲載してあるのは、斯る経緯を經た近衛手記の譯文と思ひますが、譯文は私の加へた訂正の段階に依つて幾通りもあり、右聽取書に掲げられたものが、訂正の最も進んだ譯文であるか否かは、唯今私には判りません。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月十五日於東京

ウオア、ミニストリー、ビルディング

供進者 牛場友彦

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
證明シマス

同日 於

立會人 穂積重威

- 44 -

裏面白紙

ザ
ル
コ
ト
ヲ
誓
フ

良
心
ニ
従
ヒ
眞
實
ヲ
述
ベ
何
事
ヲ
モ
黙
秘
セ
ズ
又
何
事
ヲ
モ
附
加
セ

宣
誓
書

(捺
印名)

牛
場
友
彦

裏
面
白
紙

22-10-6
(19)

E. 3300
Def. DOC. 2593 (2102, 2103, 2104)

Exh NO 3300

證 明 書

私は朝日新聞政治経済部記者であります。朝日新聞社刊「失はれし政治」
近衛文磨公の手記」と題する日本語にて書かれ一五四頁より成る書
—— 近衛文磨公の口述および日米交渉に關する部分は原稿を、直接近
衛氏より受け之れを基礎として忠實正確なる記事とし更に自殺直前公の
校閲を受けたものをそのまま編纂したものであることを證明致します
昭和二十二年九月十一日 於東京都朝日新聞社
小 坂 徳 三 郎 印

右署名捺印は菅立會人の面前にて之を爲したものであることを證明します

同日同所にて

立會人 阪 莖 淳 吉印

裏面白紙

朝日新聞社刊

「失はれし政治」(近衛文磨公の手記) 抜萃 其の一

(前略)

余は組閣勿々其藩橋事件が勃發し不撓大方針にも拘らず駭禍は遂に全北
 支から面に中支にまで擴大して、その間陸軍の動向が全く當にならず、
 陸相の言も次々に表裏するといふことと、甚だしく困難を感じつゝあつ
 た際として、對支政策の轉換のため參謀本部の石原莞爾中將の不撓大方針
 を實行し得る者を陸相にする必要があつた。それ故特に余自身陸軍に對
 る板垣征四郎大將を陸相として入閣せしむる
 がその交換條件として梅津は板垣を陸相にす
 を要求し、取敢ず陸相の更迭を行ひ得たので
 閣自体の發意によつて行つたことに當時は稍
 々満足を覺え、近衛聲明への途を進んだのである。

(後略)

(二十一頁ヨリ二十二頁抜萃)

朝日新聞社刊

「失はれし政治」(近衛文磨公の手記) 抜萃 其の一

(前略)

余は粗勿々其の藩事事件が勃發し不審大方針にも拘らず職禍は遂に全北支から西に中支にまで擴六して、その間陸軍の動向が全く當にならず、陸相の言も次々に表裏するといふこととて、甚だしく困難を感じつゝあつた際とて、對支政策の轉換のため參謀本部の石原莞爾中將の不審大方針を實行し得る者を陸相にする必要があつた。それ故特に余自身陸軍に對し石原と思想的に連絡のある板垣征四郎大將を陸相として入閣せしむることを強硬に申入れた。處がその交換條件として梅津は板垣を陸相にするが東條を次官とすることを要求し、取敢ず陸相の更迭を行ひ得たのである。余は陸相の更迭を内閣自体の發意によつて行つたことに當時は稍々満足を感じ、近衛聲明への途を進んだのである。

(後略)

(二十一頁ヨリ二十二頁抜萃)

裏面白紙

1937

Der Doc 2104

南京政府の成立
（前略）

朝日新聞社刊

「失はれし政治」近衛文相公の筆記（抜萃）

其の三

昭和十二年の暮、南京政府と共に出発した。日本政府の要求を示し交渉を開始したの
 一月十日まで南京政府の回答は「遷延を重ぬ
 明、いかにゆる「藤介石を相手とせず」となつ
 南京政府を相手とせずして帝國と共に
 獨立發展を期待し、それを待つて兩國交際
 益を行はんとす。余自身、失はれしことを感ずるもの
 非常な失敗であつた。余自身、失はれしことを感ずるもの
 従つてこの聲明の語彙を是正せねばならぬと云ふ考への下に、再び重慶と
 との協力を賣すこととに種々手を打つたのであるが成功せず、同年十一月
 三日、國民政府と雖もその抗日政策を放棄し、東亞新秩序の建設に努力
 するに於ては後てこれを拒否するものに非ずとの聲明を出すに至つたの
 である。この約十箇月間、重慶との關係が全く絶えてしまつてゐたので
 あつた。更に重慶を以て、十二月二十二日帝國の要求は領土に非ず國體に非ず其の日
 文適合であるといふ近衛聲明を出したのである。（抜萃）

（十七頁ヨリ十八頁マデ抜萃）

明日新聞社刊

「失政を改めし政治」近衛文相公の年記（改訂） 其の三
（前略）

昭和十二年の選挙東京選挙と共に南京政府との間に獨大使トラウトマン
を通じて和平交渉が始められた。日本政府の提案を示し交渉を開始したの
が十二年の十二月で、この間一月十日まで南京政府の回答は「遠慮を重ぬ
たため遂に一月十六日の聲明、いはゆる「蔣介石を相手とせず」となつ
たのである。これは當時政府は「南京政府を相手とせずして帝制と共に提
議するに足る新興新政府の樹立發展を期待し、それを待つて南京政府交際
を進行せんとした。余自身も、失政なりしことを認むるものである。
従つてこの聲明の語句を是正せねばならぬと云ふ考への下に、再び重慶と
との協力を要すことに道々手を行つたのであるが成功せず、同年十一月
三日、日民政府と雖もその抗日政策を放棄し、東亞新秩序の建設に努め
するに於ては従つてこれを拒否するものに非ずとの聲明を出すに至つたの
である。この約十箇月間重慶との關係が全く絶えてしまつてゐたので
あつた。更に聲明を出して、十二月二十二日帝皇の長官は領土に非ず國體に非ず其の日
文適合であるといふ近衛聲明を出したのである。（後略）

（十七頁ヨリ十八頁マデ改訂）

裏面白紙

E' 3370 C
of oo 2105

朝日新聞社
「失はれし政治」
(前略)

朝日新聞社刊
「失はれし政治」(近衛文相公の手記) 敬奉 其の二
(前略)

は勿論遠慮も亦不偏不党方針を標榜したのであ
る。送を遣つた。
長岡院宮、永田多田殿、作原部長石原完爾で
であつた。余は昨年石原君に河散作原部長た
政府もこれに和し行動したに拘らず大した
かと問うたところ、石原君は、表面は賛成したが裏面にて激大を策した
面従腹背の徒にしてやられたのであると言つた。(後略)

(二十二頁ヲ敬奉)

E/3370 C
of 00 2103

朝日新聞社刊

「失はれし政治」(近衛文相公の手記) 敬奉 其の二

(前略)

文部省、逓信省と共に内閣は勿論、軍部も亦不遺余力を凝結したのであるが、専断と進み、大の一端を過つた。當時、軍部の参謀本部は議長、長官、副議長、次長、参謀、作戦部長、石原莞爾、陸軍省は杉山、條津が中心であつた。余は昨年、石原君に河散、作戦部長、また君が不遺余力を唱へ、政府もこれに和し行動したに洵らず、大したかと問うたところ、石原君は、義勇は賛成したが裏面に於て、大を策した。面従腹背の徒にしてやられたのであると言つた。(後略)

(二十二頁ヲ敬奉)

裏面白紙

極東國際會議 華裁判前

亞米利加合衆國 其他

荒木 貞夫 其他

宣讀 紙 裁 器

供 送 者 山 脇 正 隆

自分儀我國二行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタ
ル上次ノ如ク供送致シマス

一、私、山脇正隆（山脇正隆）ハ元陸軍大將デ、現任、高知縣（高知縣）高岡郡（高岡郡）北原村（北原村）甲原三四八番地ニ任ンデ
并マス。

二、私ハ昭和十三年（一九三八年）十二月十日教育總監部本部長ヨリ陸軍次官ニ就任シ
、昭和十四年（一九三九年）十月中旬五在職シ、次デ在中支、第三師團長ニ轉出シマ
シタ。就任當時ノ陸軍大臣ハ板垣中將デ、昭和十四年（一九三九年）八月下旬内閣被
裁撤ノ際板垣陸相ニ就任シマシタ。右ノ如ク板垣陸相ノ下ニ於テ陸軍次官トシテ輔佐
ノ任ニ就キ在リタル間、同大臣ノ抱負、経緯、行動及人格識見等ニ付知ル所ガ多クア
リマシタ。

三、私ガ右ノ如ク陸軍次官ニ就任ノ際、板垣陸相ハ其ノ國務處理ノ根本方針ヲ口頭ヲ以
テ私ニ示サレマシタ。其ノ中記憶ニ殘ツテ并ル主要ナルモノハ、次ノ如クデアリマシ
タ。

日本ト中國トハ爭フベカラズ、相提攜スベキデアル。不幸ナル現下ノ抗爭狀態ヲ終
止シ、一曰モ吾カニ曰華和平均實現スルコトニ全力ヲ傾注セネバナラヌ。對外的ニ
ハ外交ヲ調整シ、親交ヲ厚ウシ、ソ連ニ對シテハ國防ノ安全感ヲ得ルニ努メ、絶對
平靜ヲ保持セネバナラヌ。對内的ニハ軍紀ヲ整肅シ、部内統制ヲ強化シ、萬一對中
國和平ヲ望カニ拓キシ得ザル場合ヲ顧慮シ、國力ヲ培養ニ努カヲ致サネバナラヌ。
十云フニ在リマシタ。板垣陸相在任間ノ努力ハ、堅ク右ノ方針ニ則シテ行ハレ、私ニ
之ヲ信條トシテ轉任シマシタ。

四、中國トノ和平ニ關シ板垣陸相ハ、國交ヲ大乗的基礎ノ上ニ再建シテ互ニ主權、領土
ヲ尊重シ、文化、經濟方面ニ於テ共同互惠ヲ基トスベキヲ根本理念トシマシタ。一九
三八年十二月二十二日聲明ノ所謂「近衛三原則」ハヨク陸相ノ主張ト合致スルモノト
シテ、其ノ推進ニ非難ニ努カセラレマシタ。

五、日蘇伊三國防共締結問題ニ付テハ、獨逸ト緊密ニ提携シテ、國際的孤立狀態ヲ
脱シ、諸國ヨリテ曰華和平仲介ノ勢ヲ視ラシメ、他方北方ヨリスル「ソ」連ノ脅威ヲ

議和セントスル意旨ヨリ、板垣陸相ハソノ成立ヲ希望シマシタ。私ガ板垣陸相ヨリ承知シタ所ニヨレバ、本協定ニ對スル日本政府ノ根本條件ハ

「ソ」連ヲ主ナル對象トスルモ、狀況ニヨリ英佛等ヲ對象トスルコトアルベク、其ノ後段ノ適合武力援助ヲ行フヤ否ハ一ニ狀況ニヨル。外部ニ對シテハ本協定ヲ以テ防共協定ノ延長ナルコトヲ聲明ス。

ト云フニ在リマシタ。

然ルニ本協定ノ政治的効果ヲ相フ獨國ハ、英佛等ニ對シ、日本ガ當分兵力ヲ以テ參戰スルコトノ不可能ナルヲ疑メナカラヒ、形式上ハ參戰ノ對象ト一般的トシ、秘密諒解事項ハ一切之ヲ疑メストノ態度ヲ固守シ、交渉日ヲ費スモ求セス、此間政府部内ニ於テハ根本條件ヲ變ズルコトナク、守可形式等ノ技術的工夫ニヨリ吾等ノ途ヲ益見セント苦心シテ商議紛糾シ、又獨國ハ日本ノ真意ヲ疑ヒ、協定ノ成立困難ヲ加フルニ至リマシタ。

陸軍ニ於テハ對中國和平、對「ソ」連守全厥ヲ得ル協定成立ヲ希望シ、形式的ニハ無條件無保留トナスモ亦己ムヲ得ス、之レヲ以テ日本ノ誠意ヲ獨國ニ了解セシムマシトノ議論モ生サルニ至リマシタ。

然ルニ板垣陸相ハ、一九三八年八月八日ノ五相會議ニ於テ陸軍トシテハ協定成立ノ爲ニハ我が精神ヲ生カセバ形式ヲ若干變更スルコトモ己ムヲ得スト堅持シタルモ、政府ノ既定方針變更ハ不可能ナルヲ以テ、自分ハ政府ノ既定ノ方針ヲ以テ締結スルコトニ全カク盡デアラウ。然シテ獨國ガ之ニ應ゼザルニ於テハ、自分ハ其ノ政治的責任ヲトルノニ各デナイ。

ト云ヤ、國務大臣トシテ政府ノ既定方針ニ則シタル立場ヲ明カニシ、部内ヲ統制シテ商議シタノデアリマシタ。

右ハ同日ノ五相會議後、板垣陸相ヨリ直接聞キ知ツタ所デアリマス。

六、一九三八年六月十四日發生シタ天津英租界封鎖事件ハ事、現地尤支軍ノ關係スルニデアツテ、現地ノ交渉ニ善シテアリマシタガ、六月二十日、クレイギー英國大使ヨリ會議ヲ東京ニ移ス件ニ付申入ガアリマシタ。コノコトハ現地軍ニ於テ希望シナイ氣分アリ、又國內テハ英連動起リツツアツテ、此結果右翼分子ヲ中心トスル不穩空氣ノ指頭モ豫期セラレマシタニ指ラズ、日華事變ノ迅速解決ヲ念願スル板垣陸相ハ、日英會談ヲ圓滑ニ成功ニ導キ、日本ノ真意ヲ英國ニ傳フルノ好機トナシ、以テ日華和平ヘン一段進タラシムメントノ意旨ヨリ、右ノ如キ情勢ニモ拘ラス右英國ノ申出デニ快諾ヲ與フルノ態度ニ出テ、其ノ國難を延滞ヲ期待シマシタ。

七、板垣陸軍ハ誠實、濃厚ニシテ寛容ノ徳ニ富ミ、事ニ處スルコト公明ニシテ一顧ノ私心ナキハ自分ノ在任間確ニ之レヲ認メ、常ニ敬服シテ片タ前デアリマス。

昭和二十二年（一九四七年）九月二日 於 東京
 氏 名 山 脇 正 隆

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
 同日 於 同前
 立會人 阪 莖 孝 吉

NO.3.

DEF.DOC. 2471

127

宛心ニ從テ
コトヲ書フ

信 書 簿

署名捺印

山 筋 正 隆

印

裏 面 白 紙

DocP/005 (21)

第八課

大島

社電報

昭一四四二二

原電中支第二〇號 四二一

二〇五〇卷

次長 官宛

土肥原 機関

土肥原中將へ

晴氣少佐ヨリ

丁(毛筆)

一周ト鄭ト日本日ノ會談ニ依リ上海ニ於ケル

特務ニ作ル鄭ニ一任スルコトトシ從來ハ周ノ側

ニ於テ指導シテアリシ傳式説一激ノ工作ハ單

ニ情報關係ノミニ止メ其他ハ停止スルコトニ諒

解成立セリ

汪兆銘末港スレトセバ居住其他ニ関レ導

備ノ都合アリ豫メ大略ノ日取御通知

相煩シ度尚周梅共ニ目下ノ所汪兆銘

末港ハ過早トナリト見解ヲ持トスリ

裏面白紙

其の

中外南幸新報昭和五年一月六日

七月日の実行

陸軍側平沼男に要望

板垣陸軍大臣は平沼男を招き、五日午前九時二
十五分、進園本館を訪問し、約四十五分は巨り平沼男
と会見し、指図は、文海を受けたが、別項の如く陸軍
首脳部が、結果に基き、陸軍側の要請を聞
陳し、同一時許去し、陸軍側が陸軍側、要請をして
平沼男に提言した。諸氏は、この如くである。

平沼男の提言
(要請事項)

陸軍側の目的達成し
たに踏襲するに
する国防計画を樹立軍

- 一 陸軍の整備拡充を期すること
- 一 日独伊三國関係を一段と緊密に強化すること
- 一 國家總動員体制を本格的に強化し、これと共に企画院の拡充強化を図ること
- 一 生産力の拡充に全力を與へること
- 一 國民精神作興を期すること
- 一 貿易の振興を図ること

Doc 3171-8

Doc 3171-8

721

古信

1-61

3303

Doc P3171-22

Doc P3171-22

中外商本新報昭和十四年一月六日

七項日の実行

陸軍側平沼男に要望

板垣陸相は平沼男。招きトリ五月午九時ニ
十五人の閣僚と訪問し約四十分は巨り平沼男
と会見陸相は平沼男の文海を受けた小別項の如き陸軍
首脳部会議の結果に其の陸軍側の要望を聞
陣し同一時行去し陸相は陸軍側の要望として
平沼男に提す。諸氏は或る如くである。

一、国防方針に依りては即前会議の決定に基き
特に十二月廿二日の對支國交調整方針に關す
る聲明は全面的にこれを踏襲すこと
一、東亞の新情勢に對する國防計画を樹立軍
備の整備拡充を期すこと

一、日独伊三國關係を一段と緊密に強化すこと
一、國家總動員体制を本格的に強化しこれと共に
企画院の拡充強化を図ること
一、生産力の拡充に全力を擧げること
一、國民精神作興を期すこと
一、貿易の振興を図ること

No. 2

Doc 3171-B

陸相の留任を乞ふ諾

けふ三長官会議後回答

留任交渉を乞ふた板垣陸相は一旦陸相官舎
 に引揚ぐ西度教育總監を招き平沼男より田任
 文清を乞ふた。顯末を説明重要協議を遂げ
 後西度教育總監と打揃うて同十時五十八分
 閉院。三長官即ち同候。三長官會議を遂げ
 閣下は三長官會議を閉じ御協議を遂げ
 られた。かくて板垣陸相は五日午前十一時五十分
 山脇次官を代理として組閣本部に赴かしめ正式
 留任交渉の回答を乞ふに。

129-2

Doc 625 Item 5

110.2

軍事要地
部隊二対
を通過し
共謀隊長
を以て
同文を通
賜るを
橋本謙
不詳
内閣議
三行中支
又、支
、副官計
ハ同町於
本部、倉
相成
印所、後
処置ス

陸支密

次官ヨリ関係陸軍部隊(内地朝鮮台湾
通謀本部)

又軍事要地ヨリ歸還ス軍隊及軍人、言動指導取締
ニ関シテ、厚次依命通謀部トシテ一部、於テ、向標志田
ニテ、勤ニ出ルルヲ、勤ニ又指揮官ノ指揮権柄的確嚴
正ヲ缺キ軍隊ヲシテ、自ラ不軍紀ニ陥ルルハ、或ハ
携行物件ニ對シテ幹部ノ注意周到ニシテ、等注意ヲ要
スルニテ、特ニ指導員等ヲ、帰還部隊逐次
流シテ、飛語ノ因トシ、シテ、皇軍ノ對シテ、國民信頼ヲ傷
ムルハ、銃後團結ノ弊ヲ生シ、其等其、弊害甚大
ト大ニモ、特ニ指導員等ヲ、帰還部隊逐次
増加ヲ豫想ニシ、付テ、念々、其ノ指導取締ノ的確
嚴正ヲ、以テ、稱ニシ、武勳ニ有終、美ヲ、清テ、一
以テ、皇軍威武、日印揚聖戰目的、貫徹ニ遺憾ナク、
期シテ、度重テ、依命通謀又

追向指導取締、於方トテ、別冊、事支密、予、歸還ノ軍隊
軍人ノ、状況ヲ、送付ス

陸支密第三四九號 昭和十四年二月六日 4.460 (三)

陸支密

副官ヨリ、本謀本部、庶務課長宛通謀安否

首題、件ニ関シ、別紙、寫ノ、通謀、各、付、可、然、取
計、相、成、度

陸支密第三四〇四號 昭和十四年二月十一日 (四) (山)

130-2

No. 3



極秋 doc 625 item 5

132

別冊

部内第 号

複刷禁止

極秋 四四六〇部、内第 号

事変地ヨリ歸還ノ軍隊軍人ノ状況

注意

複刷ヲ禁ズ

取扱フ極メテ取重ニ遺漏ナキヲ期セラレ度

131-1

Doc 625 Item 5

事變せり歸還軍隊軍人軍記概不嚴密其言其語
 健しき一節ニ充て歸還軍人軍人於其言其語其言其語
 ミアモ一部ニ於て國民ノ歡迎ニ仰い或ハ凱旋氣分ニ懸り
 又ハ從軍ノ辛苦ヲ體驗セリトハ優越感等ヨリ穩まらずサ
 ル言ハ動ニ出ツルモノ亦尠カラスレテ召集解除後均當ニ
 對レ自己ノ名譽又ハ功績ヲ以テ聽セシガ爲殊更ニ其言
 ヲ捏造シテ上官及他部隊ヲ誹謗シ又ハ戰地ノ
 悲慘ヲ誇張シ或ハ拘知リ願ニ軍機等項ヲ洩レ
 乃至ハ座輿ノ爲戰端ニ於ケル軍記風紀紊亂ノ狀況ヲ
 針小棒大ニ造言スル等ノ言動ヲナスモノアリ其言
 往々流言ノ飛語因トナルモノナラス白王軍ニ對スル國民ノ
 信頼ノ傷ツテ或ハ銃後團結ニ絆隙ヲ生ゼル處アリ
 ル等其弊害極メニ大ナルモノアルヲ以テ之ハ格別
 取締ニ持テ留意ヲ要ス又評選部隊指揮官ノ格別
 掌櫃ハ一層之ヲ嚴正的確ナラシムルヲ要スルモノアリ
 一軍紀風紀ニ就テ
 一撤ニ上ハ軍紀盛ニレテ軍紀風紀ハ概不嚴肅ニ保持
 令指而連守的確ナラサルモノ出迎人等ノ前於テ
 不恠裁ノ行爲ヲナスモノ飲酒醜態ノ上喧嘩スルモノ軍
 紀風紀上ノ不穩言ヲ言辭ヲナスモノアリ
 又指揮官ノ高手握ナカラス又行軍軍紀著シテ不良
 ノナリ等事例左ノ如シ
 一故ナラ隊伍ヲ離レ出迎人ト面談スルモノアリ

13/2

Doc 625 Item 5

ノ05

- 故ナリ隊伍ニ面会人ニ引入レ会谈スルモノアリ
- 出迎人ヨリ酒肴ヲ受ケ飲食シテ、行進スルモノアリ
- 婦女子ト手ヲ携ヘ行進スルモノアリ
- 銃ヲ妻ニ持タセ子供ヲ抱キ行進スルモノアリ
- 銃ノ取扱ヒ及服装態度特ニ不良ナルモノアリ
- 軍紀風紀上注意ヲ要スル主ナル言辭ノ事例左ノ如シ
- 〇〇方面ニ居テ部隊ハ相當軍紀ハ八釜シカッタ相ダガ我々ノ部隊ハ軍紀風紀ト言フ事ハ問題外ニ幸デアラッタ
- 戦場デ徵發ニ部隊長ハ徵募ト言ワテ何カ食糧品ヲモ不足スレバ「徵募セヨ」ト命令シテ居テ其ノ実徵募ト徵發ハ同ジダ矢張嚴シイ皇軍ダト言フガ徵發ハ戦争ニ附キモノダ
- 戦場間一番嬉シイモノハ掠奪デ上言モ兵線一線デ見テモ如ラ又振ヲスルカラ思フ存存掠奪スルモノモアッタ
- 小隊長ハ幹部候補生上リデ指揮ヲ出来ナイノデ命令シテモ部下ガ勝手ニ行動スルムテ却ラテ結果ハ良イ幹部上リノ下手ナ指揮通リヤツテ居ララ然傷者ヲ多ク出スバカリダ
- 平時ノ軍隊ハ規律正シイガ戦地デハ中々ソウニ行カヌ、矢張ズルイ者が儲ケダ、此具面目ニヤツテ者ニ早ク戦死シタ者ガ多イ
- 〇〇デ親子四人ヲ捕ヘ娘ハ女郎同様ニ弄シテ居テ親ガ餘リ娘ヲ返セト言ッテ親ハ殺レ

132

Dec 625 Item 5

- 残る娘部隊出奔は相妻ラズ再シテ出發間際殺シテ了ラ
- 或中隊長ハ餉リ問題が起ラヌ様ニ金ヲヤルカ又ハ用ヲ済マ
- シテ後ハ分ラヌ様ニ殺シテ置ク様ニシロト暗ニ強姦ヲ教ヘテ
- 戦争ニ参加スル軍人ヲ一々調ベテ皆殺人強姦強盗等ノ犯人
- 許ラザラウ
- 此文ノ附近ニ支那兵ノ敵襲ヲ受ケテ時ハ八名程ノ逃七
- 者ガアツタ
- 戦場ノハ海軍位ハ何トモ思ハヌ現行犯ヲ憲兵ニ發見セ
- ラシ發砲シテ抵抗シテ奴モアル
- 約半歳ニ亘ル戦中ニ覺エタノハ強姦強盗位ノモノガ
- 戦場ニ上官ガ進メテ令ヲ發シテモ彈丸雨飛ノ中ニテ
- 誰モ進ムモノハナイ
- 休戦トシテ待機中賭博ガ流行シ相争ノ大金ヲ所持シテ歸還
- シタル者モアル
- 戦地ノハ強姦強盗ニ藉口シテ寶石貴金屬等ヲ記念品
- トシテ掠奪シテ去ル者ガ相當アル
- 日本軍ハ多ク支那人間諜ヲ使役シ必要ガナクハ全部殺シテ居ル
- 部隊ニ將校三員下士官二員兵一員ヲ強姦通用券カラス及
- 行シ將兵ヲ遊ハシテ居ル
- 友軍屍体ヲ一々檢索シ金ヲ入齒迄抜取等日本軍人モ相當
- 慘酷ナリ

No 6

1222

Doc 625 Item 5

No 7

- 掠奪品ヲ内地ニ持テ歸ルル下ニ官兵ニ非ズシテ將校ヲ歸還途中將校行々ヨリ救トモ、掠奪品ヲ官兵ニ没收セラル、ヲ見受ケテガ定ニ怪シカラズ次ヤダ
- 其站地城デハキヤ豚ノ糞發ハ官兵ニ見ツケテヨク叱ラレテガオ一線ニ出レバ食ハズニ戮コトハ去来ナララ見ツテオチテ端ヲ殺シテ食ラセバ
- 戦地ニ於テ我軍ノ掠奪ハ想像以上ニシテ占領地ニ對スル豆穢ハ僅カ一部分ニシテ行ハレテス
- 支那軍ノ捕虜ハ一列ニ整列セシメ機関銃ノ性能試験ヲシテ全部射殺シアリ

(以下次頁ニ續ク)

Doc 625 Item 5

No 8

二 歸還精兵思潮状況

一般ニ思想ニ敏捷ニシテ特ニ不穩進致ニ互ニガキ事多ク其
部下士官兵ニテハ特ニ指揮能力ニ拙劣ヲ辨認スルモ其進退
ニ對シテ不平等ノ感スモ、部隊長ノ自己功名心ハ爲多敷、部下ノ
犠牲ニテリ、是等注意言ヲ、ハスルナリ

是程上注意ヲ要スル主ナル言ヲ、事例ヲ如シ

○戦地者ヨリ出ニホスハ指揮官能力ニテ兵隊ニ銀ヲヨリ特ニ言
向ニト教育ガ第一 (下士官)

○今次事變中各地ノ大戦闘ニ部隊長ハ一番末ノ功名心ヲ示シ
爲大行々部隊ヲ切リ換ヘ部隊ニ幸々中ノ犠牲者ヲ山ニクシハ合
部隊長ノ犠牲ヲ (下士官)

○我々ノ中隊長等ハ兵隊ニ一番接シ認ラテ其ノ中ヨリ良ニ居
直キニ是ヨリハ兵隊ノ世評ヲ後進ニシテ之ヲ天トシ兵隊ハ傷
マ一人ノ後進マバハラズ勤也ノ兵隊ニ亦當ニ可愛キヲ (下士官)

○兵ハ行軍中疲勞ニ餘ハ大隊長ガ馬ニ乘リ居ルヲ見、口バニ「兵ガ
居ルヲ以テ大隊長ニ幸シ」馬ヨリ引揚リ却セシ、等不進ニ言ヲ
居ナリ (兵)

○戦地ノ將兵ノ區別ガ判然ニテ、兵ガ下士官ヲ叱リ、下
士官ガ將兵ノ携帶品ニ無断使用シテ平氣ヲ居ル等
隨所ニ見コラセテ、自軍息ノ強イモ、ガ執力ガアル (下士官)

○召集兵ハ現役ト違フテ將校ヲ始メカマ馬鹿ニシテ居ル解
校ノ方ニテ何トナリ氣持ガ惡イト見エテ、餘ノ處理ナリ
言ハナリ、軍紀モ念ニシテ、操卷等ヲ行ハレ (下士官)

doc 625 Item 5

No 9



- 有章ノ重々音程概病ト曰テ率先前進セル志ニ事
小斯ニ上旨下下兵隊ヲ命令通シテ動クヨリテイ(下)前進
 - 小隊兵ニ休戦中ハ部下ヲ離便シ口舌イカガ戦線 出ト
腹痛何言テ後退セルガ習慣分ク (其)
 - 召集得致ハ人路下下官トシテ高言敬マシム故ニ
物足リテイ (其)
 - そのニ度ト戦争テシラニ行ララテイ 戦争テ死ニシテ合
合ニ悲心誘テモケ (其)
 - 戦地ニ於テ主選ヲ希ハテ落位セルニ限ル (其)
- 三 軍事保護ノ状況
軍ノ兵力ノ部隊等ノ全圖行動等ヲ確知セシム又ハ曉得セ
ル虞アル等ヲ言動ヲスモナリ

1-48/135

Doc 825 Item 5

NO 10

主ナル事例左ノ如シ

- 某准尉(一)副官(一)歡迎会上某部中代理ノ親計ニ対シテ各札中、某准尉以下〇〇〇名ノ今般老朽故ヲ以テ内地ニ交代帰還ヲ命ゼラレ云々ト詳隊ノ人員ノ兼
- 戦傷某上等兵ノ陣歿ニ遂次列車中ニテ、人々ハ我ガ陣國ガ苦痛ヲ後ツル様氣付ク居ルガ爲メ後ツラハ
- 師団(一)ノ旨乘客ニ語リ
- 某上等兵ハ部隊前進中本陣ノ從兄ニ対シ今日ハ面会出来セン明後日来る下サイト、絶片(陣還部隊ノ編成状況ヲ記載)ヲ手交セントス
- 小分隊長ニシテ規則通用地圖未返納イリシ者、特務兵ニシテ某軍務課部編成表ヲ所持シタル者、中隊全員ニ中隊編成表及戰友名簿ヲ配布シタルモノナリ
- 輸送指揮官、船室内ニ在戰用暗号組立原稿ト認メ、細片及兵組人員表遺留セルモノアリ
- 列車内ニ部隊編成表ヲ遺留セルモノアリ
- 陣還部隊ノ編成表及戰友名簿ヲ編成毎五分シテ部隊内ニ遺留セルモノナリ
- 下士官兵ニシテ秘密地圖中隊兵員數表、編成表等ヲ所持セルモノアリ
- 要塞地帯内ニ無許可ニテ撮影セルモノアリ
- 我々ハ才〇軍司令部官ハ〇〇中將軍ハ約〇〇ヶ所団デ

134-2

Doc 625 Item 5

No 11

編成セラレタリト語レルモノアリ

陸軍刑法ヲ
三上條多數
其同ノ案件
ヲ鎮座スル
為敵前ニ在
ル部隊ノ兵
紀ヲ保持ス
ル為ニハ
三上條多數
ヲ得ルモノ
アリトモ
三上條多數
ヲ得ルモノ
アリトモ

○ 後備役某上兵中尉ハ、從軍中戰傷ヲ蒙リ退還ス
ラレ、陸軍病院入院中休暇ヲ得テ歸省ス友人ノ奉囑ニ
応ジ所々ニ於テ講演ヲ行ヒタルヲ談ス、便宜ノ件ニ派遣
野團ノ編成ノ一部ニ編レテ話ヲ驅ラシ指揮官トシテ軍
紀保持上陸軍刑法三上條ノ規定ニ齊納スル處置
或ハ支那住民非戰時兵士多數ニ與テ處置スルガ如キ
事例ニ及ビ以テ軍民離間、皇軍ノ正義性ニ因シテ
飛語ノ因トナルベキ慮アルヲ勸メテ

四 携行物件ノ狀況

帰還部隊將兵ノ不正品携行件數ハ最近著シク減少セルモ左記ノ如ク注意ヲ要スルモノアリ

- 幹部指揮官等ニシテ携行物件許可標準等徹底シテラサル為ニ部隊長ノ印ヲ捺印セル許可證明書用紙ヲ各兵ニ配布自由ニ記入セシメタリト認めラルモノアリ
- 下士官兵ニシテ寫真機ヲ携行スルモノサカラヌ又軍屬中六身分不相応ノ空居毛皮類ヲ購入帰還スル者多ク部隊長ニ於テ適當ニ之ヲ制限スル要アリト思料セラルモノアリ

五 召集解除者歸郷後於テ勤務狀況

召集解除者歸郷後復公社工場等奉職者ノ勤務振興ノ爲メ、劍ヲ缺クモノアリ気分ニ輕シテ職務ニ精進シ社会ニ沈滞スル様特ニ隊前ニ十分ノ教育指導ヲ必要トス

高橋

Doc 625 Item 5

No 12

證明書

ワシントン文書局 第 号
國際檢察部 第 号

與藤及之公正ニ関スル證明

余、右橋兼雄公余が下記資格ニ於テ即チ第一復員局文書官證明書
トテ日本政府ト公的関係ニ在ルニシテ、且該官吏トシテ余が茲ニ添附マ
シタル七冊ヨリ成ル一九三九年ノ昭和 年 月 日付下記題名即チ一九
三九年日支事變陸軍記録、文書、保管ニ任ジ居ルニシテ茲ニ證明ス。

余、更ニ添附記録及公文書が日本政府公文書ナルトシ、並ニ右が下記名
稱、省又ハ部局公文書類及綴ニ即チトテ證明ス。(右シテハ綴書兵支
分用其他書類類又綴ニ於テ該文書成種所在公文名稱ニ添附ス) 陸軍省
千九百四十七年/昭和二十二年ノ一月十三日

當該官吏著名欄

右者ノ公的資格

證明 公式入手ニ関スル證明

右橋兼雄 (署名)

第一復員局文書課課長 (署名)

小林四男 (署名)

余、ヘンリー・シモジマハ余が聯合國最高指揮官總司令部ニ關係
アルモノトシ、並ニ此題名ノ文書ハ余が公務上日本政府ノ上記著名
名官吏ヨリ入手シタルモノトシ、茲ニ證明ス。

千九百四十七年/昭和二十二年ノ一月十三日

東京ニ於テ署名

代名 欄

右者ノ公的資格

證明 人

ヘンリー・シモジマ

Henry SHIMOTIMA

國際檢察部調書官

Hiram W. Howbly

135-2

(R)
DEF DOC#2606

自分様我輩ニ行ハル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

アノ一ノ一 (204)
アノ一ノ二 (204)
(204)

EXH NO

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他
荒木貞夫其他

述者 影佐 禎 昭

(R)
DEF DOC#2606

EXH NO

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

志願國際軍事裁判所

宣旨供進者

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

供進者 影佐 禎 昭

裏面白紙

一、私影佐禎昭ハ元陸軍中將デ目下病氣ノ爲東京国立第一病院ニ入院中デアリ
マス。

二、私ハ昭和十三年六月板垣中將ガ陸軍大臣ニ就任ノ直後參謀本部課長ヨリ轉
ジテ陸軍省軍務局軍務課長ニ任ビラレ昭和十四年三月末日ニ及ビマシタ。

三、支那事變ヲ急速ニ處理スルコトニ就テハ軍務當局トシテ之ニ關係シテ居リマシタ
此間日獨伊防共強化問題ニ就テハ軍務當局トシテ之ニ關係シテ居リマシタ
非常ニ焦慮致シテ居リマシタ。日本ガ國際的孤立ノ状態ヨリ歐シ北方「ソ
」連ノ脅威ヲ緩和スルコトガ事變解決上ノ緊急ト考ヘ陸、海、外三省ニ
於テハ板垣陸相就任前カラ既ニ三國防共協定強化問題ヲ熱心ニ研究シマシ
タ。

四、板垣陸相就任ニ際シ私共ニ示サレタ其ノ對外政策上ノ意見ハ概ネ次ノ通り
デアツタト記憶シテ居リマス。

- (1) 一刻モ速ニ對華和平ヲ招來スルコトニ一切ノ努力ヲ傾倒スルコトヲ根幹
トスル
- (2) 「ソ」連ニ對シテハ沈靜狀態ヲ維持シ之ト事ヲ辯フルヲ最戒スルト共ニ
其ノ積極的行動ヲ嚴重監視スル
- (3) 對伊トハ友好關係ヲ強化シテ「ソ」連脅威ヲ緩和スルコトニ利用シ又事

裏面白紙

裏面白紙

英ノ急遽處理實現ノ爲メ協力ヲ擔當セシメル

(4) 英、米等ニハ日本ノ眞意ヲ理解セシメ國民政府援助ノ行動ヲ抑制シテ事變解決ニ寄與セシメル。

三 國防共協定ニ關スル板垣陸相ノ考モ以上ノ原則カラ發足シテ居ルモノデアリマシテ其ノ外ニ寸毫ノ他意ヲ挾ンデ居ナカッタノデアリマス。

サレバコソ昭和十三年八月獨外相ノ提案ニ對シ五相會議ノ決定ニ基キ協定ハ防共協定ノ延長タルコトヲ違旨トスベキコトヲ回答シ又同年十一月獨外相側カラノ協定ノ對象國ヲ一般的タラシメントスル提案ニ對シテハ五相會議

ノ決定ニ基キ政府ハ

(1) 「ソ」連ヲ主タル對象トスル。

(2) 狀況ニ依リテハ英佛等ヲモ對象トスルコトガアルガ武力援助ヲ行フヤ否ヤハ一ニ、狀況ニ依ル。

コトヲ回答シ以テ一方獨外相ノ提議ヲ違スルコトガナイヤウニ努メツツ他方努メテ英佛等ヲ對象トスルコトヲ違ケ特ニ武力的援助ハ極力之ヲ忌避ス

ルノ態度ヲ固持シタノデアリマス。

尙本協定ハ英佛等ヲ對象トスル真一ノ場合ハ勿論ノコト「ソ」連ヲ對象トスル場合ニ於テモ其ノ侵略ニ對スル純然タル防衛的ナル相互援助協定デアリ毫モ積局的侵略的ノ意義ヲ有シテ居ラヌコトハ明瞭デアリマス。蓋シ

D-F DOC#2606

本協定ハ之ヲ以テ支那等製鋼業ニ寄セントスルヲ唯一ノ目的トシテ居
タカラデアリマス。

裏
面
白
紙

右公營立會人面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 山田半蔵

供述者 影佐 禎昭

昭和二十二年（一九四七年）九月二十二日 於東京

裏面白紙

DEF DOC#2606

署名捺印

影佐 諒 昭

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ缺怙セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ

眞 實 存

裏面白紙

(WD) Def. Doc. 2653

高橋

昭和二十六年三月七日生
影佐 頼昭

現症 全身状態ハ本年五月以降特別ニ變化ヲ來シテ居ナイ。

肺野ノ空洞ハ次第ニ上方ニ索引ヒラレテ來テキル様デアル。肺野緊縮
肺ハナイガ最近屢々腹痛及嘔吐血液ノ排出ガアル。

喀痰中結核菌ハガフキ一氏法四五體程度赤血球沈降速度一時同位四二
耗

前記ノ如キ症状ヲ呈スルカラ出廷ハ不可能デアル
昭和二十二年九月二十七日

立會人 辯護士 山田半藏
東京都新宿區戸山町一番地
立東京第一病院内科
山長 厚生夜官 山田半藏 博士 大 鈴 弘 文

(WD) Def. Doc. 2653

高橋

診 断 書

影 佐 禎 昭

明治二十六年三月七日生

病 名 肺結核

現 症 全身状態ハ本年五月以降特別ニ變化ヲ來シテ居ナイ。

胸野ノ所見上前面及背面前部ノ肺野ハ一般ニ輕微トナリ又後所見上左上肺野ノ空洞ハ次第ニ上方ニ索引セラレテ來テキル様デアル。肺野發熱及結ハナイガ最近屢々腹背痛作及痰粘血液ノ排出ガアル。

喀痰中結核菌ハガフキ一氏法四一五號程度赤血球沈降速度一時同立四二

前記ノ如キ症状ヲ呈スルカラ出廷ハ不可能デアル
昭和二十二年九月二十七日

立會人 醫師 士 山 田 半 藏
東京都新宿區戸山町一番地
立東京第一病院内科
山長 厚生夜官醫師 醫學博士 大 鈴 弘 文

裏面白紙

高橋

アロー/ロー (マナ)

アロー/ロー (マナ)

談判所
合衆国
其
他

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 送 者

馬
ド
所
信
太
郎

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
ノ如ク供送致シマス

高橋

逕 東京 逕 際 軍 事 裁 判 所

逕 米 利 加 合 衆 國 其 他

封

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 マ 下 呂 所 信 シ 太 々 郎

1

自分 後 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヅ 罰 紙 ノ 通 リ 宣 誓 チ 爲 シ タ ル 上 次
ノ 如 ク 供 述 致 シ マ ス

裏面白紙

裏面白紙

一私、前所信太郎ハ貿易商ヲ營ミ現在大阪市西成區南海邊二丁目二番地ニ住ンデキマス。

二私ハ昭和十四年カラ昭和十六年十二月七日迄バンバシフイツク貿易航運株式會社ニ關係シタコトガアリマス

三コノ會社ニハ私ノ實兄ニ當ル小島信太郎ヲ總ジテ關係スルニ至ツタノデアリマス。小島ハ長ク米國ニ居リ「ロスマンジェルス」(Los Angeles) 在住ノ當時共和黨首領デ「ロスマンジェルス・タイムス」社長デアリ

銀行家デアツタ。

「ハイリー・キヤンドラー」氏「Henry Chandler」トハ非常ニ親シク

且信用ヲ得テ居タコロカラ常ニ「キヤンドラー」氏ト共ニ事業ヲシテ居リマシタ。私ハコノ小島ト連絡シテ西川末吉氏ノ資本的援助ニヨ

リ主トシテ日本ニ「ガソリン」ヲ輸入シヤウト日輪ンデ居リマシタ。

頃後々ハコノ事業ヲ擴張シ日米間ノ貿易ヲ促進スルヲ昭和十四年八月三十一日資本金三億弗ノバンバシフイツク貿易航運株式會社 (Pan Pacific Trading and Navigation Company) ヲ設立シマシタ。コノ會社ハソノ資本ノ半額一億五

千万弗ヲ米國側ノ半額即チ四億六千萬圓ヲ日本側デ出資スルコトニテリマシタ。ソシテコノ會社ヲ總トシテ二十億弗クレジットヲ設定シ日本ノ技術資本ニヨリ東洋特ニ支那ノ開發及アメリカノ對日輸出日本

ノ對アメリカ諸國ヲ促進シキウトスルコトヲ企テタノデアリマス。
 コノ會社ニ對スル日本側ノ出資ル得ルタメニハ日本政府ノ了解ヲ必要
 トシタタメ西川氏ヲ知合ノ大川周助氏ヲ通ジ大川周助氏ヲシテ營
 時ノ首相平沼一郞氏ヲ説得スルコトニ努力シマシタ。
 此ハ昭和十四年秋頃大川氏ト共ニ平沼氏ヲ訪問シマシタ。コノ時大川
 氏ハ平沼氏ニ對シ日米間ニ懸念ナキ氣ガアルコト日米親善ハ世界戰
 二戰クモノデアリ河ウシテモ違ケネバテラマコト日米親善ヲ違ケル
 一ノ方法ハ中國ヨリノ徵兵ト日米親善ノ經濟提携ニヨリ支那ノ開發ヲ
 援助スル以外ニ道ナキコト、ソレガタメニハ右ノ會社ヲ河ウシテモ違
 助シテコノ方法ノ善道トスル必具ガアルコトヲ二時同ニ直ツテ讀ベマ
 シタ。

切メテ平沼氏ハ右ノ會社ニ關係シテ居ル「チヤンドラー」氏ヤ西川
 氏小島氏ナドニ對シテハ何等ノ知識ガナイタメ米親善ニ於テドノ程度
 ノ熱意ガアルカ又ソノ人々ガ信用スルニ足ルカト云フコトニ非常ニ疑
 テ持ツテ居リマシタ。議デシタガ遂ニ之ヲ了解シマシタ。
 私ハ傍デ聞イテ居テ大川氏ノ熱意雖然トシタ餘前トソノ後彼ヲ知
 ト熱心トニ非常ニ喜イ即衆ヲ集ケマシタ。ソシテソレニ對スル平沼氏
 ノ心ヲ知ラシメ意ヲ得テ心直ク談ジマシタ。

裏面白紙

三當時ノ議事大臣ノ返任西郎氏ニ付シテハ了解ヲ求メ同人ヨリ同意ヲ
テ取リマシタ。

六ソレ等ノ結果結局日本銀行ニ於テ身附債ヲ通ジテ資金ヲ出スコトヲ
引込ケ社債ハアメリカカデ發行スルコトニナリマシタ。コノ會社ノ定款
ヲ持ツテキマスノデ提出シマス。

七コノ會社ハ先ヅ昭和十五年ニ米國カラ送金ガソリンヲ輸入シソレニ對
シ日本ハタングステンヲ輸出スルコトニナリ、ソレニツイテハアメリカ
カ大使館ノ「ウイリアム」商務官ト長々會談シマシタ結果米國「メ
タルリザーブ」會社ガ西川氏ニ對シタングステン三千屯ノ送金ヲ送シ
又米國國防長官「ハル」ハガソリンノ輸出ノ許可ヲ與ヘマシタ、右取
引ニ關スル契約書（陸文書）及許可證ヲ持ツテキマスノデ提出シマス
八コノ取引ハ結局實行セラレマセンデシタ。

英ノ理由ハ

第一ニハ「ガソリン」ヲ米國船デ日本ニ引渡ス約京ノ所ソノ船ガテカツ
タコトト獨乙種水産ノ米類消費ニ於ケル出沒トニヨリマス。

第二ニハ金融資本家等ノ間デ西川氏等ヲ除イテ自分ガ直接コノ取引ニ
關係シヨウトスル運動ガアツタコトデアリマス。

即チ當時ハ米國ガ日米通商條約ヲ改定シ物資資金ノ輸出ヲ停止シテ居

裏面白紙

夕 際 デ ア リ コ ノ 留 置 ニ ヨ ル 取 引 ガ 日 米 間 ニ 於 ケ ル 唯 一 ノ 交 易 デ ア ツ タ
 タ メ ソ レ 以 前 ニ 日 米 交 易 ニ 重 大 ナ ル 地 位 チ 占 メ テ 居 タ 諸 交 易 商 ガ ソ ノ
 地 位 チ 脅 カ サ レ ル ノ デ 反 對 シ テ 居 タ コ ト デ ア リ マ ス。
 第 三 ニ ハ コ レ 等 ノ 取 引 ハ 諸 款 ガ ト 云 フ 條 ガ 立 チ コ ノ 條 ハ 外 務 省 ヤ 軍 人
 ノ 中 ニ モ 非 常 ニ 限 量 ク 取 引 ノ 進 行 ニ ハ 非 常 ナ 障 碍 ト ナ ツ タ コ ト デ ア リ
 マ シ タ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十六日於東京有明館

漢 通 者 齋 所 信 太 郎

右ハ當立會入ノ函前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於東京有明館

立會人 大 原 信 一

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ達ベテ事ヲモ執ルセズ又河事ヲモ附録セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

書

署名捺印

箇所 信 太郎

7

裏
面
白
紙

高橋

中國の命運 蔣介石著 夏多野乾一譯 桜華

昭和二十一年二月二十日 日本評論社發行

(一) 八之頁第一行より二頁第一行まで

民國二十六年七月七日、日本は豫備に藉口して盧溝橋を占領し、宛平縣を奪取し、華北の交通

（この部分の文字は不明瞭）

は、既に存続し、或は我々の全面抗戦の國策を確定したのである。

中國の歴史は、上民等戦争の先例は少くない。然し今次の抗戦のごとく、規模廣くして犠牲大に
工作困難にして関係重大なるは、五十年來の比を見ない。特に抗戦の性質は、歴史上の異なる
時代の民族戦争とも同じくなく、今次の抗戦は國民革命必至の階段であるばかりでなく、國民革
命と抗戦の勝利に隨つて成功せしめ、民衆解放・國家建設も亦、その功を、この後に收めさせなけ
ればならぬのである。故に抗戦初期、第一府は抗戦・建國並行の方針を決定し、その條目を、抗戦

D.D.# 2143

150-1

D.D.# 2143

建國の條目を、この綱領は、建國大會を通じて、國民革命會の接受したもので、要義が
固である。建國の方面においては、獨立自主の精神に基づき、世界上の反侵略國家と結合して
共同奮闘し、帝國主義侵略を排除し、世界として和平人類共存の世界を築くようとするのであ
る。國內政治方面においては、地方自治を以て基礎となし、憲政実施を準備し、その実施以前に
おいて國民革命の進行を速進し、全國統一を達成し、建國の進行に利するに在る。
國民革命の進行においては、討論經濟を實行し、國防と民生とを合一して共同發展せしめ、中國を
堅強なる民族國防体に改造するに在る。文化思想方面においては、固有の道徳を發揚し、科學的
知識を促進し、頹風を正統して奮發せしめ、民衆を啓いて精神の轉移をせしむるに在る。これによ
つて國民が、三民主義の原則と國民革命の精神とを體得することとなり、故に五年來内外の
形勢は変遷し、建國の條目は一變して固くない。國民が同心協力してこれを實踐實行する下
らば、抗戦の勝利と建國の成功とは、必らずや期するところのごとくである。

七、と以後全國上下は千変萬化の國策下におかれて、人心は激作され民意は集中され、社會の亂言、
政客の詭策、一として飛登せざるはなし、影響を及ぼさざるはなし、不戦論者は形を替り、或は口は露骨に
奸人となつて露つたれ、建國論者もその言をわがしさを示し、中央政令の推行、地方行政の體面も亦、
垂詢も弄掃される。軍政・軍令も亦、その進歩を示し、中央政令の推行、地方行政の體面も亦、
建國の實效を收めた。建國の具體化、企業の社會化にも長足の進歩があり、民生主義經濟も亦、
立脚するところが出来た。建國の具體化、企業の社會化にも長足の進歩があり、民生主義經濟も亦、
云つて、國內各々同志は、建國の初期一歩を以て政府を擁護し、中國共產黨も亦、この認識に
同様の話言を由起した。三民主義の實現のためは奮闘する。建國政策及び赤化運動の取消し、暴
力を以てせしむるべきは、ソウエード政府を取消して全國の統一を期する。

150-2

三

之五頁第十行より九六頁第一行まで
 以上述べたところの、日本の國策・戦術を他の過程及びその結果に就いては、世人がその然る所は悉く知り得るものがある。日本軍閥自身も亦、何が何やら判らぬのでない。日本軍閥は自づから其の自出と称してゐる。その実情は如何なるものであるか。彼等は中國に對する侵略戦争に對して、自づかの主權的地位に立ち、完全に中國を控制してゐるとしてゐる。實はさうでなく、彼等の國策・戦術は開戦以來常に我等の控制を受けてゐるので、彼等は何等の自主性も持たず、我等の政策的地位に陥り、我等の政策的指導方針に追随して、彼等の自主性を喪失してゐる。前記してゐるのだ。

長期作戦に及び、三原則を基本條件とする。大東亞新秩序が終に近衛聲明中に出現した。國府はこれに對して是を三つまで攻撃を加へ、この内閣は遂に倒れた。
 民國二十八年一月、日本は内閣を改組する。樺山は防共協定を基礎として三國軍事同盟を締結せんとし、三原則を改め、日本は中國に對して主權的地位を失ふ。遂に秋葉に至つた。ヒツトラは討つた改め、戦術に不便なる定を述べ、改戦をここに爆發。八月、平沼内閣倒れ、繼いで起つた阿部内閣は内閣不介入を以て一時を敷衍した。この時期において日本はその東亞侵入の軍事を拡大し、獨斷無二を占領し、南進に轉じたが、この南進も亦中國の控制に牽制せられ、その東亞侵入の進歩計畫を断つた。日本國策のこのやうな轉變は、中國國策の全面的成功であり、日本大陸政策の失敗の第一である。これは世界有識者の公認するところだ。

(二)

紅軍の指導及び指導を要請し、次編して國民革命軍となし、國民政府軍事委員會の統制を受け、命を待つて出動し、花柳前線の戦任を擔任する。中正はこれに對して次のやうな談話を發表した。國民革命の目的は中國の自由平等を求むるに在る。總理は嘗て三民主義を説明して救國主義となし、全國國民が一致して國家の存亡を死戰するを求め、奮闘せんことを希望した。不幸北伐完成後十年以來一級國人は三民主義に對して眞誠一致の信仰なく、民族危機に對しても亦深刻な認識がなく、革命建國の過程として無窮の困難に遭遇せしめ、國力これに因つて消耗し、人民も犠牲となり、遂に外侮日に深く、國家は危殆に極くを致した。是のこの期間に在つて中央政府はその一帯を統一、憲法草案に基つて、憲法草案、日として精神團結・共赴國難を以て前提としてゐる。然し、國民を放棄して一帯に懸いた。これは國民が今日、存すればともにも亡ぶればともにも亡ぶるの運命を占め、全體民族の利害が一切の個人・團體の利害に超出すると認めざることを要するに足る。

文書成立に關スル證明書

本書ニ添付セラレタル日本語ニテ書カレ一八八頁ヨリ成ル蔭介石著沢多野乾一
中國の命運ト題スル昭和二十一年二月二十日発行ノ書籍ハ自分ガ原本ヨリ正確ニ
譯訳シ日本評論社ラジテ発行セシメタル書籍ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十八日

於東京都世田谷区野家町一ノ四五
沢多野乾一

印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日捺印

立會人

小川浩

印

高橋

(R)

DD 2143 (訂正表)

(昭和十九年四月一日)
重慶市中書局發行
(訂正表) 第一一四三號

辯護例書類第二一四三號
「中國ノ命運」成立ニ関スル證明書中訂正表

第三行目「原本」ノ下ニ「一九四四年一月一日昭和十九年一月一日中華民國
三十三年一月一日重慶正中書局發行中國語原」ヲ加フ

高橋

DD 2143 (訂正表)

辯護例書類第二一四三号
「中國ノ命運」成立ニ関スル證明書中訂正表

第三行目「原本」ノ下ニ「一九四四年一昭和十九年一中華民國
三十三年一月一日重慶正中書局發行中國語原」ヲ加フ

裏面白紙

(WD)

Def. Doc. #1979 Exh. No

自分僕我因ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

供述者 岡田芳政

レターボックス (200)
5/25 200
(200 5/25)

替 供 述 書

荒木貞夫 其他
對 亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

一高橋

(WD)

Def. Doc. #1979 Exh. No

78 高尾

自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ裏ヨリ宣書ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 其他

宣書供進書

供進者 岡田芳政

裏面白紙

一、私（岡田芳政）ハ終戦時日本陸軍大佐アリマシタ

私ハ現在杉並區馬橋二丁目一九〇番地ニ居住シテ居リマス

二、私ハ昭和十四年十月カラ昭和十八年六月迄支那派遣軍總司令部參謀ヲ勤メ情報ノ業務ヲ擔當シテ居リマシタ

三、スチュワード氏ヲ通スル和平工作

昭和十六年一月當時北京ニアリシ張燕卿ヨリ板垣總參謀長ニ對シ北京燕京大學總長ニ「スチュワード」博士ガ面談シ度シトノ意向ヲ傳ヘ來リマシタ

板垣總參謀長ハ作戦ノタメ會見ニ赴キ得マセンデシタノテ私ニ對シヤ日事變ヲ速カニ解決シ度キ日本側ノ熱意ヲ傳ヘ中國ニ遣附派キス博士ノ意見ヲ聞ケト命令サレマシタ

私ハ二月初旬上海ニ赴キ板垣總參謀長ノ代理トシテ「パークホテル」デス博士トオ目ニカ、リ通譯附キテ二時間バカリ話シシタト記憶シテ居リマス

會談ノ内容ニ就テハ詳細記憶ニナイガ日本側ニ中日事變解決ノ熱意カアルナラバ、ス博士トシテハ米國ガ調停役ヲ買フヨウニ大統領ニ話シヲシヤウト云フコトデ別レマシタ

其ノ後ス博士ヨリ米國國務省ニ對シ右趣旨ノ電報ヲ發セラレタト聞キ
 マシタ。此ノ米國側ノ講停云々ハ總參謀長トシテモカツテ陸軍大臣タ
 リシ關係上中央ノ意圖ニ合フ事ダカラ非常ニ熱意ヲ示サレ私ニ報告ノ
 タメ上京セヨト命セラレマシタ
 私ハ上京シテ參謀本部陸軍省ニ報告シタガ日本政府ノ方デモ「アメリ
 カ」トノ交渉ヲ難メタト云フコトデ此ノ話ハ立派トナリ、ス博士ニモ
 何等ノ連絡ヲシマセンデシタ
 四 閣員山比ヲ選スル御平工作
 板垣大將ガ陸軍大臣時代英佩孚ニ對スル工作ヲ進メタノハ成ルヘク速
 カニ中日ノ和平ヲ促進スル意圖デアツテ北支各地ニ和平促進會ヲ設
 置シ全支民衆ニ呼ビ掛ケマシタ。コノ反響ハ山西省ノ閻錫山氏ニ波及
 シ閻ハ山西省民ノ和平要求ノ空氣ニ應ヘ熱心ニ日支和平ヲ唱道シ始メ
 連絡者ヲ當時山西ニ駐屯シテイタ日本軍第一參謀長田中隆吉少將ノ許
 ニ派遣シテ來マシタ
 一九四〇年田中少將ハ之ヲ總司令部ニ報告シテ來マシタ。板垣總參謀
 長ハ熱心ニ之ヲ支持シ屢々幕僚ヲ派遣シテ之ガ局地和平ニ習マラズ
 全面和平ニ及ボス如ク工作スル様北支軍ニ指示ヲ與ヘマシタ。
 此ノ工作ハ後任總參謀長宮大將時代ニ結果ヲ見達ニ閻錫山ト第一軍司
 令官トノ會見ニ成功シマシタガ之レハ實ニ板垣大將時代ニ植エ付ケタ
 ル要因ニヨルモノデアリマス

裏面白紙

五 香港ヲ中心トスル重慶ニ對スル和平工作
 此工作ハ一九四〇年ノ春ヨリ夏ニカケテ行ハレタモノテ當時香港駐在
 武官チアツタ鈴木卓彌中佐ガ重慶側ノ主トシテ宋士文ノ意向ヲ代表セ
 リ得ル加藤氏末弟宋士傑ト密カキ人物（官方ハ信用セリ）トノ間ニ
 日支和平ヲ策シ總軍並ニ大本營モ亦之レヲ是認シタノミテナク、大本
 營ハ課長白井大佐ヲ派遣シテ支那派遣軍ノ行フ右工作ニ強力ナル支援
 ヲ與ヘマシタ。右香港ノ第一段工作ニ於テ基本問題ヲ討議（停戰撤兵
 滿洲國問題等）シタ上日支兩方ヨリ相當ノ人物ヲ派遣シテ最後の決定
 ヲナス段階迄發展シマシタ。之レガ爲右會見場ヲ當時支那軍ノ第一線
 テアツタ長沙トシ支那派遣軍ヨリハ板垣總參謀長ヲ派遣スル事トシ日
 支兩軍ノ戰線整理飛行場準備等運具的ニ策定一部之レガ實行ニ移リ
 マシタガ、最后ノ段階ニ於テ中國側ヨリノ申出ニヨリ中止トナリマシ
 タ。

裏面白紙

157

158

Def. Doc. 41979

誓フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ違ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

誓

書

署名捺印

岡

田

芳

政

裏面白紙

Def. Doc. #1979

同日於同所

飯 登 淳 吉

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

供 述 者 岡 田 芳 政

昭和二十二年（一九四七年）七月二十九日 於東京

裏面白紙

Def. Doc. # 1963

EXHIBIT # _____

高橋

自分儀我口ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ
爲ツタル上ノ如ク供述致スマス

22-10-1 (10)
1963年10月1日
高橋 貞夫 (被告)

供述者 西尾 壽造
一 供述者

荒木 貞夫 其他

計

亞米利加合衆口 其他

極東口 陸軍 警察 裁判所

Def. Doc. # 1963

EXHIBIT # _____

高橋

爲自分儀我口ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ
ツタル上ノ加ク供達致シマス

經東京口縣家守裁判所

亞米利加合衆國 其他

計

荒木貞夫 其他

宣誓供達書

供達者 西尾壽造

裏面白紙

一、私西原壽造ハ元陸軍大將ヲ現在巢鴨拘置所ニ收容セラレアリ

二、私ハ昭和十四年九月支那派遣軍總司令部ノ編成セラレ、ニ方リ其總司令官ニ任命セラレ總參謀長板垣中將ト共ニ九月三十日南京ニ到着シ在支ノ全陸軍部隊ハ十月一日ヲ以テ總司令部ノ指揮下ニ入りタリ但シ廣東方面ニ在リシ南支軍ハ昭和十五年夏ノ頃總司令部ノ指揮下ヲ辭シ大本營直轄トナレリ、昭和十六年三月上旬私ハ軍事參謀官ニ轉任セラレ畑大將ト交代シテ東京ニ歸還シタリ

三、支那派遣軍ハ我が占據地域ヲ確保安定シ敵ノ戦力ヲ撃碎スル爲各方面ニ反復實施セラレタル支那軍ノ反攻企圖ヲ撃破シ執拗ナル進軍ヲ妨害スルニ努ムルト共ニ中口側ノ南京政府組織ニ所與ノ援助ヲ與ヘ又吾國側ト連絡シ我が真意ヲ傳フルニ努メ南京、重慶ノ合流ヲ期待セ速ニ事變ヲ解決センコトヲ圖レリ。然レニ南京、重慶ノ合流ハ速ニ實現ノ見込ナク長期持久ノ態勢ニ於テ施策スベキ情勢ニ立到リタル爲昭和十五年秋以降ハ更ニ我が占據地域ノ安定ヲ強化スルニ努力ヲ加ヘ、南京政府ノ實力向上政治滲透ニ協力スルコトトナリタリ。

裏面白紙

同南京政府即チ汪兆銘氏ヲ首班トスル國民政府ノ成立ニ關シテハ當時我が占據
 地域ニ成立シアリシ各地ノ中口側政權ヲ汪兆銘氏ノ下ニ統一スルコトニ助力
 シ又口談新關係ノ調整ヲ準備スル爲影佐少將ヲシテ中口側委員ト稱意ナキ協
 議諒解ヲ遂ゲシメタリ本協定ハ近衛聲明ノ趣旨ニ準據シ中央部ノ意圖ニ基キ
 テ行ハレ昭和十四年末意見ノ一致ヲ見タリ。斯クシテ昭和十五年三月南京政
 府成立ノ運びトナリ阿部大使ノ派遣アリ、日華基本條約ノ交渉締結ハ日華双
 方委員ノ間ニ協議諒解セル所ニ基キ阿部大使ト南京政府トノ間ニ於テ行ハレ
 タリ

五、重慶側トノ連絡ハ南京政府ノ成立前後ノ頃ヨリ香港ニ於テ鈴木中佐ニ依リテ
 行ハレ日支ノ和平提議ニ關シ屢次意見ノ交換ヲ行ヒタリ、本連絡ニ就テハ汪
 兆銘側トモ連絡シ檢討スル所アリ汪兆銘氏ハ重慶側ニシテ若シ飽クマデ汪氏
 ヲ排斥スル場合ニハ自ら隱退シテ重慶ヲ迎フルニ吝ナラザルノ決意ヲモ衷明
 シタリ、本連絡ハ昭和十五年八月頃マデ繼續シタルモ重慶側ガ南京トノ合流
 ニ關シテ拒否ノ態度ヲ固持シ且最後の合談ノ實行ヲ回避シタル爲爾後重慶ト
 ノ連絡ハ杜絶スルニ至リタリ

裏面白紙

六右ノ如ク派遣軍ハ専斷ノ和平解決、口華ノ提携ニ最大ノ努力ヲ拂ヒタルガ
特ニ板垣總參謀長ハ口支ノ固ニ恒久的親和提携ノ基礎ヲ確立センコトヲ念
願シ公明ナル態度ヲ以テ之ガ處理ニアタリ不眠不休渾身ノ努力ヲ捧ゲタリ
私ガ板垣將軍ト相知ルニ至リシハ私ガ口東軍參謀長タリントキ即チ昭和十
年ノ初板垣將軍ガ口東軍參謀副長トナリ共ニ勤務スルコトトナリシ以來ノ
コトナリ板垣將軍ハ至誠温厚ニシテ寛容ノ徳ニ富ミ寧ニ慮スルコト公明一
點ノ私心ナキ人ナリ、私ガ口東軍及支那派遣軍ニ在任中將軍ガ至誠努力ヲ
盡シテ私ヲ輔佐セラレタルコトニ就テハ深ク感銘ニ堪ヘザル所ナリ。

以上

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月一日 於 東京

供 送 者 西 尾 壽 造

右ハ營立合人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 合 人 阪 埜 淳 吉

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺謬セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

署名捺印

西

尾

壽

造

裏面白紙

三 3306
Def. Doc. #1970

右署名捺印ハ當立會人ノ西前ニ於テ之ヲ爲シタルモノナルニトテ證明ス
同日於同所

立會人 阪 莖 淳 吉

第一復員局文書課長
美 山 要 茂

昭和十五年(一九四〇年)七月五日發令ノ「南方方面軍ヲ支那派遣軍ノ
戰闘序列ヨリ脱スル等」ノ奉勅令原本ハ大本營陸軍部(參謀本部)ニ保
管セラレアリタル處ニ於テ之ヲ遺失シ現存シアラサルコトヲ證明ス
日 於東京

證 明 書

2
女
信

E 3306
Def. Doc. 1970

手
稿

證
明
書

昭和十五年（一九四〇年）七月五日發令ノ「南方方面軍ヲ支那派遣軍ノ
戰闘序列ヨリ取スル等」ノ奉勅令原本ハ大本營陸軍部（參謀本部）ニ保
管セラレアリタル處陸軍ノ際之ヲ焼却シ現存シアラサルコトヲ證明ス
昭和二十二年五月五日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 要 蔵

右署名捺印ハ當立會人ノ西前ニ於テ之ヲ爲シタルモノナルニトヲ證明ス
同日 於 同 所

立會人 阪 莖 淳 吉

裏
面
白
紙

Def. Doc. NO1977

EXHIBIT # 3306A

高橋

次ノ如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上

24-10-7 (22)
一ノニ
(被疑者目録)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓 供述 書

供述者 澤田 茂

Def. Doc. NO1977

EXHIBIT # 3306A

高橋

次ノ如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 澤田 茂

裏面白紙

- 一、私ハ（澤田 茂）ハ終戦時陸軍中將デ目下梟鴨拘留所ニ居リマス。
- 私ハ一九三九年（昭和十四年）十月ヨリ一九四〇年（昭和十五年）十一月迄、参謀次長ノ職ヲ勤メマシタ、
- 二、私ノ参謀次長在職中大本營ハ一九四〇年（昭和十五年）七月五日南支方面軍ヲ支那派遣軍總司令官ノ隷下ヨリ脱セシメ其ノ兵力ヲ大本營ノ直轄ト致シマシタ。
- 三、右ノ事實ハ私ガ参謀次長トシテ處理シマシタノデ知悉シテ居ルノデアリマス。

裏面白紙

Def. Doo, NO1977

右ハ營立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

昭和二十二年（一九四七年）八月四日 於東京

供 証 者 澤 田 茂

同 日 於 東京

立 合 人 山 田 半 蔵

裏面白紙

Dof. Doc. NO1977

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザル
コトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印

澤

田

茂

裏
面
白
紙

高橋

2001-10-7 (3a)
荒木貞夫
(本館に在る)

極東国際軍事裁判所

亞木利加合衆國 其他

封

荒木貞夫 其他

送者

供送者 井原潤次郎

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供送致シマス

高橋

極東國際軍事裁判所

亞木利加合衆國 其他

封

荒木 貞夫 其他

証人 供証者

供証者 井原 潤次郎

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供証致シマス

裏面白紙

一、私ハ一九四二年七月九日カラ一九四五年二月十日マテ朝鮮軍參謀長、
二月十一日カラ終戦マテ第十七方面軍參謀長兼朝鮮軍管區參謀長テアリ
マシタ。

供 述 書

井 原 潤 次 郎

終戦時ノ私ノ階級ハ陸軍中將テアリマシタ。

二、私ハ目下佐賀市赤松町二十七番地ニ居住シテ居リマス。

私カ朝鮮軍參謀長ニ着任シタトキハ既ニ俘虜約一千名ヲ朝鮮ニ收容スルコトカ決定セラレ
ルコトカ決定セラレテ俘虜約一千名ヲ朝鮮ニ收容スルコトカ決定セラレ

テ俘虜收容所ノ職員モ着任シテ編成ヲ完了シテ俘虜ノ到着ヲ待チツツ收
容所建物ノ新設、改造並ニ俘虜取扱ニ關スル準備ニ着手シテ居リマシタ

三、俘虜收容所ノ本所ハ京城府龍山町ノ朝鮮軍司令部ノ西北方約五百米ノ
地點ニアル煉瓦造四階建ノ既設建物ヲ利用シテ生活居住ニ適スル如ク改

造ト附属設備ヲシタモノテアリマシテ朝鮮人家屋モ他ト比較シテ疎散テ
アリ周圍モ整カテアリ人通りモ少ク管理ニ便利ナ健康ニ適シタトコロニ

選定セラレマシタ。

仁世川分所ハ海岸ニ近イ民衆ノ少イ高嶽ナ地ニアリ健康ニモ管理ニモ便
利ナトコロニ新設セラレマシタ。

裏面白紙

興南分道所ハ興南ニアル日本窒素工場ノ西方ノ丘上テ高燥ナ土地ニ特
別ニ設備シタモノテアリマシテ管理及ヒ健康ニ適シ且勞務ニ便利ナル如
ク選定セラレタモノテアリマス。

四、俘虜選ハ動モスレバラツクノ外ノ人ニ近接ヲ求メテ情報ヲ集メタリ
不潔ナ食料ヲ購買スル等ノコトガアリテアリマスカラ之ヲ管理上良ク
無イ事柄カラ俘虜選ヲ守ル爲ニモ民家ノ稠密ナ場所ヲ避ケルコトニ勉メ
タモノテアリマス。

朝鮮人ニ宣傳シタリ俘虜ニ侮辱ヲ興ヘル企圖ニ依ツテ選定セラレタモ
ノハ一ヶ所モアリマセン。

俘虜ノ就勞スル場所モ市中ノ築基ナ所ヤ往來ノ多イ道路ノ近傍ヲ選ケ
俘虜選カナルヘク人目ニカカラナイテ回クコトノ出來ル郊外又ハ郊外近
クニ仕事場ヲ選定シ其場所力遠イ距離ニアルトキハ自動車テ運ンテ步行
ヲサセテカツタナト凡ソ宣傳トハ極遠イ寧ろ反對方向ノ俘虜選ノ名譽ヲ
保護シテヤルコトニ勉メマシタ。

五、法廷證一九七五號一英人俘虜收容ニ伴フ一般民衆ノ反響ニ提出ノ件ニ
ヨル報告ハ朝鮮内惑兵隊、各地ノ兵隊部、停直場司令部、兵站部隊ノ恒
例定期ノ報告書及ヒ朝鮮總督府、各務局ノ通報等ヲ到着シタノヲ參謀部ニ
於テ取攝メ之ヲ參考ノ爲メニ匯草百ニ提出シタ。恒例的情報々告ノ一ツテ

裏面白紙

アリマス。前記部本部既ノ報告ハ耳カ命令シテ集メダモノヲモ又勿論陸軍省カラ指示又ハ要求サレテ集メタモノテモアリマセヌ。參謀長カラ陸軍次官宛トナツテオトルコトハ重要度ニ於テ第二次的ナ文書ヤ電報ハ參謀長、次官ヲ受信者トスル陸軍ノ習慣ニ從ツタモノテアリマス。

六、本報告ハ公表サレタモノテハアリマセン。

六、俘虜ノ取扱等ニ關スル朝鮮軍諸規定、指示等ハ俘虜收容取扱ニ關スル規則、其他中央ヨリ交付セラレタル訓示、指示及俘虜管理部ニ於ケル俘虜收容所ノ設ニ於テ同部長官其他ノ説明等ニ基キ朝鮮ノ事情ニ適スル如ク勅令兼定シタモノテアリマス。

七、俘虜ノ處置ハ俘虜法ニ基キ行ヒマシタ。

七、俘虜ノ勤務ヲ陸軍大臣ニ申請スルニ當ツテハ收容所及ヒ軍ニ於テ検討ヲ加ヘ法規ニ悖ツタリ人道ニ反シタリシナイノミナラス軍機ヲ保護シ秘密ヲ確保スルコトモ十分ニ考慮セラレタノテアリマシテ直接作戦行動ニ關係アル勤務ニハ同與セシメマセンテシタ。

八、板垣軍司令官ハ兵人俘虜ニ對シテ南方ノ暑イトコロニ慣レタ身体ヲ寒冷テ生活條件ノ違フ朝鮮へ來ルタメニ健康ヲ害スルコトヲ心配シ且又四十余日長イ間ノ航海ニ依リ病人モ出來一役ニ不健康ニナツテオトルコトヲ想シテ之カ恢復ト一役ノ健康保持ニハ特ニ部下ニ注意ヲ與ヘ、バラツクノ

裏面白紙

位置ヲ設備ニモ其ノ點ニ付キ特別ノ注意ヲ拂フヘキコトヲ要求シマシタ。
 其上私(參謀長)ニバラツクノ下檢分ヲサセル外坂垣將軍自身參謀ト副
 官ヲ帶同シテバラツクニ至リ運物施設ノ内外ヲ檢査シテ收容所長ト建造
 擔任ノ經理部職員ニ注意ヲ與ヘマシタ。
 坂垣將軍ハ屢々俘虜ノ取扱ニツキ私ト相談サレ俘虜ノ食料、被服、病氣
 治療等ニ關シ指示ヲ與ヘラレマシタ。
 例ヘバ食料ニ關シテハ日本兵ト同様ノ榮養價値ヲ與ヘルト同時ニ彼等
 ノ嗜好ヲ考慮シテ其レニ適スルモノヲ多量ニ與ヘルトカ原料ノ儘ヲ與ヘ
 俘虜自身ニ好ム様ニ調理サス様指示シマシタ。
 病氣治療ノ場合ニハ俘虜ノ草齒ニモ立會セ治療ニツキ意見ヲキキマシ
 タ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月十一日 於東京都

供 送 者 井 原 潤 次 郎

右ハ當立曾人ノ西前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 言 人 安 部 明

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ駭秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

署名捺印
井原潤次郎

裏面白紙

Def, Doc# 2638

MIYAGAKI
EXHIBIT # 3308

20-10-7 (5)
赤十字会
(松本赤十字会)

高橋

PA2
より抜萃

赤十字会委員代表バラグイチニ
朝鮮俘虜收容所（京城及仁川）及抑留者收容所視察報告

証なる寫であることを證明す

昭和二十二年九月二十二日

赤十字会局長官代表 飯田 行 雄

Def, Doc# 2638

11A6AK1
EXHIBIT # 3308

高橋

PA2
より
抜萃

赤十字国際委員会代表バラヴィチニ
朝鮮俘虜收容所（京城及仁川）及抑留者收容所脱逃報告

本書は當局保管書類の正確なる寫であることを證明す

昭和二十二年九月二十二日

俘虜情報局長官代印
田行

裏面白紙

居普通合符一五五號

昭和十八年二月廿五日

伴房情報局長官殿

朝鮮收容所視察報告譯文送付ノ件

在本邦赤十字國際委員會代表「バラヴィチニ」ガ客年十二月在「ジユネー乙」同委員會宛發電セル朝鮮伴房收容所（京城及仁川）及抑留者收容所視察報告ノ寫ヲ入手セルニ付別添ノ通譯文作成御參考迄ニ茲ニ送付ス

本信送付先

陸軍 海軍 内務 大東亞 各次官

伴房情報局長官 日本赤十字社長

外務大臣

裏面白紙

在「ジュネーブ」赤十字国際委員會宛一九四二年十二月二十六日附在奉邦赤十字国際委員會代表發電報譯文（原文俄語）

（京城及仁川俘虜收容所並光州御留者收容所視察報告）

第二〇七號

一、京城收容所本部

宛名 朝鮮京城俘虜收容所

訪問 月 日

一九四二年十二月十八日

收容所開設月日

一九四二年九月二十五日

收容人員

四三三名 收容能力 五〇〇名

現在收容者內譯

英人三六六名 濠洲人六七名 內士官五九名

前收容地

昭南 最高五八歳 最少一九歳 平均二八歳

年 齡

（京城及仁川兩收容所ノ平均）

訪問前一〇〇名奉天ニ移送セラレ一一名死亡セリ
京城（人口二百二十萬）ノ西南地區粘土質砂地ノ乾燥地、海へ三十米高木ア
ル山ニテ圃レタル健康地 北風ヲ受ケス
板舞ヲ以テ圃ル面積五一八四平方米、建物二九二〇平方米、内一九四四平方
米ハ四階建煉瓦造リノ醫院紙工場ニシテ俘虜ヲ宿泊セシム、寢屋ハ三三六八

裏面白紙

逆收容ス

通風及日光充分ナリ
曇ヲ散ク、夜具(毛布?)五枚 枕 枕覆
電氣ニテ照明ス

鐵製「ストープ」ヲ備フ朝夕之ヲ焚ク、訪問ノ際温度十六度、共同洗面所アリ
リ木製水槽ヲ備フ水道アリ、別棟ニ五人入ノ大風呂アリ

普通ノ日本式厨二十四アリ、別ノ場所ニテ汲ミ取ル
其ノ他排水管アリ

水ノ飲用ニ適シ良質ナリ

料理人トシテ本邸ノ伴員五名アリ

食糧 一日分 米三七八瓦 一三七九瓦 裸麥一一九瓦 「パン」二八一瓦 肉

三五瓦 一三八瓦、鮮魚二七瓦 一六〇瓦 鹽三瓦 一七瓦 野菜類六〇瓦

小麥粉一九瓦 一六瓦 豆「スープ」六六瓦 一七八瓦 醬油一五瓦 一三五瓦

砂糖七瓦 一瓦 油一五瓦 一七瓦 「トマトソース」二瓦

「カロリ」三二五 一三三八三

平均体重六一斤 前月ニ比シ雨收容所ニ於ケル体重ノ平均増加四〇八瓦

同被少二一〇瓦

消毒 煙草 化粧品 僅少

煙草 石鹼 「ハンカチ」手拭 齒ブラシ 齒磨粉 刀 紙 鉛筆若干

裏面白紙

訪問外出ナシ 七時起床 二十一時消燈

指揮官トノ關係及風紀良

希望事項 家族ノ消息 下着ノ入手 酒保増配

二仁川收容所支那宛名 仁川俘虜收容所

訪問日 一九四二年十二月十九日

開設日 一九四二年九月二十五日

收容人員 四八二名 收容能力六〇〇名

現在收容者内訳 英人四六二名 臺灣人一八名 「カナダ」人一 葡葡人一

前收容地 昭南島

京城ノ西南三五軒仁川（人口十萬）港ヘノ道路ニ添ヒ海岸ヨリ五米ノ健康地

最高溫度二五度 最低溫度零下四度、平均一一度京城ヨリ一度高シ降雨量最

高二七七、最低二〇、年雨量一〇三一、湿度最高八五、最低六五、平均七二

全面積 一六〇九〇平方米建物八二七七内併用六三五

一九四一年建設陸軍標準型廢舎五棟、^{（西）}亞式煉瓦「ストープ」五人向洗面場

水道ノ備アリ

裏面白紙

裏面白紙

ハ無代給與セラルルモノアリ
衣類ハ主トシテ熱帯用ノモノヲ持參セルカ日本政府ハ服、冬下着、靴下、靴
ヲ補充給與セリ 下着不足ス コノ點ハ日本留守部隊モ同様ナリ

日本軍醫一名伴診軍醫三名常勤ス 重病者ハ陸軍病院へ送ラル 隔離室、病
室藥局治療室ハ何レモ良好

「チフテリア」三 急性腸炎七 感冒一 胸氣一 「マラリア」一 急性氣
管支炎二 直腸膿瘍一 「アミイバ赤痢」一 犬腿骨膿瘍一 篤排膿炎三 具

常皮膚硬結一 骨膜炎一 齒ノ病五 輕症ノ傷三 患者合計三〇名内三召入
院 十一名病室 九名休養 八名運動ヲナシツツアリ入浴一週二回

運動場九〇〇平方米「ハンドボール」ヲ遊ブ
英書ノ小圖書室アリ 指揮官ヨリノ日刊英字新聞ヲ備フ

Doc, Doc, 238

日曜禮拜アリ牧師ハ伴診隊附信
金庫ハ指揮官ノ承諾ヲ得テ時若銀行ニ預金ス
勞役ハ浴場ノ掃除ニ任カシ開墾、道路ノ改修、運搬 荷造ニ從事ス 一日勞
銀一〇圓乃至三七圓
手紙ハ一年ヲ過シ士官六通 下士官四、五通 兵三通トス來信ナシ

裏面白紙

日本軍醫一名、伴軍醫二名常駐
地所ノ四分ノ一ハ運動場トシ其ノ一部ハ野菜園トス「チフテリア」一八
計患者五八名内二七名病室 二六名休養 五名勞働シツアリ
士官ハ兵ヨリ現在以上ニ隔離モラルルコトヲ希望ス兩者ノ共同生活ハ規律ヲ
害ス

各農齒科醫ハ齒科器械ノ入手ヲ欲ス
此ノ他詳細ハ京城收容所本部ト同様ナリ

三 非戰鬥員抑留收容所宛名光州
訪問月日 一九四二年十二月二十日

開設月日 大戦開始直後

米人技師一 和蘭人牧師一 加奈陀人宣教師四

年給三一才一四八才

中央太田停車場ノ西三十五軒人口一万ノ朝鮮人村附近小山ノ上
運物ハ米人宣教師館煉瓦建二階家日當良風通シ良樹木アル山ニ臨レ土地肥沃

氣候良

新式暖房器

各寢室ニ電燈二 料理ヲナシ「パン」モ焼ク 庭ニ野菜園アリ食糧ハ十分

ナリ買物許可セラル。但シ三名ハ金無シ
 衣一十分ナリ
 通信制限ナシ「ラジヲ」ハ進テ設ケラルヘシ
 全員健康良 隣ハ病院
 五時起床二十二時就寝祈禱及禮拜日六時間尙勉強ノ時間アル様望ミ居ルモ
 他ノ要求無シ 圖書新聞アリ
 官意ノ待遇及官意トノ關係頗ル良
 官意ハ極メテ感念ニシテ扶助ヲ爲シツツアリ

バラザイチニ

裏面白紙

E 3309
Dof Doo 2639

レターボックス
3/24 午後 下
(郵便局 田村)

高橋

VAI7
より
接奉

本件は郵便物の正しいものであることを証明す

昭和二十二年九月二十二日

郵便局長官代理 仁田 行雄 ○

原委員合注日代表マックスベスタロッチ
誤内容

1

E 3309
Dof Doo 42639

高橋

VAI7
より
抜萃

萬國赤十字社日本委員会 日本代表マックスベスタロッチ
氏 貴任し代表合議内容

本等は貴合議内容の正しきものであることを証明す

昭和二十二年九月二十二日

厚生情報局長官代 仁田 行雄 ○

I

裏面白紙

萬國赤十字社日赤委員會議日代表マックスベスタロツチ
氏對件處代表會議內容

場所

日時

出席者

朝鮮併合救済所事務所

昭和十八年十一月十五日十一時

赤十字代表 マックスベスタロツチ氏

エリントン中佐 (ローヤル家二大隊長)

カーデュー中佐 (ベリグ大尉 サリバン大尉)

その他 達田軍部部長 吉田軍務部長 佐々木大尉

小川憲兵中尉 小田通海官 本所員一員

第一分所長 外所員一員

(自己紹介後)

ベスタロツチ氏

エリントン中佐

エリントン中佐

昨日ハ赤十字代表トシテ「バラウイチーニイ」氏ガ當地
ヲ訪問サレタガ本年ハ自分ガ察々救済所ニ歸シ二、三
質問スルカラ早速ニ答ヘテ欲シイ第一答ニ赤十字社ヨリ
救済品ヤ救済品ヲ受領シタカ
然リ、大體ノ救済品ヲ受イテ有ルヲ今日迄一人當六個ノ

裏面白紙

裏面白紙

惣物品ヲ買フタ

ベスタロツジ氏

品アリヤ
無シ、然シ被植品ノ價額ガマダ有ル

エリントン中佐

（野口所長ヨリ慰問品及被植品ニ對スル説明アリ）

ベスタロツジ氏

新到ガ被植品ニ到達シテ居ルノデ二、三ヶ月以内ニハ當地
ヘモ來ル事ト思フ「クリスマス」ニハ其一期デモ片イカ
ラ例カ送リタイト思ツテ居レ

被植品トシテ何か欲シイモノハ無イカ即チ藥學ビターミ
ン衣ヲト云ツタ方面ニ？

エリントン中佐

第一番ニ食糧ガ欲シイ次ニ温キ衣

ベスタロツジ氏

日本軍カラ衣類ハ支給サレルノテハナイカ
普シノ衣類ハ支給サレルガ毛織防風服チヨツキ及頭布ヘ

エリントン中佐

（靴子）等ガ欲シイ、十名乃至十二名ノモノハ前補ノ頭布
（靴子）ヲ持タナイ毛織首巻モ欲シイ、鏡ハ充分デアル

ベスタロツジ氏

（野口所長ヨリ説明アリ）
室内用スリッパモ欲シイ
娯樂ニシテハ

エリントン中佐

主ニ精神的方面ノ娯樂ガ欲シイ即チ教育的又ハ學術的ノ

裏面白紙

兵衛ナリ、日本人ハ非常ニ親切デ色々ノ書籍ヲ見マシテ
兵衛ニ是ニ基督教青年會カラ寄ルノ書籍ヲ貸與サレテ居ル
カ主ニ小説類ナノテ出來持レバ前述ノ株ノ學術方面ノ
書籍ガ欲シイ、勿レバ金ハ自分持テ置シ、幸長秋ハカ
一デユー一中佐ヲ主任トシテ將校長國ヲ經營シタガ大成功
デアツタ、然シ冬期ハ出來ナイノデ將校用トシテ大工道兵
ガ欲シイ、如何ナル道具ニテモ宜シ

ヘスタロツジ氏
エリントン中佐

眞ノ他ニ
下士官兵ニ對シテハ基督教青年會ヨリ「トランプ」ノ寄
附ヲ受ケタカモウ使イ古シニナツ、將校ハ購買ヲ許可セ
ラレテ居ル

ベスタロツジ氏
エリントン中佐

自便ノ状況如何
英國政府ハ大方金銀口ヨリ寄附ヲ受取ツタ、妻子ヨリ
受僱ニ養シナカッタモノハ特別ノ配應ニ預リ手紙ヲ認メ
サセラレタガ一同感謝シテ居ル。印度及澳洲カラノ手紙
ハ未タ來ナイ

ベスタロツジ氏
エリントン中佐

最近交際給ガハツタノデ大量ノ郵便ガ來テ居ル事ト思
フ、特ニ印度ヤ澳洲カラモ來テ居ルノデハナイコト思フ
當收容所ニ「フイリツ」ブスト云フ澳洲赤十字會ガ居

ベスタロツジ氏

ベーク大尉
ベスタロツジ氏
エリントン中佐

山口所長

ルガ彼ハ自分ノ資格（地位）ニ就テ相當心算シテ居ルガ
 彼ニ對シテ何トカ補助員イノダガ
 彼ノ事ハ自分モ以前同イタガアルガ今自分ハ例モ異格
 同ノ事ハ申上ケラレナイ、自分ノ知ツテ居ル事ハ彼ハ
 大尉ノ階級ヲ實テ居ルソウダガ、ソウダトスルト彼ハ一
 人ト見做サレルノデアル
 ソレハ平時乃至戦中テ俘虜、ナレハ又別デアル
 兎ニ角東京ニ出ツテカラ再歸土ノ上通知スル事ニシヤウ
 次ニ當收容所ニ於ケル一時的狀況如何
 彼退ヲ受ケテ居ル、オ世辭ヲ云フノテナク時口所長ハ
 我俘虜ノ事ニ固シ常ニ慰問シテ置キ且至公正ナ方デ
 アル我我ニ對シ出來ル丈ノ事ハシテ置イテ居ル事於全
 ハ所長ハヲ意致シテ居ル
 次ニ「クリスマス」ニ於當所ヨリ各地ニ派遣セラレタ俘
 虜ニ對シテ禮的行事ヲヤツテ置キ度イト思フ
 朝鮮ニ居ル者ハ收容所ニ於テ夫々ノ行事ヲサセル心算ダ
 内地へ移管サレタ者ニ就テハ予ハ私管スル事ハ出來ナイ
 ガ多分同ジ様ニ行事ガアル事ト思フ

裏面白紙

カーデー中佐

ベスタロツジ氏

軍口所長

當收容所ニハ五十才以上ノ將校ガ二名居ル自分トゲルダ
ド大尉デアアル是等ノモノニ對シ好氣ヲ生テ貯蓄ニ良
好ナル等別ノ收容所ニ移管スル計出タルヤ否ヤ
具體的説明ハ出來ナイガ自分ノ知ツテ居ル處テハナイト
思フ、然シ東京シテカラハ上知スル
醫所テハ之等ノ若ニ對シテハ毛布ヲ加シテ寒ヲノ保
ヲ加ヘテ居ル

巡察中
ノ
話
内容

ベスタロツジ氏
實下ノ事ニ就テハ同イタガ若シ自分ガ出來ルコトデアツ
タラ其時ハオ知ラセスル

フイリツブス

有難ウ、自分等ハ復サレテ居ルガ若シ本國ヘトシテ實
ヘル事ナラシクオ願シ度イ

ベスタロツジ氏

尙如伺

フイリツブス

至長、然シ本國カラ手紙ガ來ナイノテ心配シテ居ル
其ノ中ニハ必ス來ルト思フ

裏面白紙

マスタロツジ
 フォーセット大尉 自分モ手紙ノ事ニ就テ一審心配シテ居ル
 ベスタコツジ氏 クリス마스迄ニハ必ズ来ルト思フカラ心配シナイ也
 フォーセット大尉 有様ウ

裏面白紙

高橋

居普通第 二九四號

昭和二十年六月二十一日

留民關係事務室

給

木

公

使

外務省
印

昭和二十年六月二十一日
留民關係事務室
給
木
公
使

朝鮮及滿天俘虜收容所視察報告送付ノ件
赤十字國際委員會駐日代表ガ客年十一月及十二月訪問セル左記俘虜收容所
視察報告ハ訪問者其ノ後病氣中ナリシ返テ以テ延引シ居リタル處ニ之ガ
提出アリ今該譯文出來セルニ付別紙送付ス

記

收容所名
朝鮮俘虜收容所
朝鮮俘虜分遣所
同 第一支所
奉天俘虜收容所

訪問日
昭一九、一、二九
(訪問 七、一、三〇)
昭一九、一、一、三〇
昭一九、一、二、六

高橋

居普通第二九四號

昭和二十年六月二十一日

外務省在荷國居留民關係事務室

給 木 公

使

外務省
印

俘虜情報局長官

朝鮮及奉天俘虜收容所視察報告送付ノ件
赤十字國聯委員會駐日代表ガ客年十一月及十三月訪問セル左記俘虜收容所
視察報告ハ訪問者其ノ後病氣中ナリシ邊ヲ以テ延引シ居リタル處ニ之ガ
提出アリ今茲譯文出來セルニ付別紙送付ス

記

收容所名
朝鮮俘虜收容所
朝鮮俘虜分遣所
同 第一支所
奉天俘虜收容所

訪 問 日
昭一九、一、二九
（訪 問 セズ）
昭一九、一、三〇
昭一九、一、二、六

裏面白紙

裏面白紙

駐日赤十字国際委員会代表ノ朝鮮俘虜收容所第一支所視察報告
 朝鮮俘虜收容所第一支所 一九四四年十二月三十日
 「アングスト」ニ於テ第三回目ノ訪問 收容力 五百名
 所長「岡崎コウジユウロウ」中佐 現在員左ノ通

英 國 人	四 五	下 士	二 七	九 一
泰 洲 人	一	兵	二	九
總 計	四 六		二 九	一 〇 〇

(内七名京城刑務所收容中)

DEF DOO#2640

姓名全部俘虜情報局ヨリ通達 年齢最高六十歳最低二十二歳平均三十五歳
 俘虜舎四 治療所一 便所六 (洗濯所附) 廁所二 浴場 大丁丁場一
 貯蔵所一 酒保及貯蔵所一 警備隊兵舎一 計十七ノ建物アリ
 照明充分電灯アリ大ナル室ハ「ベイチカ」小ナル室ハ石炭「ストーヴ」ニ
 テ暖房セラル第一舎ハ二十二名收容其氣味八八四立方米第二舎ハ七十
 八名收容其氣味一一七三立方米換氣排水良好 塵芥掃除ハ一週二回施行
 防凍機アリ收容力三五〇名 通器二名 日本式便所三四小便所八 浴用釜
 八 洗面器四五水栓八

一日一人當り定額「グラム」中等 小麦粉一五 大豆粉三 精麥燕麥（米ヲ混入セルモノ）將校ニハ八七其他ニハ九四 大豆三〇 牛肉又ハ豚肉二〇 鯨魚又ハ冷凍魚五〇 乾魚五 鶏卵ハ患者及虛弱者ニ對シ必要ニ應ジ給與セラル午乳又同量 豆乳二〇〇 大豆油一〇 野菜五〇〇 乾燥野菜一〇〇 馬鈴薯一三八 林檎ハ十月以降將校ニハ一週三個其他ニハ二個 季節ニヨリ其他ノ果實ヲモ給與セラル 菓子ハ時々給與 「カレー」粉胡椒唐辛 油 「ソイス」洋計一三 綠茶五 紅茶ハ將校二二 補食ハ外部ニテ勞働スル隊員ニハ米九〇、燕麥三〇 收容所内ニテ勞働スル隊員ニハ米六〇麥二〇 「カロリー」平均三二〇〇 訪問營口ノ隊立 朝食豆腐汁三五 大根一五〇 馬鈴薯一〇〇 外ニ米一五〇 燕麥四二 糞食 肉ト野菜（内ニ醬油三〇チ含ム「マーガリン」一〇 鹽一〇 大根一〇〇 砂糖一〇 粉一〇 馬鈴薯一〇 肉一〇 外ニ鹽一〇 夕食魚 野菜及豆腐三五 大豆油 三〇 小麦粉三〇 馬鈴薯一〇〇 大根一〇〇 冷凍平目二二五 外ニ米及燕麥 大豆十一個 陸軍科現人六名アリ 陸軍局員 日本人將校一名 營兵三名 海軍兵三名 向ニシテ日常リ良シ 收容力二〇名 收容力七名ノ隔離病室ヲ含ム 設備完 全ナリトイフ。但シ又光線ナキヲ以テ必要患者ハ地方病院ニ收容セラル、小 手術外科設備アリ消毒器三個アリ 診察ハ毎日 齒科醫ノ診察ハ收容所本部 附ノ日本人齒科醫ニヨリ約一週一回アリ 患者慢性心臓病一名「マラリ

裏面白紙

一名 呼吸痛及脚氣一名 脚氣三名 喘息一名、急性氣管支炎性喘息
 一名計八名内七名ハ收容所 治療所一名ハ俘虜宿泊所ニアリ外ニ治療中ナ
 ルモ勞働シツツアル者ニ風邪二名 脚氣及胃炎三名 脚氣及風邪三名計八
 名アリ 類痘一九四三年五月及一九四四年四月施行「ジフテリア」預防注
 射一年一回赤痢「チブス」「バラチブス」預防注射一九四三年及一九四四
 年「コレラ」預防注射 一九四三年ニ施行 入所當時ノ最高七九、最低
 五〇、五 平均六一、三最近ノ最高一九四四年十一月二十日現在最高七九、
 最低五〇、五 平均六三、七七 死亡者四名皆兵人ナリ内「アミーバ」菌 赤
 痢一名「コレラ」菌一名「チブス」菌一名 肋膜炎一名ナリ 給料日將校二十五日 其他
 ノ兵毎十日目 所持ヲ許サル全額將校五〇團士官及下士二十團 其他
 ノ兵ハ十團銀行預金一九四四年九月末日現在將校四八、九三三團〇二其他
 三〇九五團四九 休日二及第四日曜日及祭日將校四十六名中約四十名其
 他ノ兵五十四名中三十四名勞働ヲ爲ス 酒保ハ火曜木曜ヲ除キ午前午後計
 六時間開カル
 運動場一、二五〇平方米 賽口場外ニアルモノ四八六〇米 内ニアルモ
 ノ二九一六平方米 坂二個 兎二十三疋 倉庫計數中 白山丸倉米
 四赤十字食料小包六九〇個測差セリ 一九四四年四月法王島ヨリ一〇八團
 四十餘受領セリ

裏面白紙

規則違反ノ爲懲罰ニ付セラレシモノ九件ハ特外ニテ勞勳中食糧ヲ購入シタル
コト、食糧ト時計ト交換セント企圖シタルコト、勞働除ヲ欲シ酒場ニテ飲酒
シタルコト、收容當局ノ保護好意ヲ蒙ヘズシテ要求ノミヲ強硬シタルコト等
本電ニ記述ナキ點ハ既報以來變化ナキモノ或ハ別電朝鮮救急會報告参照アリ
タシ

所長立會ノ下ニ「ウイリアムジョンホロハン」少佐「マクギルブレ」大尉「
ガ」デ「ホー」司令部駐下士ト會見セリ
英人「ホロハン」少佐收容所官意ニ對シ謝意ヲ表セリ前同代表訪問ノ際謝意
ヲ表セサリシヲ謝セリ 待遇良好ニテ所長ハ俘虜ニ對シ恩ユル考ヒテ捕ヒ俘
虜又彼ヲ父トシテ仰ギ居レリ特外ニ藥四子遣ラレタルコト殊ニ特亞丸送付ノ
際藥被服等ニ對シ感謝シ居レリ尤モ彼等ハ僅ニ二十五組ナリシカ日本軍ノ給
與品ヲ積給シ得大イニ役立チタリ 收容所ノ圖書室ハ過去十八箇月間ヨリ維
持セラル 一九四四年十一月二十七日「ナホドカ」部由米糧赤十字會糧小包
到着シ一九四五年四月マデ一月一人當リ一個支給ヲ受ケタリ
日本軍ヨリ被服石燈及手拭ヲ受領セリ 被服狀昨年中ハ極シテ良好ナリシ
モ各自ノ着替ニ各々夏ノ下着靴下浴用タオル（手拭ノミ支給セラル）
洗濯用石燈剃刀型鏡剃用刷毛鹽「ココア」砂糖其他專問言語學文學書籍針

裏面白紙

DEF DOC#2640

物用毛織ヲ要求シ居レリ 過去數ヶ月間ニ通信狀懸改良セラレタリ 個人類小
包ヲ以テ迎ス 諸君ヲ受取シテ喜ビ居ル者アリ 俘虜ノ給與現狀ヲ云知シタシ
收容所ノ規律土氣 元々頗ル良シ 脚氣患者四名アルモ昨年來健康狀懸大ニ
改良セラレタリ 一證ニ待遇良好ナルヲ認ム

裏面白紙

P48

より
抜萃

赤十字国際委員会駐日代表、朝鮮及奉天俘虜收容所視察報告

本報告は當局保管書類の正確なる寫であることを證明す

昭和二十二年九月二十二日

俘虜情報局長官 代理 飯田 行 雄 ○

裏面白紙

E 33 //
Der Dos 2040

Hand No

自分も我園ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノリ
供進シマス。

Y. N. ...
二ノ入 ...
一ノ入 ...

述發

供進者 山 微 夫

經 東 國 際 宣 講 所
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他
對
荒 木 貞 夫 其 他

E 3311

Doc No 2040

Doc No

自分も我々ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノシリ
供進シマス。

宣 告 供 進 書

供 進 者 山 根 夫

亞 東 國 際 宣 告 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對 荒 木 貞 夫 其 他

裏 面 白 紙

裏面白紙

一 私ハ一九四五年一月二十九日ヨリ終戦マデ七方面官ノ第一等(主トシ
テ作戦監督)ニ任ゼアリマシタ
私ハ終戦時ニ少佐デアリマシテ現在ハ千葉市小中區守事務局内ニ在
ンデ居リマス

二 第七方面軍司令官ハ一九四五年四月二十一日マデ土肥師団ニ大將デソレ
以テ終戦マデハ被征西師団大將デアリマシタ

三 飯塚大將ノ方面軍司令官ニ任ゼラレ四月七日デアリマシタガ任ニ日数ヲ要
シ終戦引退ハ四月二十一日デアツタト記憶シマス

四 第七方面軍司令官ノ指揮下ニアツタ部隊ハ大塚左ノ部デアリマシタ

五 第十六軍
第二十五軍
第二十九軍

六 第三十七軍ハ一九四五年五月二十日零時以テ

直轄部隊
第四六師団
陸南防衛隊

獨立混成旅団二十六旅団
獨立歩兵旅団十三旅団

設立工兵部西十三隊
其ノ他ノ非戦山小部隊

右各軍ノ防衛地域ハ大體左ノ如クアリマシタ

第十六軍 ジヤワ

第二十五軍 スマトラ

第二十九軍 馬來半島

第三十七軍 ボルネオ

直轄部隊 シンガポール島ハ一九四五年六月頃以テシンガポ
ル諸島(含ム)

尚方面軍ノ防衛地域内ニ設ケル部隊及兵隊ガ區分サレテ所々ガ
コレ等ハ南方軍司令官ノ直轄下ニシテノ其方面軍司令官
ノ指揮ヲ受ケルニナツテ居リマシタ

四 陸軍部隊モ同様にテアリマシタ

陸軍部隊ニ係アル部隊ノ指揮ハ左ノ如クナツテ居リマシタ
陸軍部隊ノ所屬ハ南方軍司令官ノ直轄下ニテアツテ一定ノ事項ニ付キ其ノ指
揮ヲ所在地軍司令官(一)方面軍直轄地域ニ在リテハ方面軍司令官(二)命
セテレテイマシタ
軍司令官指揮ノ範圍ハ規定ニ基クテ諸給具品ノ補給、醫備等テアリマシ

裏面白紙

裏面白紙

五 俘虜管理ノ方式ハ内地ノ俘虜管理及南方總軍ヲ規定サレテ居リ軍司令官ガ之ヲ變更スルコトハ出来マセンデシタ。

五 俘虜ヲ労働ニ使用スルノハ次ノ通りニ行ハレマシタ。
A 俘虜ヲ労働ニ使用スルコトハ俘虜ノ労働規則、俘虜派遣規則等ヲ許サレタ。英國テ實施サレ、ソノ實施ニ方ツテハ俘虜ノ状態、差出能力ニツキ

B 俘虜收養所長ニ意見ヲ役シ實情ニ合ウ如ク行ハレマシタ。
C シンガポールテ俘虜ガ工場ニ使用サレタガソレハ健康若デアリ直接交

六 一九四五年四月頃以後ノ南方交通状況及ビシンガポール附近ノ食糧事情
ハ要左ノ通りデアリマシタ
A 内地、シンガポール間ノ交通

海上交通ハ全く絶シ少數人員ガ飛行機ヲ往復シタニシギス内地カラ
B シンガポール、南方各地間ノ交通

シタノデアツタト記憶シテ居リマス六月頃カラ船航モ全ク行動シ
 得ナクナツタノデジャワカラ大袋一ランデインクボート一中隊ハ
 約二〇隻ヲ用シタカガ終極區前ソノ先頭ガボンチヤナツクニ到着シ
 タ状況ヲ殆ンド達達效果ハアリマセンデシタ。ボルネオ側ニアツタ
 船航ハ全無故障デシンガポールマデ來タモノハアリマセンデシタ。
 右ノ船十隻派デアツタカラボルネオヲ向貨物ノ大船ガシンガポール
 ニ積置シマシタ。

f シンガポール 郵印同
 船航デ米倉運ヲ行ツタガ故障ト段ノ妨害多ク貨積八月一、〇〇〇
 屯位ニシギマセンデシタ。

g シンガポール 郵印同
 ジヤンクトト運ヲ併用シテ主トシテ米倉運ヲ行ツタガ右ト同ニ行
 事上ラス月三、〇〇〇屯位デアリマシタ。

h シンガポール 郵印同
 西四年十月頃ヨリ海上天候ハ社運シテ居リマシタ。船運ハ不
 多ク運送ハ皆無ニ近イ状況デアリマシタ。

i シンガポール 郵印同
 江、六月頃二回三、回貨物船口ヲ送ラレタガ都合宜ノ故障ヲ受ケ殆

裏面白紙

裏面白紙

シ、シンガポール附近ノ食糧事情
シンガポール在任ニ於テハ一月月少限廉八、〇〇ノ米ヲ
購シマシタ。然ルニ、前述ノ通り他地域カラノ食糧全輸入ガ逐次目
撃トナリ特ニ七月頃以後ハ殆ンド他地域ニ依存シ得ナイ状態デアリマ
シタガラ保有米ヲ僅ク食イテスヨウニサレ日本軍モノノ僅クモ同管ニ三
月頃カラ配給ガ定額ノ約三分ノ二トナリマシタ。

ソレデモ終戦時ノ保有米ハ軍民需合セテ僅クニ六ヶ月ニ充タナカツタ
状態デアリマス。
コレガ爲不足分ヲ現地自給ニ依リ補足スルコトニ就テは大ナク努力ガ
ケラレマシタガ元來自給能力ノ低イ土地デアルタメ補給力ニハ出来
マセンデシタ。
在任ノ時養ハ右ノ状態デ低下スルノ止ムナキニ至ツタガ是力代價ニ
支シ又、合意クテ自給シテ補足スル旨ニ指示サレマシタ。

裏面白紙

七、醫藥品モ内地カラノ運送ガ出来テクナツタノテ極力珍地ニ努メ且
餘額シタガ需密ナ貨運品ガ不足シテ居リマシタ。

同軍ガ第七方面軍司令官ノ指揮下ニ入りマシタノハ五月二十日デボルネ
一方軍ノ運送ハ運次官加エツツアリ、シンガポールトボルネオトノ
交シ（空共）ハ殆ンド皆絶望シテ居リマシタ。コレハ同地
同二十分同地ノ無線通信ガ幸ウシテ維持サレテ居リマシタ。コレハ同地
ノ燃料油ト電線ガ缺乏シテイクカシシテシンガポールカラ行クデシテ行
ツテモ無事ニ到着スルカドウカ疑問アリ到着シ得テモレリノ油ニ
取懸テアリマシタ。一日一時同地ノ通信ガ幸ウシテ三十分ニ復サ
レズ惜ミノ交シモ電線ニ切斷サレ幸ウシテ三十分ノ台車ノ運送ヲ知リ
夕暮デアリシ方ノ状況ニ至ツテハ容易ニソノ状況ヲ知リイセシテア
リマシタ。

コノ不明ナボルネオノ状況ヲ考ヘラカニスベク唯一ノ手段トシテ内陸中
佐官ヲ派遣サレタガソノ結果ハ七月七日陸上ニ於テ急電ヲテ送ニ
トラス不明ナ状況ハ急電マデ以イタノデアリマス。
又同地ノ運送ガ殆ンド出来ナカッタコトハ前ニ述ベタ事リテボルネオカ
ラハ運送ソノ他ノ貨運品ノ運送ヲ断エズシンガポールニ要求シテ來マシ

タカ五、六ツヲ送リ得タニ通ギナカツタノデアリマス。作
 彈ヲサエ送レナカツタ狀況デアルカラ阿波丸テ到着シタ
 願同品モ送ニ終マデ發送スルハ會ガナカツタノデアリ
 (コノ願同品ハ存庫ノ了ヲ得テ終ニ後シンガポールノ存
 庫ニ交付サレ
 右ノ抄ヲ交進通信狀況デアツタカラ右三十七頁ノコトニ
 テラソノ軍司令官ニ委任スルノ止ムナキ狀況デアリマシ
 行ハレタ件ノ移動モ軍方方面ノ管下ニ入ル節ニ許サレ
 テアリソノ實地狀況モワカラナカツタシ方官司令官トシ
 取ノ直接責任者デモナカツタカラ之ニ與シマセンデシタ。

裏面白紙

Doc Doc 2010

昭和二十二年（一九四七年）八月二十六日 於東京

侯 遜 君 禮 山 徴 夫

右ハ在立全入ノ西前ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

10

証 日 於 東京

立言人 佐々川 細 崎

209

210

裏面白紙

Der Deo 42040

自心ニ從ヒ候ヌヲ述ベ何事ヲモ誤惹セズ又何事ヲモ誤加セザルコトヲ

重
審
審

署名
山
夫

II

210

211

裏面白紙

E 3317

Nov. Doc 1930

3

「マライ」「ジャワ」「スマトラ」方面ヲ指揮セシメラルルコトナリ
 土肥原大將軍司令部トシテ東京ヨリ委任ス
 同時ニ予ハ第七方面軍司令附トナル（飛行機事故ノ爲右脛部骨折ニテ二
 月以來入院加療中ニシテ職務ヲ執ラズ）
 一九四四年六月末第七方面軍參謀長ヲ命セラレ七月一日ヨリ服務ス、當
 時傷未ダ治癒セズ身體ヲ以テスル活動十分ナラズ

陸軍中將 家部 橋 寛
 五拾參歳

一、經歷ノ概要
 ノ一九四三年十月末兩方軍總司令部參謀副長（作戦ニ關スル事項ヲ掌當）

内元帥（一九四二年ヨリ「シンガポール」ニ
 ラ「ニボル」ナリ
 ガポール」ニ第七方面軍司令部編成セラレ

陳述書

陸軍中將 家部 橋 寛
五拾參歳

E 3317
Nov. Doc 1930

陳述書

陸軍中將 蒙 部 橋 寛
五拾参歳

一、經歷ノ概要

一九四三年十月末南方軍總司令部参謀長(作戦ニ關スル事項ヲ掌當)

トシテ東京ヨリ「シンガポール」ニ著任ス

當時ノ南方軍總司令部ハ寺内元帥(一九四二年ヨリ「シンガポール」ニ

在リ一九四四年六月「マニラ」ニ移ル)ナリ

2 一九四四年四月新ニ「シンガポール」ニ第七方面軍司令部編成セラレ

「マライ」「ジャワ」「スマトラ」方面ヲ掌シメラルコトナリ

土肥原大將軍司令部トシテ東京ヨリ著任ス

同時ニ予ハ第七方面軍司令附トナル(飛行機事故ノ爲右脛部骨折ニテ二

月以來入院加療中ニシテ職務ヲ賦ラズ)

3 一九四四年六月末第七方面軍参謀長ヲ命セラレ七月一日ヨリ服務ス、當

時傷未ダ治癒セズ身體ヲ以テスル活動十分ナラズ

一九四五年四月土肥原大將東京ニ轉任シ板垣大將方面軍司令官ニ任セラレ明瞭ヨリ「シンガポール」ニ委任ス
予ノ職務變化ナク終戦ニ至ル

二、設問ニ對スル陳述

ノ問答ノ取扱、收容所ノ遺物ノ状況ヲ觀察スル機會アリシヤ
答一九四三年十一月頃（月日ノ記憶不確ナリ）「シンガポール」ニ「チヤンギー」ニ於ケル俘虜ノ取扱及收容所遺物ノ一部ヲ觀察セルコトアリ予ノ觀察セル遺物ハ木造「バラック」ナリシガ清潔ニシテ草花野菜等ヲ周圍ニ栽培シ環境快適ナリキ職員ノ言ニ依リ俘虜ハ食糧ニツキテハ米食ノミナル爲若干不平ナルモ必要ニ足シアリ、取扱ニツキテモ大ナル困難ナキ旨ヲ承知セリ

Doc. No. 1830

一九四四年二月負傷以後ハ歩行不自由ナリシ爲觀察ノ機會ナカリキ
何時「ビルマ」「シヤム」「マライ」ニ旅行セシヤ夫レ等ノ地ニ旅行セシトキノ任務如何
答一九四三年十二月「ビルマ」「シヤム」ニ旅行セシコトアリ任務ハラ

Doc. No. 1830

多 板垣大將ハ此等ノ方面ヲ觀察セシヤ其任務如何
答「ビルマ」「シヤム」ハ板垣大將ノ擔任地域ニアラズ從ツテ觀察セシコトモナシ

3

「ビルマ」「シヤム」「マライ」旅行ノ際ノ各地ノ指揮官名如何
「ビルマ」 方面軍司令官 川 澄 中 將（後ニ大將）
「シヤム」 第三十八軍司令官 中 村 中 將
「マライ」 第二十九軍司令官 石 黒 中 將
一九四五年四月頃（月日ノ記憶不確ナリ）「マライ」半島ノ「タイピ」上ノ連絡ヲナスニ在リキ
一九四四年十月頃（月日ノ記憶不確ナリ）「マライ」半島ノ「タイピ」及「ベナン」島方面ニ旅行セリ任務ハ第二十九軍作戦計畫ノ研究ヲナスニ在リ
一九四五年四月頃（月日ノ記憶不確ナリ）「マライ」半島ノ「タイピ」上ノ連絡ヲナスニ在リキ
一九四四年十月頃（月日ノ記憶不確ナリ）「マライ」半島ノ「タイピ」及「ベナン」島方面ニ旅行セリ任務ハ第二十九軍作戦計畫ノ研究ヲナスニ在リ

「マライ」方面ハ二回視察セシコトアリト記憶スルモ月日ノ記憶ナシ一回ハ一九四五年五月頃ト思フ目的ハ何レモ日本軍艦ノ置紀、訓練、作戦準備ノ状況ヲ視察スルニ在リキ
「シンガポール」ニ於テ一九四五年五月頃存留收容所及一般入留留所ヲ視察セシコトアリト記憶ス

5 問 板垣大將著任前ト其後ト比較シテ存留ノ取扱ハ改善セラレシヤ否ヤ
答 板垣大將ハ極メテ正義ノ人ニシテ又人道ヲ重ンズル人ナリ從ツテ存留ニ對シテハ成シ得ル限リ取扱ヲ良クスルコトニ努メ確ニ改善セラ

レタル點アリタリ之ヲ説明スレバ左ノ如シ

(1) 板垣大將著任ノ頃日本ヨリ聯合備ノ存留救恤品ヲ輸送シテ阿波丸ト云フ船カ西貢、新嘉坡及「バタビヤ」ニ來航セリ當時日本ト南方トノ航海杜絶シアリシ爲テ海陸ニ就ケリ阿波丸ハ絶對安全ナシアリシガ許可ヲ得テ乗船シテ海陸ニ就ケリ阿波丸ハ絶對安全ナリトノ聯合備ノ保證アリシニ拘ラズ南洋近海ニテ潜水艦ノ攻撃ヲ受ケ沈セラレタリ、而シテ此等乗船者(約二千数百人ト記憶ス)

ハ一人モ助命セラレシモノナシトノ意シムベキ情報著方面ニ傳ハルヤ日本人ノ一般輿論ハ非特ニ救恤品ノ如クナルニ於テハ阿波丸ノ持來リシ救恤品ヲ存留ニ分配スルコトヲ望ムベシト云フモノ多キ狀況トナレリ此時ニ於テ板垣大將著任ノ與營ニ對シ謝力ニ之ヲ蒙シ「此ノ如キハ日本武士道ノ精神ニ非ス此ノ如キ際ニ於テモ尚ホ且ツ況シテ救恤品ヲ分配スルコト正義人道ノ旨ニ添フモノナリ冷淨以テ日本武士道ノ真精神ヲ發揮スベシ」ト教ヘ速ニ救恤品ヲ分配スヘキヲ命シタリ當時ノ存留者タリシ人々ハ其ノ實行ヲ認メラレシコトヲ信ス

(2) 板垣大將ノ著任前ヨリ馬來半島崩壊ノ變毎ノ交通線途ハ空中及水中ノ攻撃ニ依リテ其ノ能力著ク低下シ「シヤム」方面ヨリノ米ノ補給ハ一九四五年一月頃ニハ所要ノ三分ノ一以下トナリ爾後逐次運搬ノ勢ニ在リキ、一方作戦計畫ノ變更ニ依リ馬來及「シンガポール」方面ノ兵力ハ逐次減縮スル狀況ニシテ糧食ノ補給ハ益々逼迫シ一面作戦準備糧食運搬ノ要求モアリテ逐次糧食ノ配給ヲ減

(ハ) 勞務ノ點ニ於テモ前記ノ如ク日本軍モ全力ヲ擧ケテ勞務ニ從事ル
 シ一般在留日本人スラ勞力奉仕ヲナシアリタルモノニシテ俘虜
 ヲ勞務ニ就カシメタルハ止ムヲ得サリシモノナリ乍併板垣大將
 著任後ノ勞務ハ主トシテ前記ノ對空防護工事ニシテ之ニ從事ス
 ルモノハ特ニ健康者ヲ選定シ監督ノ將校以下選拔者ヲ以テ之ニ
 充テ多クハ日本軍ト起居勞務ヲ共ニシ食糧モ加給品モ日本軍同
 様ニ取扱ヒシモノニシテ從來ニ比シ大ニ改善セラレタルモノカ
 リキ

(ニ) 衛生方面ニ於テモ衛生材料藥品ノ如キモ日本軍ニ保有セザリシ
 特殊品ヲ除キ苟クモ日本軍ニ保有セシモノハ請求ニ應ジテ直ニ
 補給セラレアリシモノニシテ俘虜ノ故ヲ以テ差異ヲ設ケシコト
 ナシ特ニ前記工事ニ從事シタル俘虜ハ日本軍ト同様に日本醫官
 ヲシテ診療ニ任セシメ當時何等不平ヲ聞カザリシトコロナリ
 以上ヲ以テ見ルトキハ俘虜ノ取扱特ニ食糧ニ於テハ一般狀勢上ヨリ
 見テ逐次減少ノ止ムナキ狀況ニ在リシモ日本軍モ一律ニ減少シタル

少スルノ止ムナキニ至レリ即チ日本軍ニ於テモ從來一人一日主食米
 七〇〇瓦ナリシヲ一九四五年二月ニハ六〇〇瓦ニ三月ニハ五〇〇瓦
 ニ減少セリ俘虜及抑留者定數ハ米ハ日本軍ノニ比シテ二〇〇瓦減ナ
 リシモ糯米減量ニ伴フ補足トシテ現地自活ニ依リ芋類ヲ以テ糯米換
 算七〇〇瓦迄増給ス又肉類及野菜類ハ定數ノ外地自活ニヨリ増加給
 養ヲ一般ニ許可シテ體力低下ノ防止ニ努ム

一九四五年四月以降對空防護工事ニ從事セシ俘虜ニ對シテハ板垣大
 將ハ特ニ日本軍ト同一ノ主食定數ヲ給スヘキヲ命シ更ニ糯米代用品
 トシテ玉蜀黍一〇〇瓦又ハタバコカ芋二五〇瓦ヲ増給スルノ外「コ
 ビー」砂糖「ミルク」「ジャム」「オートミル」等ノ嗜好品ヲ少量
 ナカラ増給セリ此ノ如クナリシヲ以テ俘虜ハ喜んで此等工事ニ從事
 セリ。

板垣大將ハ一九四五年五月抑留所視察時ニ於テ特ニ抑留者
 ノ食糧ヲ點檢シ可及的手段ヲ取リテ増給スヘキ旨注意セリトノコト
 ヲ開ケリ

モノニシテ止ムヲ待サリシモノナリ但シ勞務ニ從事スル者ニ對シテハ特ニ増加シ日本軍ト同一給與トシ又特ニ嗜好品ヲ増加給スル等一部ニ於テハ改善セラレタル事實アリシコトハ一ニ軍司令官板垣大將ノ人道尊重ニ基ク指導ニ依ルモノナリ

6

當時現地人ニ對スル日本軍ノ取扱ハ如何ナリシヤ

答 第七方面軍司令官土肥原大將、板垣大將ハ共ニ滿洲支部方面ニ於テ民政ニ經驗豊富ナル人々ニシテ常ニ現地ノ民衆ヲ慈育愛撫スヘキコトニ就テ部下ヲ訓諭指導セラレタリ 板垣大將ハ民衆ノ福祉増進ヲ特ニ重要視シテ施策セリ重要ナルモノ左ノ如シ

(イ)食糧政策

一九四五年四月以降終戦時迄ノ間ニ於テ食糧ハ屬來佛印、泰、「スマトラ」一「ジャワ」等各地間ニ於テ他地域ヘノ浦給ハ全ク不可能トナリ本國ヨリノ移入ハ皆無トナリ馬來「スマトラ」一「ジャワ」一「スマトラ」間ノ交通モ甚タ危険トナリ糧食ハ各地域毎ニ自給ヲ餘儀ナクセラレタリ然レトモ「シンガポール」島及「スマトラ」兩部地區ハ一級現地住民用ノ食糧ノ生

(ロ)

「シンガポール」疎開政策 戦局ノ進展ニ伴ヒ「シンガポール」ニ戦禍ノ及ブコトヲ豫想セラレシヲ以テ現住民ニ與フル被害ヲ極力防止又ハ減少スル爲任民ノ疎開ヲナスノ要ヲ認め主トシテ屬來地區ニ疎開セシムルコトトシ既ニ著手シアリシガ板垣大將著任後ハ急速ニ之ヲ推進シ著々之ヲ實行ニ移スコト、セリ當時既述ノ如ク食糧申請逼迫キル際ナリシモ疎開者ニハ三ヶ月分ノ食糧ヲ配給シ其他補助金ヲ給ヘル等民衆ノ被害防止、制限及福祉増進ニ大ニ努力セリ

(ハ)

「シンガポール」附近賑災救済対策
 被災ニ際シ民衆居住地区ニ被害アリシ際ニハ其ノ都度速ニ日本
 軍ニテ救済隊ヲ派遣救済セシメ罹災現場ノ消火、救助、療養、整
 理等ニ當ラシムルノ外軍政當局ハ罹災民ノ救恤食糧等配給ヲ行
 ヒ現地市民ノ救済ニ力ヲ用ヒ在留日本市民モ進ンテ之等ノ救済
 作業ニ率任シタリ此ノ如クナリシヲ以テ現地民衆モ大ニ感謝シ
 アリシ事實アリ

(ニ)

現地人勞務者ノ取扱 現地人勞務者ニ對スル取扱ニ關シテハ土
 肥原軍司令官ノ在任中ヨリ方面軍ノ大ニ意ヲ用ヒタルトコロニ
 シテ板垣大將著任後モ謀下軍隊ニ對シ賑々所要ノ指令ヲ與ヘ特
 ニ重要ナル建設ニ方リテハ其計畫中ニ必ス現地勞務者ノ取扱ニ
 關シ規定セシメ且ツ賑々所要ノ人員ヲ派遣シテ現場觀察指導ヲ
 ナサシムルノ外商標救済班ヲ編成援助スル等救済衛生、食糧ノ
 改善ヲ行ハシメタリ 又勞務者ノ取扱良好ナル部隊、團體ヲ表

7 同

警スル等ノ方法ニ依リ之方改善ヲ奨励促進セリ特ニ「ピンタン」
 島「アルミナ」建設及「バレンバン」石油施設關係ノ勞務者ノ
 衛生、食糧其他ノ福祉改善ニハ方面軍司令部直接之ニ指導ヲ加
 ヘテ改善ノ結果著ナルモノアリタリ

支那人又ハ支那兵（軍服ヲ着用シ又ハ便衣ヲ着用ス）ガ海賊行
 爲ヲナシ又ハ強盜ヲナシ之ヲ日本人ガナシタリト揚言シタルコト
 アリトノコトナルガ之ニ就テ知ルコトナキヤ

8 同

南海方面ニ支那人ノ海賊行爲ヲナス者アリト云フコトハ聞キシ
 コトアルモ其ノ實例ニツキ具體的事實ヲ承知セズ
 松井石根大將ヲ知レリヤ巨大大將カ南京ニテ病ノ爲ニ爾後ノ作戰
 指導ヲナシ得サリシトノコトアリシヲ聞キタルコトアリヤ
 松井大將ニハ「二度曾ヒシコトアルモ知已ト云フ程度ニアラス
 同大將カ肺病ニテ健康勝レズトノコトヲ聞キシコトアリ

西紀一九四七年二月六日

於「シンガポール」

陸軍中將 綏 部 橋 樹

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

~~2038~~
E 33/13
Def, Doc, No, 2038

ク 自分 議我 國ニ 行ハルル 方式ニ 從ヒ先ツ 別紙ノ 通り 宣書ヲ 爲シタル 上次ノ 如ク 供述 致シマス

宣書 供述 會

供述 者 齋藤 正 銳

Handwritten notes on a slip of paper, possibly a signature or date.

木 貞 對 笑 其 他

亞東 國際 軍事 裁判 所
亞米 利加 台 衆 國 其 他

高橋

3313
Def, Doc, No, 2038

Exh, No,

高橋

ク 自分 供 述 致 シ マ ス
自 分 儀 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 送 リ 宣 言 子 爲 シ タ ル 上 次 ノ 如

宣 言 供 述 書

供 述 者 齋 藤 正 銳

荒 木 貞 夫 其 他
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

亞 東 國 際 專 設 評 所

裏 面 白 紙

裏面白紙

口 供 齋 藤 正 銳

一、私ハ明治二十三年十月六日生レデス
現在ノ住所ハ千葉市千葉寺町七三番地

終戦時ノ階級ハ陸軍少將デス

二、私ハ昭和十七年（昭和十五年）八月カラ昭和十九年（一九四四年）三月
マデ爪哇ノ「バタバヤ」テ爪哇俘虜收容所長ヲ勤メ昭和十九年（一九四
四年）三月ヨリ昭和二十年八月即チ終戦マデ「シンガポール」ニ於テ馬
來俘虜收容所長ヲ勤メ尙、馬來軍拘留所（一般市民抑留）長ヲ兼勤シテ
居リマシタ。

三、私ハ終戦後千九百四十五年九月九日ヨリ「シンガポール」刑務所出所同年五月内
セラレ、昭和二十二年一月三十日「チャングー」刑務所出所同年五月内
地ニ歸還致シマシタ、俘虜又ハ一般收容人取扱問題テ自分ハ何等責任ヲ
問ハレマセンデシタ。
自分ノ部下テ高橋善平ト云フ大尉ハ昭和十七年以降終戦半年前マデ俘虜
收容所ノ符樓トシ特ニ私ノ所長時「チャングー」收容所ノ主任者トシテ
服務シテ居リマシタガ營人モ何等罪ヲ問ハレズ無事昭和二十一年ノ秋日
本ニ歸ツテ來マシタ。

裏面白紙

四、私ガ馬來俘虜收容所長ヲシテ居タ時ノ第七方面軍司令官ハ最初土肥原賢二
二大將ヲ後ニ昭和二十年四月末カラ板垣征四郎大將デシタ。
五、俘虜收容所及軍抑留所ノ直接指揮官ハ方面軍司令官デシタガ俘虜ノ全般
的管理ハ南方總軍司令官（寺内元帥）ヨリ登セラレ方面軍ヲ通ジテ受ケト
トリマシタ。

又中央（俘虜情報局）トノ關係モ密接デ私ハ昭和十七年七月及十八年十
二月ノ東京デ開カレタ俘虜收容所長會議ニ出席致シマシタ。
但シ以上ノ何人カラモ俘虜ヲ虐待セヨトカ人道ニ悖ル取扱ヲセヨナドノ
命令又ハ示唆ヲ受ケタ事ハ絕對ニアリマセン。

六、俘虜ノ取扱ヒ勞務、處罰等ハ中央カラ命令サレタ法律規定違反等ニ基キ
施行サレ特ニ別個ノ規定方針ハ實施サレマセンデシタ又右ニ違反スル行
爲ハアリマセンデシタ。

七、私ノ知ル範圍テハ勞務ハ直接作戦行動ニ關係アルモノヲ勞務トシテ課役
サレタ事ハアリマセン、勞務ニタズサワツタ俘虜ニ對シテノ給食ハ一般
軍隊ト同様日量六百瓦ハ確保サレテ居リマシタ、尙勞働時間ハ一般勞働
者ノ勞働時間ヨリ過重デアツタトハ考ヘマセン。
八、馬來方面ノ食糧事情ハ連合國軍ノ攻込ガ熾烈トナツタ頃カラ非常ニ逼迫
シテ軍民モ食糧入手ニ非常ニ困難ヲ感シ軍ノ主食配給ハ一日六百グラ

ムカラ四百グラムトナリ肉、野菜、魚等ノ副食物モ非常ニ少クナツタ、殊ニシンゴボールハ取前ヨリ食糧ハ輸入ノ一途ヲ遮ツテ居タノデ其状態甚ダシク軍ノ指導テ自給自足ヲ熱心ニ試ミソノ不足ヲ補ツテ居リマシタガ俘虜ニ對スル食糧ノ低下ハ眞ニ止ムヲ得ザルトコロデアリマシタ、ソレテモ彼等ノ食糧ノ定量ハ日本兵ノソレト大差アリマセンデシタ。

最悪ノ場合定量主食三百グラムト記憶シアリ
特ニ終戦ニ近クニツレテ悪化シマシタ
丸醫療ヲ拒ンダ事ハアリマセン、又故意ニ手當設薬ヲ拒絶シタ例モアリマ

セン、
十、終戦後一青年將校ガ俘虜ニ對シ暴行ヲ働カントセルコトヲ聞キ込マレタ際板垣大將ハ態々同人ヲ自室ニ呼ビ諄々トソノ不可ナルヲ説得シ暴行ヲ

未然ニ防ガレタコトガアルトイフコトヲ聞キコングダコトガアリマス。

十一、板垣大將ハ私ガ俘虜收容所長及ビ拘留所長トシテノ任務遂行ニツキ各

事項ニ關スル申出ヲナシタル際狀況ノ許ス範圍ニ於テ十分ナル援助ヲ與ヘラレ彼等ノ管理上悪影響ヲ來サシメタルコトガアリマセンデシタ。

昭和二十二年（一九四七年）

月 日 於

供 進 者 齋 藤 正 銳

右ハ背立ヨリ人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 言 人

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ違ベ何事ヲモ隠秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

誓

署名捺印

齊

藤

正

説

裏面白紙

E 3314
Dor. Doc. 2512

高橋

22-10-7 (11/13)
高橋 貞夫
(投函 10-10-10)

東京國際貿易裁判所

日本

利加合衆國 其他

不 貞 夫 其 他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 上 杉 源 之

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ
爲シタル上六ノ如ク供述致シマス

E3314
Def. Doc. 2512

EXH, NO,

高橋

爲シタル上ノ如ク供進致シマス
自分僑國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ副紙ノ通り宣旨ヲ

供進者上杉源之

宜香供進者

荒木貞夫其他

亞米利加合衆國其他

經京國際宣旨發所

裏面白紙

上野 謙之 供述書

一 私 は 元 陸 軍 少 佐 で 現 在 の 住 所 は 福 岡 市 馬 屋 谷 六 八 番 地 で す 。

一 九 四 五 年 三 月 一 日 よ り 終 戦 迄 第 七 方 面 軍 兵 務 交 通 参 謀 で 終 戦 後 一 九 四 六 年 七 月 迄 「 シ ン ガ ポ ー ル 」 日 本 軍 渉 外 部 長 と し て 英 軍 と の 連 絡 に 任 じ ま し た

第 七 方 面 軍 司 令 官 は 一 九 四 五 年 四 月 二 十 二 日 よ り 終 戦 迄 坂 垣 征 四 郎 大 将 で あ り ま し た 。

二 私 は 終 戦 後 陸 軍 参 謀 一 五 一 四 A 班 を 見 ま し た 。

一 九 四 五 年 (昭 和 二 十 年) 六 月 頃 第 七 方 面 軍 管 理 下 に あ る 「 ウ ト ラ ム 」 略 測 務 所 へ 方 面 軍 司 令 部 に 連 絡 な し て 「 シ ン ガ ポ ー ル 」 日 本 第 三 航 空 軍 が 連 合 軍 航 空 兵 停 滯 を 同 測 務 所 へ 預 け 其 の 後 同 第 三 航 空 軍 青 年 將 校 が 測 務 所 で 引 出 し 居 測 し た と 云 ふ こ と を 私 は 終 戦 後 「 シ ン ガ ポ ー ル 」 渉 外 部 長 の 時 に 聞 き ま し た 。

右 連 合 軍 航 空 兵 は 「 ス マ ト ラ 」 「 バ レ ン バ ン 」 を 空 襲 し た も の で 「 バ レ ン バ ン 」 の 日 本 第 九 飛 行 師 団 が 捕 獲 し て 右 第 三 航 空 軍 に 送 っ た も の で あ り ま す 。

右 連 合 軍 航 空 兵 を 測 務 所 捕 獲 し た 日 本 第 三 航 空 軍 参 謀 部 青 年 將 校 は 終 戦 後 自 決 し 當 時 の 高 級 参 謀 で あ っ た 佐 藤 大 佐 も 青 年 將 校 指 導 の 責 任 を 感

裏面白紙

じ自決致しました。

三 第三航空軍は南方艦隊の直轄で板垣大將が司令官である第七方面軍とは對等の地位にあり従て第七方面軍は第三航空軍に對しては地上戦國が起つた場合、地上戦國を指揮する以外には何等指揮はありませんでした。

四 板垣大將が第七方面軍司令官在任中に前記航空兵問題以外に管轄其他がウトラム略刑務所に於て非法的に處刑された事は全然ありません。

五 私は檢察側證據香煙一六一四號を見ました。「アングダマン」島「ボトフレアール」に於て一九四五年八月頃海軍軍人より同島住民が泡の小島に移住を強行せられ多数死亡した事件を修戦後「シンガポール」渉外部長の時其の檢察に關與した辯護士から報告を受け承知しました。右は「アングダマン」島の海軍地区に起きました事件で日本海軍第十二根拠地隊司令官原海軍中將以下八名の海軍軍人が其の責任者として罪を問はれ「シンガポール」に於て處刑されました。

「アングダマン」島は海軍軍政施行区域に關しては海軍は全然關與することが出来ませんでした。板垣大將が海軍部隊に對し有して居た責任は地上戦國が起つた場合この地上戦國に關し海軍部隊を併せ指揮することだけでありました。

裏面白紙

Doc. No. 2512

Eih, No.

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコト
ヲ證明シマス

同日於東京

立會人 佐々川 知治

昭和二十二年（一九四七年）九月四日 於東京

洪達看 上 杉 源 之

裏面白紙

Doc, Doc, #2512

Exh, No,

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ隠秘セス又何事ヲモ附加
セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印
上
杉
源
之

裏
面
白
紙

Def Doc 2523

Exh NO

22-10-7 (11)
(1) 代理人 須賀 貞夫
(2) 代理人 須賀 貞夫
(3) 代理人 須賀 貞夫

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 述 者

供 述 者 石 黒 貞 藏

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

草稿

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 石 黒 貞 藏

自分儀我國ニ行ヘル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

石黒貞敏口供書

一 私ハ元陸軍中將テ現在ノ住居ハ東京段北多摩郡久留米村大字落合
 四二三番地デス
 二 私ハ昭和十九年(一九四四)一月十七日附新編第二十九軍司令官
 ヲ拜命一月下旬昭南ニ於テ軍司令部ヲ編成南方總軍ノ直轄トシテ
 馬來「タイピン」ニ軍司令部ヲ置イテ馬來ノ防衛ニ任シマシタ。
 間モナク第七方面軍カ編成サレ同軍司令官ノ隷下ニ入り終戦ニ至
 リマシタ。坂垣征四郎大將ハ昭和二十年四月末カラ終戦迄テ同軍
 ノ軍司令官デシタ。
 三 アンダマン、ニコバル諸島ハ海軍ノ防衛スル所デ若干ノ陸軍部隊
 カ其ノ海軍指揮官ノ指揮下ニアリマシタ。此ノ陸軍部隊ハ第二十
 九軍内ノ部隊デアリマスガ軍司令部トシテハ人事教育及補給ヲ擔
 任スルノミデアリマシタ。然ルニ情勢逼迫シタ昭和二十年(一九
 四五)二月五日附「アンダマン」及ビ「ニコバル」島地上ノ防衛
 ノ指揮權ハ陸軍ニ轉移サレマシテ之ニ伴ヒ第七方面軍ニ次テ第二
 十九軍ノ司令官ノ指揮ニ入ッタノデアリマシタ。
 四 右指揮轉移以前カラ「アンダマン」ニ「ニコバル」諸島ハ既ニ屢々
 聯合軍ノ攻撃ヲ受ケ此ノ諸島ト馬來トノ交通通信ハ殆ト遮断サレ
 孤立状態ニアリマシタガ其後益々遮断状態トナリ補給ハ殆ト行レ

裏面白紙

五
 其後海軍カ最後ノ艦船ヲ以テ補給ヲ決行シマシタガ聯合軍ノ機
 動部隊ニ擊沈破サレテ目的ハ達成セナカッタデアリマス。又昭
 和十九年（一九四四年）三月附ヲ以テ諸島ニ編入サレタ一部ノ陸
 軍部隊ハ一年タツテモ遂ニ送ルコトガ出來ス諸島カラ馬來ニ來テ
 居タ數百名ノ將兵ヲ歸ラスコトモ出來ス馬來ノ部隊ニ又編入替ヲ
 スルヨリ外ハナカッタデアリマス。航空機ニヨル連絡及輸送モ
 航空機カ太平洋及其他ノ方面ニ始ト全力轉用サレテ航空機ヲ使用
 スルコトカ出來ス軍參謀長及參謀ハ一年タツテモ遂ニ「アンダマ
 ン」ニコバル島ヲ監視シ得ズ通信ハ無電ガアリマシタガ電池
 ノ補充カ思フ様ニ行ハレス通信ハ極度ニ制限サレ最モ重要ナ事ヲ
 極メテ簡單ニ通信スル外ハアリマセンデシタ。
 斯クシテ「アンダマン」ニ「ニコバル」諸島ハ事實上各島々ノ指揮
 官ガ恰モ敵ニ包圍セラレタ第一線部隊ノ指揮官ノ如ク一切ヲ獨斷
 專行スルヨリ外東ガナカッタデアリマス。
 五 檢察側證據番號一六二〇IA號ヲ見マシタ。一九四五年（昭和二
 十年）七月頃「ニコバル」島指揮官ヨリ「土民中夜敵機動部隊ニ
 信號彈ヲ以テ通信スルモノアルヲ確認ス」セントス誠ニ遺憾ニ堪
 へス「ト云フ様ナ意味ノ電報及ビ「」後若干日後ニ通信者首魁數
 名ヲ逮捕セリト云フ様ナ意味ノ電報ヲ受タ事ヲ覺ヘテ居マス。

裏面白紙

私ハ終戦後管ツテ自分ノ部下デアリ「ニコバル」島ノ最高指揮官
 ダツタ。齊少將ガ右ニ關聯シタ事件ヲ責ヲ問ハレ處刑サレタ事ヲ「
 シンガポール」ニ關キマシタ。大竹上陸復員シタノデアリマシテ
 六
 本件ニ關シテハ査問モ受ケマセンデシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月二十八日 於東京

供 述 者 石 黒 貞 藏

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立 會 人 佐 々 川 知 治

裏面白紙

DD # 2523

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ滅秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印

石
黒
貞
毅

5

裏
面
白
紙

253

239

D e f D o C 2615

Bkh. No 3315

高橋

次ノ如ク供進致シマス

自分... 方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上

Handwritten notes on a slip of paper, including "10-1 (124)" and "10-1 (124)" repeated.

供進者 高山彦一

荒木貞夫 其他

荒木貞夫 其他

運算... 算... 算...

書牘

逓取調給事等發判行

荒米利加合衆國 其他

變

荒米 賣 夫 其他

宣 醫 供 遞 書

供 遞 者 高 山 彦 一

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタル上
次ノ如ク供遞致シマス

地カラ之ヲラノウ附近ノ雲地ニ移ス命令ヲ下シマシタ
 ハ一九四五年一月末ト五月上旬トノ二回ノ命令ヨリ
 タラノウ附近ハ當時比較的安全デアリ且食糧自給ガ出
 アツタカラデアリマス
 一九四五年五月頃ハ適合軍制編成ノためトナリ北
 部ボルネオヨリ
 印マライ等ノ各地ニ駐スル海上艦隊ハ全然撤退シ
 又第三十七軍司令部ハ一九四五年五月上旬「ゼツ
 リ「サボン」ニ移動シマシタ。軍司令部ト外地トノ
 「ケニンゴ」ニ飛行場ヲ設テ居リマシタガ同飛行場ハ
 部位置ト連絡ニ約一日ヲ要シ又電報ガアリマシタガ
 ニナツテ居ル様子ナシデシタ。
 第七方面軍トノ連絡ハ甚ラ無線電信ヲ利用シテ居
 モゼツセルトシヨリ移動シタバカリナノテ甚々故
 及電報不足ノ爲ニ連絡時間ニ大ナル制限ヲ加ヘザ
 在ツテ連絡ハ極メテ不完全ヲ感スル要ノ連絡ノミ
 之モ屢々稀薄スル状況デシタ、終戦頃ニ到リマシ
 一層悪化シテ居リマシタ。

一 私ハ一九四四年九月カラ終戦時マデ北ボルネオニ於ケル第三十七軍司令部アリマシタ
 終戦時ニ於ケル私ノ階級ハ陸軍大佐デアリマシタ
 二 終戦時ニ於ケル私ノ階級ハ陸軍大佐デアリマシタ
 三 北ボルネオノ俘虜收容所ハ南方總司令部ニあり第三十七軍司令部ハ南方總司令部ノ命令及其ノ規定スル所ニ基キ俘虜ニ對スル給養、防衛（警備）、防犯、地上戦闘）等ニ就テ一定ノ機関ニ於テテ所要ノ措置ヲ收容所長ニ命令スル權限ヲ與ヘラレテキタガ俘虜ノ管理ニハ干渉スルコトハ出来ナカッタデアリマス
 四 第三十七軍司令部ハ一九四五年一月頃南方總司令部カラ當時ボルネオ東北部ニ在ッタ軍主力ヲボルネオ西海岸ニ移動スル際ニ命令ヲ受ケマシタ
 五 之ニ基キ第三十七軍司令部ハボルネオ東海岸ニ配置サレテキタ軍主力ヲ西海岸ニ移動スル命令ヲ出シ實行セシメマシタ 又同時ニサンダガン附近ニアリマシタ聯合側軍俘虜ハ同地附近ガ暴撃ヲ蒙ツテ危険ナルト且食糧事情切迫シテ居ッタノニ極ミ防衛上ノ見

供 送 一 高山 藤 一

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤務セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣 誓 書

署名捺印 高 山 彦 一

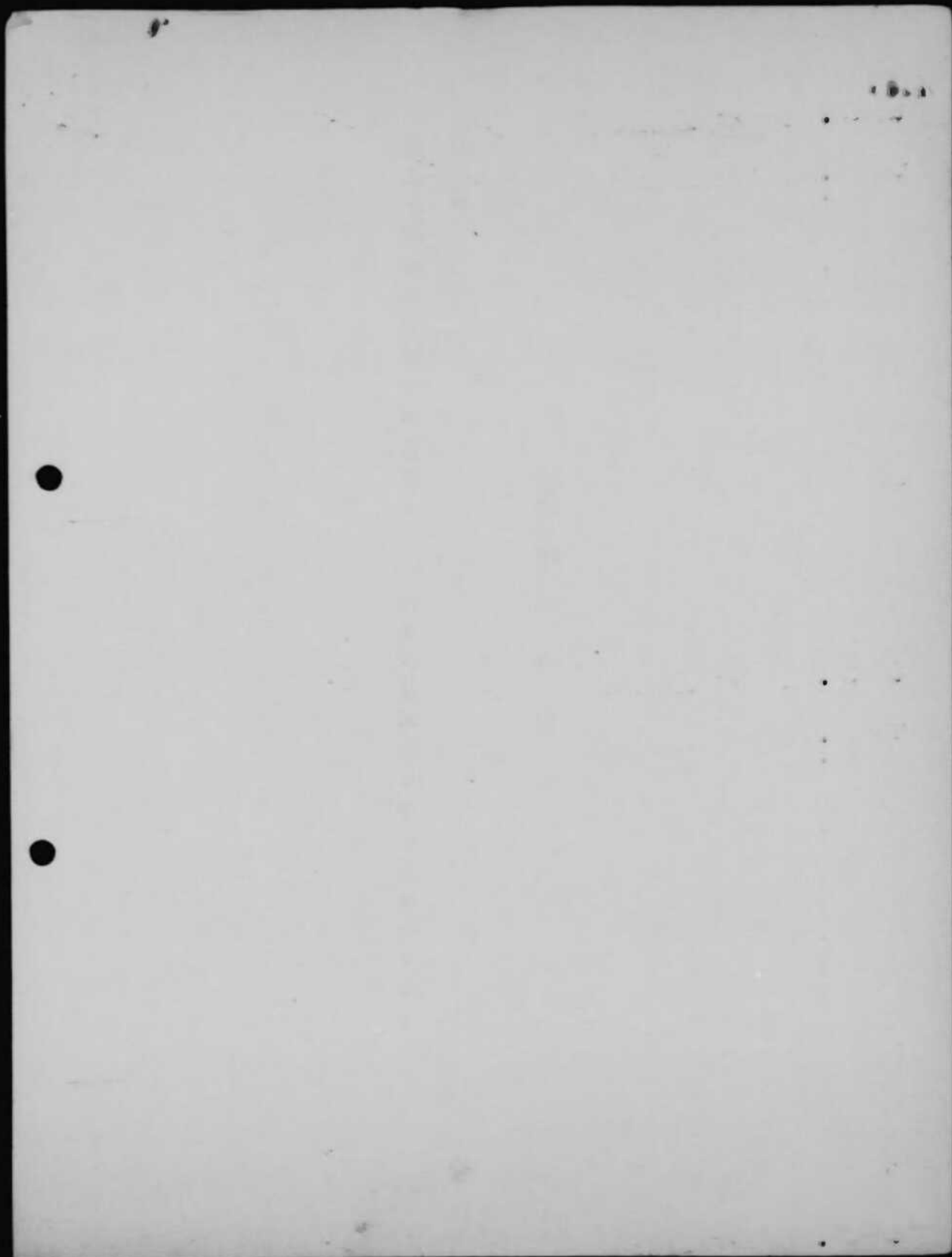
右ハ誓立會人ノ面請ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 佐々川 知 治

供達者 高 山 彦 一

昭和二十二年（一九四七年）九月二十二日 於東京



no. 60

Def Doc No. 2057

Doc. No. 101988

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り官誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

官誓供述書

供述者 高山彦一

22-10-9 (10)
1047 藤文 988
(1047 10-10-9)

木貞夫 其他

對

利加合衆國 其他

極東國際軍事裁判所

22
官誓

no. 60

28

高橋

Def Doc No. 2037

... 101088

次ノ如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り官審ヲ爲シタル上

官審供述書
供述者 高山彦一

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國 其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

1944, Dec 4, 1947 960

供 述 者

高 山 彦 一 子

一、私ハ一九四四年九月カラ終戦時マデ北ボルネオニ於ケル第三十七軍參謀デアリマシタ

終戦時ニ於ケル私ノ階級ハ陸軍大佐デアリマシタ
私ハ目下群馬縣前橋市南曲輪町八九ニ居住致シテ居リマス

二、第三十七軍ガ南方總軍ノ直轄カラ第七方面軍ノ指揮下ニ移サレタノハ一九四五年五月末頃デアリマシタ

三、北ボルネオノ俘虜收容所ハ前記指揮權ノ移動ニ關ハラズ南方總軍直轄トナツテ居リ第三十七軍ノ管理下ニナカッタ俘虜收容所長ハ南方總軍ノ直接指揮ヲ受ケテ俘虜ノ管理ニ當ツテキタノデアリマス

第三十七軍司令官ハ南方總軍司令官ノ規定スル所ニ基キ定メラレタル範圍ニ於ケル給養ヲ擔任セシメラレ又防衛ノ任務ニ關聯シ必要ノ場合警備防空等ニ就テ所要ノ措置ヲ俘虜收容所長ニ命令スル權限ヲ與ヘラレテキタガ收容所ノ管理、俘虜ノ取扱等ニハ干渉スルコトハ出来ナカッタノデ

裏面白紙

アリマス

四、第三十七軍司令官ハ一九四五年一月頃南方總軍司令官カラ當時ホルネオ東北部ニ在ツタ軍主力ヲボルネオ西海岸ニ移動スル様ニ命令ヲ受ケマシタ

之ニ基キ第三十七軍司令官ハホルネオ東海岸ニ配置サレテキタ軍主力ヲ西海岸ニ移動スル命令ヲ出シ實行セシメマシタ又同時ニサンダガン附近ニアリマシタ連合側軍俘虜ハ同地附近ガ爆撃ヲ蒙ツテ急險ナルト且食糧事情切迫シテ居ツタノニ鑑ミ防衛上ノ見地カラ之ヲラナウ附近ノ盆地ニ移ス命令ヲ下シマシタ俘虜ノ移動ハ一九四五年二月ト五月ノ二回ニ分ケテ實施サレマシタラナウ附近ハ當時比較的安全デアリ且食糧自給ガ出來ル地方デアツタカラデアリマス

五、一九四五年五月頃ハ連合軍側爆撃熾烈トナリ北部ホルネオヨリ佛印マライ等ノ各地ニ對スル海上連絡ハ全然朴絶シ飛行機ニ依ル連絡モ極メテ困難ナル狀況ニ在リマシタ

裏面白紙

又第三十七軍司令部ト外地トノ飛行機連絡ハ「ケニシゴ」飛行場
 ヲ使用シテ居リマシタガ同飛行場ハ軍司令部位置ト連絡ニ約一日ヲ要
 シ又電話ガアリマシタガ之モ屢々不通ニテツテ居ル様ナ狀況デシタ
 第七方面軍トノ連絡ハ専ラ無線電信ヲ利用シテ居リマシタガ之モゼ
 ツセルトシヨリ移動シタバカリナノデ屢々故障ヲ生シ且燃料及電池不
 足ノ爲通信時間ニ大ナル制限ヲ加ヘザルヲ得ザル狀況ニ在ツテ連絡ハ
 極メテ不完全テ極緊要ノ連絡ノミニ止メテキマシタ之モ屢々杜絶スル
 狀況デシタ終戦頃ニ到リマシテハ此ノ狀態ハ一層悪化シテ居リマシタ

裏面白紙

Def Doc No. 2037

昭和二十二年（一九四七年）八月二日 於東京

供 述 者 高 山 彦 一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 佐 々 川 知 治

裏面白紙

D of Doc No. 2037

1897. 10. 10

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ諷秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

官
誓
書

署名捺印

高
山
彦
一

242

243

裏面白紙